

2024

ディスクロージャー誌

2023.04.01 - 2024.03.31

ソニーフィナンシャルグループ株式会社

目次

イントロダクション

ビジョン・バリュー	1
ソニーフィナンシャルグループの概要	2
財務・非財務ハイライト	4
CEOメッセージ	6

戦略・レビュー

ソニーフィナンシャルグループ	
中期経営計画の概要	10
ERM・ESR	13
生命保険事業	14
損害保険事業	16
銀行事業	18

SFGの価値創造

サステナビリティ	20
TCFD提言に沿った気候関連情報の開示	25
ステークホルダーとのかかわり	28
役員一覧	36
コーポレートガバナンス	38
リスクガバナンス	39
コンプライアンス	42

コーポレート・セクション

会社概要・株式情報	46
グループ各社の概要（主要子会社）	47

資料編

事業概況・事業系統図	48
財務ハイライト	49
SFGI連結財務諸表	50
連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項	58
注記事項	62
セグメント情報	80
自己資本の充実の状況等について	83
その他財務データ	107
報酬等に関する事項について	109
用語集	112
開示項目一覧	115

編集方針

本誌は、保険業法第271条の25および銀行法第52条の29に基づいて作成したディスクロージャー資料（業務及び財産の状況に関する説明書類）です。SFGIでは、掲載項目の整理・検討にあたっては、経済産業省の「価値協創ガイダンス」を参照しています。



社名などの略称表記

本誌では、社名などの表示に次の略称を使用している箇所があります。

ソニーフィナンシャルグループ	SFG
ソニーフィナンシャルグループ株式会社	SFGI
ソニー生命保険株式会社	ソニー生命
ソニーライフ・コミュニケーションズ株式会社	ソニーライフ・コミュニケーションズ
ソニーライフ・ウィズ生命保険株式会社	ソニーライフ・ウィズ生命
ソニー生命ビジネスパートナーズ株式会社	ソニー生命ビジネスパートナーズ
ソニー損害保険株式会社	ソニー損保
ソニー銀行株式会社	ソニー銀行
ピー・エックス・ジェイ・イー・ワン・ホールディング株式会社	ピー・エックス・ジェイ・イー・ワン・ホールディング
ソニーペイメントサービス株式会社	ソニーペイメントサービス
ETCソリューションズ株式会社	ETCソリューションズ
ソニー・ライフケア株式会社	ソニー・ライフケア
ライフケアデザイン株式会社	ライフケアデザイン
プラウドライフ株式会社	プラウドライフ
ソニーフィナンシャルベンチャーズ株式会社	ソニーフィナンシャルベンチャーズ
ソニーグループ株式会社	ソニーグループ（株）

見直しに関する注意事項：

本誌に記載されている、SFGの現在の計画、見直し、戦略、確信などのうち、過去の事実でないものは、将来の業績に関する見直しや試算であり、現在入手可能な情報から得られたSFGの経営者の仮定、決定ならびに判断に基づいています。実際の業績は、多くの重要なリスクや不確実な要素により、これら業績見直しと大きく異なる結果となりうるため、これら業績見直しのみで全面的に依拠することは控えるようお願いします。また、新たな情報、将来の事象、その他の結果にかかわらず、SFGが将来の見直しや試算を見直して改訂するとは限りません。SFGはそのような義務を負いません。

●SFGI、ソニー生命、ソニー損保およびソニー銀行の業績（連結・単体）は、それぞれ日本の会計基準に準拠して作成しており、その会計基準は、SFGIの親会社であるソニーグループ（株）が開示する連結業績の準拠する国際財務報告基準（以下「IFRS」）とは異なります。なお、本誌では、資本市場における国際的な財務情報の比較可能性の向上およびSFGが重視する長期視点での経営に適した経営指標を示す観点から、SFG各社のIFRSにもとづく過年度の業績および将来の目標値を開示していますが、SFGはこれらの開示が投資家の皆様には有益な情報を提供すると考えています。これらのIFRSにもとづく開示は、日本の会計基準に則って開示されるSFGI、ソニー生命、ソニー損保およびソニー銀行の経営成績を代替するものではなく、追加的なものとしてご参照ください。本誌に記載されているSFGI、ソニー生命、ソニー損保およびソニー銀行のIFRSにもとづく過年度の業績および将来の目標値は公認会計士または監査法人の監査およびレビューを受けていません。

●本誌に記載している修正純利益および修正ROEは、それぞれ一時的な損益の影響を含まないことから、事業の持続的な収益力を表すとともに、金融事業を営むSFGの投資とそのリターンの循環による中長期での事業拡大をマネジメントの観点から確認することができると考えています。これらの経営指標はIFRSおよび日本の会計基準に則った開示ではありませんが、SFGはこれらの開示が投資家の皆様には有益な情報を提供すると考えています。修正純利益および修正ROEは、IFRSに則って開示されるソニーグループ（株）および日本の会計基準に則って開示されるSFGI、ソニー生命、ソニー損保およびソニー銀行の経営成績を代替するものではなく、追加的なものとしてご参照ください。

●SFGは、SFGIと、その傘下のソニー生命、ソニー損保、ソニー銀行、ソニー・ライフケア、ソニーフィナンシャルベンチャーズならびにその子会社および関連会社から構成される金融サービスグループを指します。

●本誌に掲載されている金額は、特に記載のない限り、数値は表示単位未満は切捨て、比率や増減率は四捨五入で表示しています。

●「ライフプランナー」はソニー生命の登録商標です。その他、本誌に掲載されている会社名・商品名は、各社の商標または登録商標です。



ソニーフィナンシャルグループ ビジョン・バリュー

ビジョン | 目指す姿

心豊かに暮らせる社会を目指し、
人に寄り添う力とテクノロジーの力で、
一人ひとりの安心と夢を支える金融グループになる

バリュー | 価値観

お客さま本位	お客さまの真のニーズを探知し、期待を超える商品・サービスを提供する
独自性	自由闊達な企業風土のもと、いきいきと働き、私たちならではの価値を追求する
夢と好奇心	夢と好奇心から、未来を拓く
多様性	多様な人、異なる視点がより良いものをつくる
高潔さと誠実さ	倫理的で責任ある行動により、ソニーブランドへの信頼に応える
持続可能性	規律ある事業活動で、ステークホルダーへの責任を果たす

Sony's Purpose & Values

https://www.sony.com/ja/SonyInfo/CorporateInfo/purpose_and_values/

既存の枠にとらわれず 新たな金融事業を生み出していく

ソニーフィナンシャルグループは、ソニーグループ（株）がつくった金融サービスグループです。「人のやらないことをやる」というソニースピリットを原動力に、既存の金融機関が満たさきれていないニーズに応える新しいビジネスモデルで、業界の常識に挑んできました。生保・損保・銀行・介護事業などを営む総合金融グループとして、人に寄り添う力とテクノロジーの力で、お客さまが「自分らしく生きる」ことを支える存在であり続けます。



生命保険事業



金融グループの中核事業です。保険・金融のプロフェッショナルである「ライフプランナー」が、お客さまの描くライフプランに応じた保障プランをオーダーメイドで設計します。

設立：1979年（昭和54年）8月10日
代表者：代表取締役社長 高橋 薫
資本金：70,000百万円

他のグループ会社（生命保険の募集に関する業務）
ソニーライフ・コミュニケーションズ株式会社



損害保険事業



ダイレクト保険のリーディングカンパニーとして、自動車保険、火災保険などを中心に、お客さまニーズに合わせた高品質な商品やサービスを提供しています。

設立：1998年（平成10年）6月10日
代表者：代表取締役社長 坪田 博行
資本金：20,000百万円



銀行事業

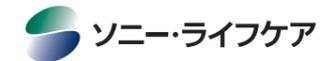


個人のお客さまを対象に、質と利便性の高い金融商品・サービスを提供するインターネット銀行です。

設立：2001年（平成13年）4月2日
代表者：代表取締役社長 南 啓二
資本金：38,500百万円



介護事業



ご利用者のこれまでの人生とこれからの生活を第一に考える介護サービスを提供しています。

設立：2014年（平成26年）4月1日
代表者：代表取締役社長 伊藤 浩気
資本金：2,625百万円

他のグループ会社（有料老人ホームの企画・管理・運営等）
ライフケアデザイン株式会社
プラウドライフ株式会社



ベンチャーキャピタル事業



フィンテックなどに独自の強みを持つベンチャー企業に投資しています。

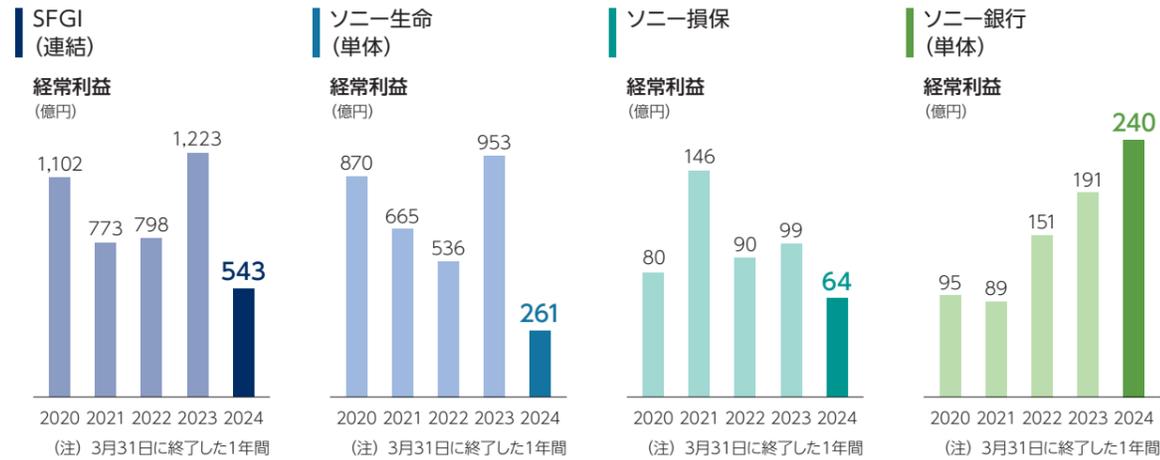
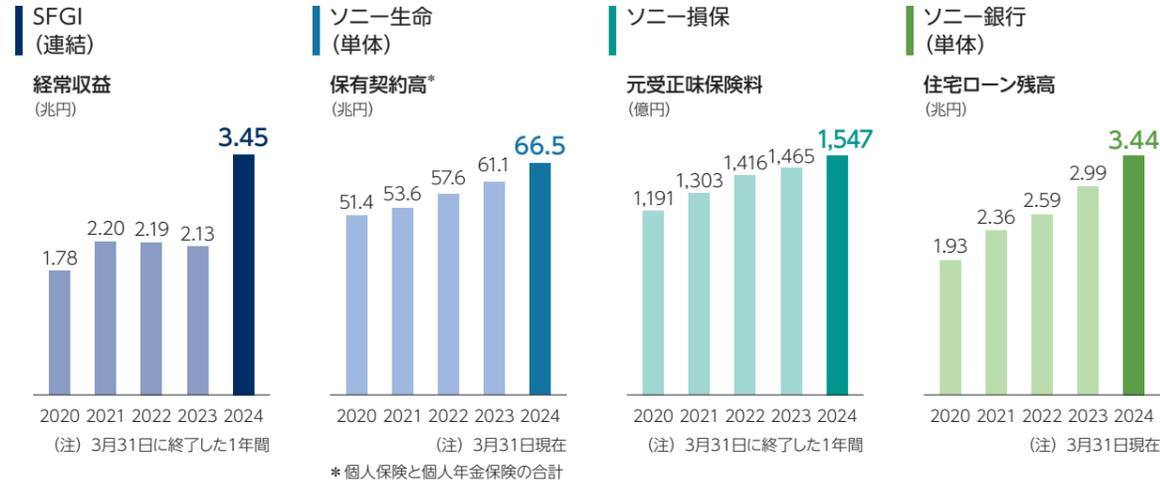
設立：2018年（平成30年）7月10日
代表者：代表取締役社長 遠藤 俊英
資本金：10百万円

グループのあゆみ

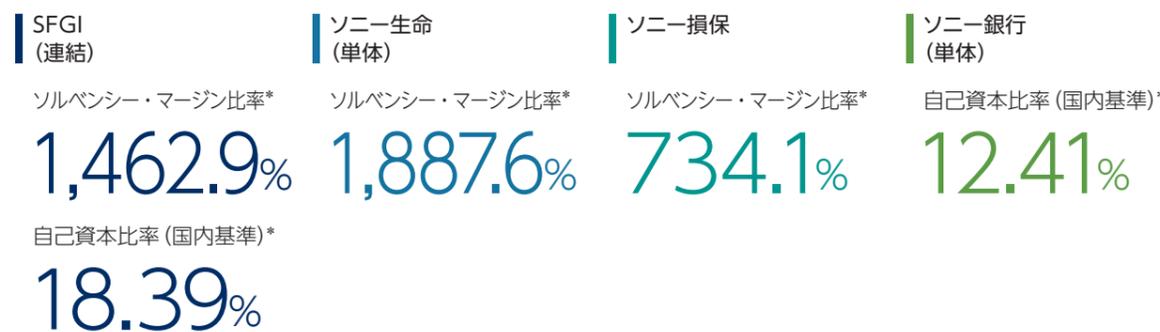


財務ハイライト

収益性指標



健全性指標 (2024年3月31日現在)



(注) ソニー生命は、2021年4月1日付でソニー生命を吸収合併存続会社、ソニーライフ・ウィズ生命を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。ソニー生命の2021年度の単体業績は、当該吸収合併を反映した業績ですが、比較年度である2020年度以前の単体業績は、ソニーライフ・ウィズ生命の業績を含めておりません。

格付情報 (2024年7月1日現在)

格付会社	SFGI	ソニー生命	ソニー銀行
格付投資情報センター (R&I)	発行体格付 AA-	保険金支払能力格付 AA	AA
S&Pグローバル・レーティング・ジャパン (S&P)	—	保険財務力格付 A+	カウンターパーティ格付 長期 A 短期 A-1

非財務ハイライト

従業員数*1



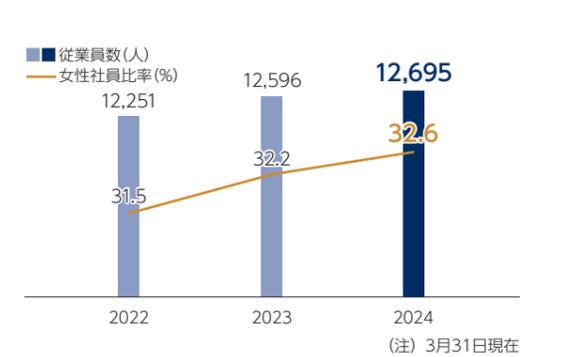
▶ P46 会社概要

従業員基本データ*1

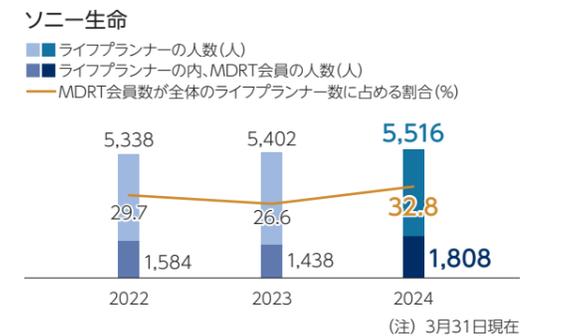
	2022年度	2023年度
平均勤続年数	9.3年	10.2年
採用数	男性 821名 女性 666名 全体 1,487名	男性 874名 女性 671名 全体 1,545名
定年退職者数	14名	11名
再雇用者数	148名	148名
離職率*2	男性 7.1% 女性 9.4% 全体 7.7%	男性 7.1% 女性 9.4% 全体 7.7%

*1 SFGI、主要3子会社および介護事業3社
*2 正規社員自己都合退職のみ
*3 MDRT: Million Dollar Round Table (卓越した生命保険・金融プロフェッショナルの世界的な組織)

従業員数に占める女性社員の割合*1



ライフプランナー数およびMDRT*3会員数の割合



「突き抜けた価値」を提供する、 唯一無二の金融サービス企業を目指します



代表取締役社長 兼 CEO

遠藤 俊英

2023年6月にソニーフィナンシャルグループ株式会社 (SFGI) の社長 兼 CEOに就任してから1年が経過しました。社長就任後、私は、「深化」と「探索」を共に行う「両利きの経営」を展開することで、社会経済の変化を的確にとらえ、お客さまと正面から向き合える組織を作ることに注力してまいりました。後述します、新たな中期経営計画(2024~2026年度)(以下、新中計)においても、既存ビジネスの成長である「深化」と、さらなる成長に向けたグループ横断の取組みである「探索」により、持続的な企業価値の向上を目指します。

上場に向けて

今年は、2025年10月を目途とした、ソニーグループ(株)によるパーシャル・スピノフの実行と、SFGIの株式上場に向け、具体的な準備を進めていく重要な年です。

上場に向けて、まずは株主・投資家の皆さまをはじめとするさまざまなステークホルダーの信頼を獲得し、継続的にサポートいただける会社となる必要があると認識しています。そのため、新中計期間中は安定的なキャッシュフローの創出に注力し、最終年度である2026年度には、IFRS17号ベースで、修正純利益1,200億円、修正ROE10%以上とすることを目標として掲げています。これには、上場企業として、資本コストを上回る利益水準の達成が必須であるとの意図が込められています。 **P12 中期経営計画の経営数値目標**

前中期経営計画を踏まえた新中期経営計画における「深化」

目標の達成に向け、新中計の戦略のうち既存ビジネスの成長である「深化」について、ソニー生命、ソニー損保、ソニー銀行で取組む施策・注力領域は以下の通りです。

ソニー生命では、大きく分けて2つの戦略を掲げています。

一点目は、営業生産性の向上です。先進的なコンサルティングシステム「GLiP」の活用や変額個人年金保険「SOVANI」をはじめとした商品ラインアップの強化、法人営業の一層の推進などにより、ライフプランナー一人当たりの生産性は前中計期間中に2倍近く向上しました。また、ソニー生命全体での法人顧客向けの新契約高は約3.7倍と大きく伸長しました。この法人分野の伸長には、中小企業を中心とした法人顧客に向けた総合コンサルティングツール「Biz-Plan」の活用と、営業最適化プロジェクトの実施による代理店チャネルの成長が大いに寄与しました。営業最適化プロジェクトとは、ソニー生命本社が主導し、ソニー生命の代理店向け営業職員(代理店サポーター)の営業活動の可視化と標準化、代理店・募集人の行動特性を分析し、営業活動の改善サイクル構築に活かす取組みです。新中計においても、ライフプランナートップ層および代理店サポーターへの支援を強化し、高付加価値業務に専念できる環境を整備してまいります。

二点目は、顧客セグメントの拡大です。前中計期間中に顕著に成長した法人分野については、事業承継・福利厚生領域を強化するとともに、経営者個人への保険の展開を進めていきます。また従来ソニー生命の主力セグメントであったファミリー層に加え、シニア層に対しても、AIを活用したライフプランニングの高度化や、シニア向けのサービス・商品の強化に取組みます。 **P14 生命保険事業**

次に、ソニー損保です。

2023年度においては、交通量回復にともなう損害率の上昇により、修正純利益が減少したものの、前中計期間中も自動車保険・火災保険を中心に契約件数は堅調に伸長しました。また、ソニーブランドに由来する高いブランド認知度と良質な損害保険サービスにより、顧客満足度について高い評価を頂くことができました。さらにはAIの活用により、運転特性の計測ができる「GOOD DRIVE アプリ」の提供や、顧客データプラットフォームを中心としたマーケティングの高度化も進みました。

新中計においては、自動車保険では、契約・事故対応を一つの窓口で対応する新たなサービスの導入などにより、お客さまの利便性向上を図っていきます。また、火災保険では、ハザードマップを活用した丁目単位でのプライシングを通じて訴求力のある補償を提供するとともに、自動車保険で培ったマーケティングに関するノウハウを活用してまいります。 **P16 損害保険事業**

次に、ソニー銀行です。

主力の住宅ローン事業は引き続き堅調に推移しており、2023年度は、住宅ローン残高が3.4兆円を超える規模に成長しました。提携業者・代理店チャネルを中心に住宅ローンを推進し、デフォルト率も低位に推移しています。もう一つの主力事業である外貨事業については、前中計期間中に、活況な為替相場をとらえた外貨預金のプロモーション強化が奏功し、外貨預金残高が過去最高となりました。

新中計においては、成長エンジンである住宅ローン事業と外貨事業を中心に、顧客ニーズと金利の環境変化をとらえた、さらなる商品・サービスの強化を図ります。また、顧客基盤拡大に資する取組みとして、従来の、お客さまの「ライフイベント」起点でのタッチポイント創出に加え、エンタテインメントをはじめとした、さまざまな「コミュニティ」起点での新たなタッチポイントの創出にも注力していきます。 **P18 銀行事業**

次なる成長に向けた「探索」

新中計の戦略のうち、さらなる成長に向けたグループ横断の取組みである「探索」について、SFGでは、顧客セグメントの拡張を成長戦略の核としています。具体的には、現在の主力セグメントであるファミリー層に加え、将来の潜在的な顧客基盤になりうるZ世代・若年層、幅広く独自のニーズを持つ法人オーナーを中心とした準富裕層・富裕層、ファミリー層のライフステージ移行によるプレシニア・シニア層へとリーチし、顧客基盤の拡大を目指します。それぞれの顧客層に向けた取組みについては、P10以降に記述しますが、いずれも最適なアプローチ方法を採用し、将来的な収益貢献を見据えたSFG顧客基盤への取込みを図ります。また、こうした取組みにおいて鍵となるのはソニーグループとの連携です。ソニーが強みとするブランドとテクノロジーを軸とし、エンタテインメントを中心とした事業間連携により、非金融から金融へのシームレスな顧客体験の創出を目指します。

新中計の戦略を支える基盤となるのは、「ガバナンス」と「サステナビリティ」です。SFGは会社の機関設計として、今年度中に指名委員会等設置会社への移行を予定しており、ガバナンス面で経営基盤を強化してまいります。またサステナビリティについては、今年度設定したESG投融資のグループ目標やGHG排出量削減目標の達成に加え、いわゆるインパクト投資をSFGとして追求していく中で、社会や環境課題の解決に資する取組みをSFG一丸となって推進してまいります。 **P11 顧客セグメントの拡張とソニーグループとの連携強化** **P20 サステナビリティ**

SFGのコアコンセプトと目指す姿

SFGは、新中計期間の先にある2030年を見据え、成長投資を加速させ、新しい市場の開拓、新しい金融サービスの創出にチャレンジしていきます。

そうした成長戦略の前提として、SFGの「目指す姿」を定めました。まず、「目指す姿」の「コアコンセプト」となるのが、“感動寿命”を中心とした3つの寿命（感動寿命・資産寿命・健康寿命）です。生きる土台である“健康寿命”と、経済的な健全性である“資産寿命”に加え、「自分らしく生きる」ことをSFGとして新たに“感動寿命”ととらえています。これら3つの寿命に対し、SFGは人に寄り添う力とテクノロジーの力で、お客さまを支え続ける存在となることを目指してまいります。 **P10 中期経営計画の概要** **P20 サステナビリティ**

強固な財務基盤と積極的な株主還元方針

パーシャル・スピンオフにともなう株式上場は、SFGにとって成長と進化を遂げる大きなチャンスですが、独自の成長戦略に加え、強固な財務基盤の整備は必要不可欠です。ソニー生命では健全性の適正水準維持のため、保守的な方針に基づき従来からALM（資産・負債の総合管理）運用を徹底してきた結果、資産と負債のデュレーションギャップはほぼ解消されました。しかし足元の金利上昇局面において、再びデュレーションギャップが発生し、2023年度末のSFG連結ESR（経済価値ベースのリスク量に対する資本の比率）は198%へと低下しました。引き続き目標水準の範囲内にありますが、金利に対する感応度の高さは、対処すべき喫緊の課題と認識しています。ソニー生命における、商品ポートフォリオの変革や新契約・既契約での再保険の活用、ヘッジ手段の高度化などにより、ESR感応度の低減に向けた取組みを進めていきます。

SFGの資本戦略は、循環的なERM（統合的リスク管理）を通じ、収益性と健全性の双方を両立させ、利益と株主還元の安定的成長を実現することです。そのために持株会社において、SFG全体の最適な資本配分に取り組んでまいります。また上場後は、修正純利益の40～50%前後を配当に充当する方針とし、1株あたり配当額の安定的な増加を目指してまいります。 **P13 ソニーフィナンシャルグループ ERM・ESR**

配当を除いた修正純利益の残り50～60%は、財務の健全性を確保しつつ、成長に向けた投資に活用してまいります。現時点では事業別の配分は決めず、成長に資する案件があれば是々非々で検討していく方針です。投資の領域としては、システム投資や人材投資、商品・販売チャネルの拡充や方向性を同じくする企業とのアライアンスのほか、将来的にはM&Aや海外案件など新たな成長に向けた投資も視野に入れていきます。

SFG“第二の創業”の実現に向けて

今年度は、新中計がスタートするタイミングであるとともに、2025年10月のパーシャル・スピンオフと上場を控えた私たちにとって、“第二の創業”を成し遂げるために邁進する大変重要な年です。SFGが、株主の皆さまをはじめ幅広いステークホルダーの皆さまに真にご評価いただけるような、お客さまに「突き抜けた価値」を提供する唯一無二の金融サービス企業となれるよう、全力で取り組んでまいります。

皆さまの引き続きのご支援を心よりお願い申し上げます。



2024-2026年度 ソニーフィナンシャルグループ 中期経営計画の概要

新たな中期経営計画では、ソニーフィナンシャルグループが2030年度において目指す姿からバックキャストし、「両利きの経営」における「深化」と「探索」の考え方に基づいた戦略を策定しました。既存ビジネスの成長である「深化」と、さらなる成長に向けたグループ横断の取組みである「探索」の両面により、持続的な企業価値の向上を目指してまいります。

SFGのコアコンセプト

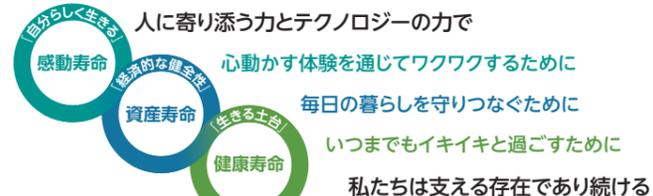
2024年度を始期とする中期経営計画の策定にあたり、SFGは、人生100年時代を自分らしく生きる人を支えるため、“健康寿命”と“資産寿命”に加え、「自分らしく生きる」ことを“感動寿命”にとらえ、これら3つの寿命をコアコンセプトに位置づけました。また、お客さまの3つの寿命に対し、SFGとしてどのように支えていくを示したのが「目指す姿」です。SFGは、自分らしく生きるお客さまを、人に寄り添う力とテクノロジーの力で、支える存在であり続けるよう取組んでまいります。

SFGのコアコンセプト

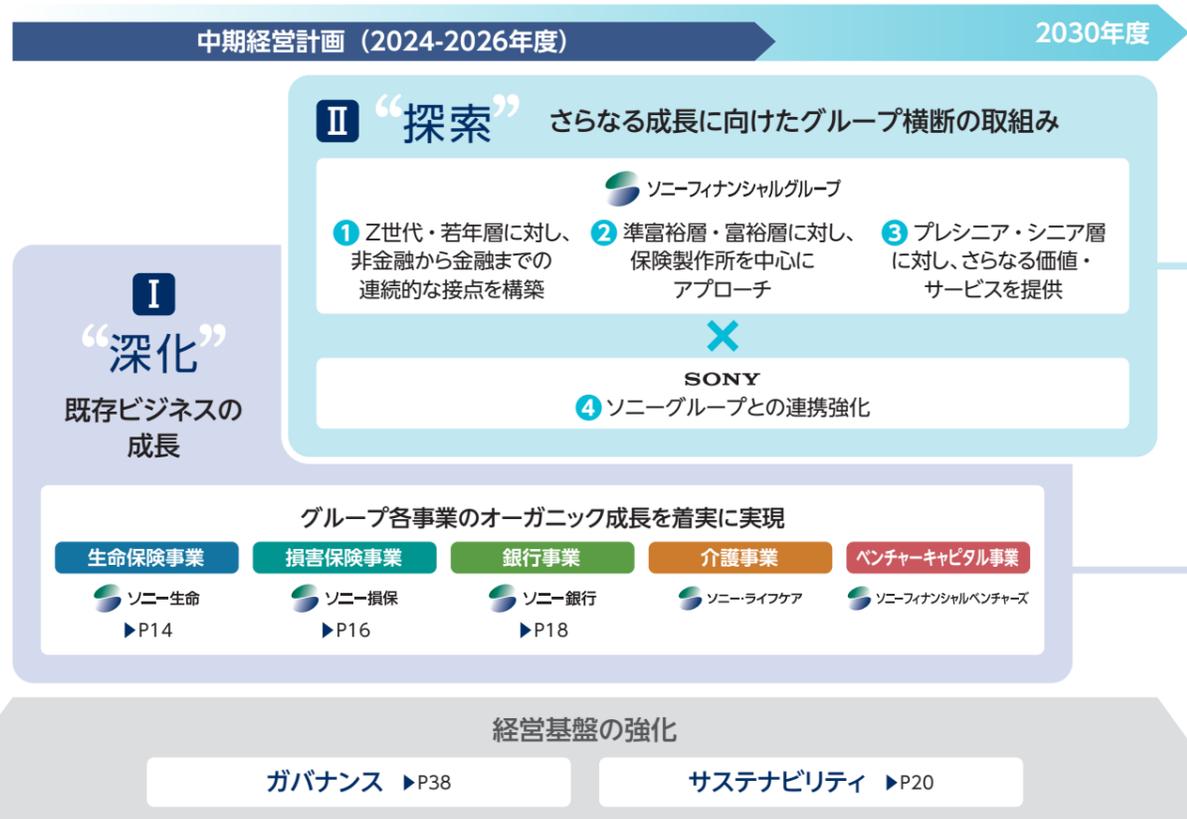
人生100年時代、自分らしく生きていく。



SFGの目指す姿



中期経営計画の成長戦略全体像

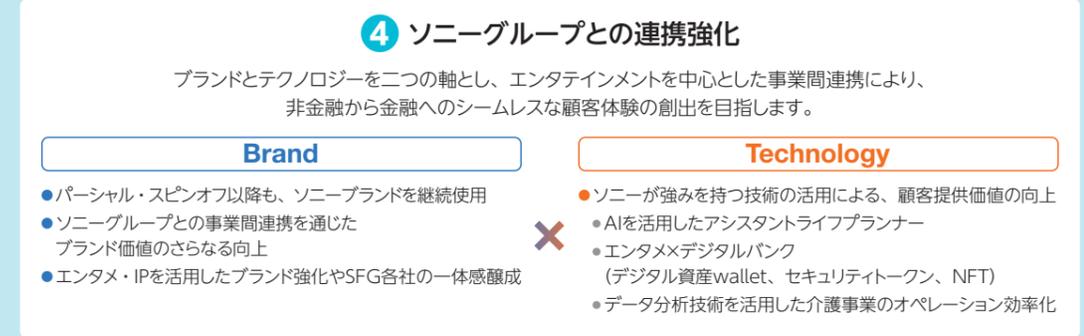


I “深化” 既存ビジネスの持続的なオーガニック成長

「深化」については、グループ各事業の持続的な成長を着実に実現していきます。ソニー生命では、事業環境が変化する中でも高水準の業績を維持できるよう、ライフプランナーチャネル・代理店チャネル両チャネルの競争優位性を高めていきます。ソニー損保では、訴求力のある商品・サービスの提供や、ターゲット層に応じたプロモーション展開により、自動車保険・火災保険を中心にトップラインを伸ばしていきます。ソニー銀行では、成長エンジンである住宅ローン事業・外貨事業を中心にトップラインを伸ばさせるとともに、経費率を抑制し、着実な利益成長を目指します。 P14~19

II “探索” 顧客セグメントの拡張とソニーグループとの連携強化

「探索」については、グループ一体となって推進すべき領域として位置づけています。探索領域の中心となる取組みは、「顧客基盤の拡張」と「ソニーグループとの連携」です。顧客基盤の拡張について、具体的には、従来の主要顧客層であるファミリー層に加え、Z世代・若年層、準富裕層～富裕層（法人オーナー）、プレシニア・シニア層へとリーチしていきます。 P14~19



中期経営計画の経営数値目標

中計の最終年度である2026年度の目標として、IFRS17号ベースで、修正純利益は1,200億円、修正ROEは10%以上を目指しています。

SFGIIは、2025年10月に予定している上場の時点では、日本の会計基準を適用する予定ですが、2026年度にIFRSへと移行することを予定しています。これは、SFGの主たる事業である保険事業において、IFRSの方が事業の成長と利益成長の時間軸をより整合的にお示しできること、またグローバルスタンダードといえる会計基準であることを理由としています。

2026年度におけるKPI目標

	2023年度 実績	2026年度 目標	
修正 ^{*1} 純利益 (IFRS)	SFG連結	894億円	1,200億円
	ソニー生命	705億円	980億円
	ソニー損保	68億円	90億円
	ソニー銀行	114億円	120億円
修正 ^{*2} ROE (IFRS)	SFG連結	8.1%	10.0%以上

1 当期純利益-調整項目^{}
 ※調整項目 ソニー生命：①投資損益のうち変額保険関連損益^{注1}・為替差額（除くヘッジコスト相当分^{注2}）、②保険金融損益のうち変額保険関連損益^{注3}・為替差額、③有価証券の売却損益、④その他一過性の損益
 注1：変額保険・変額個人年金保険見合いで有する、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産から生じるもの
 注2：ヘッジポジションを保持するために必要な取引手数料・マージンコスト。純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定（FVO指定）した債券から生じる当期の経過利息（期首金利に基づく）を含む
 注3：変額保険・変額個人年金保険に係る基礎となる項目の変動ならびに金利およびその他金融リスクの変動による影響
 SFGI、ソニー損保、ソニー銀行、その他子会社：一過性の損益

2 修正純利益÷純資産^{}
 ※分母となる純資産は四半期平均純資産を使用：(期首純資産+各四半期末純資産)÷5

グループ各社における主要計数目標

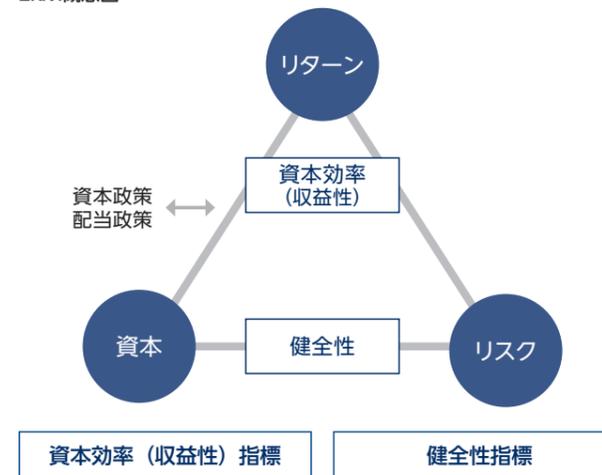
	2023年度 実績	2026年度 目標	
ソニー生命	IFRS新契約価値 ^{*1}	2,618億円	約2,600億円
	IFRS包括資本 ^{*2}	2.3兆円	2.9兆円
ソニー損保	元受正味保険料	1,547億円	1,850億円
	コンパインド・レシオ ^{*3}	87.5% (損害率61.0%+事業費率26.5%)	88.5% (損害率61.6%+事業費率26.9%)
ソニー銀行	住宅ローン残高	3.4兆円	4.6兆円
	外貨預金残高	6,147億円	7,600億円
	口座数	193万口座	236万口座

*1 IFRS新契約価値はIFRSに基づく新契約に係る契約上のサービスマージン（CSM）+新契約損失要素でIFRS新契約価値（税引前）を算定し、ソニー生命の実効税率を使用し税引後の数値を算定
 *2 IFRS包括資本はIFRS純資産と税後CSMを加算して算定
 *3 コンパインド・レシオは正味損害率と正味事業費率を加算して算定

グループERM^{*}

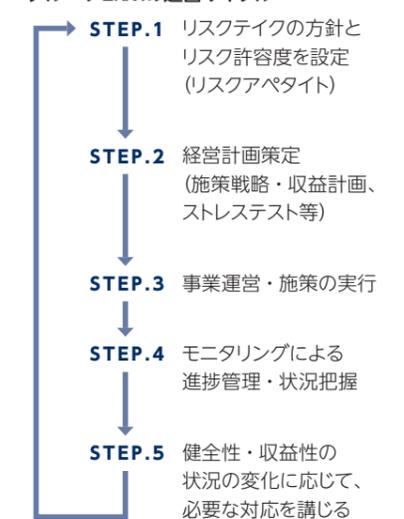
SFGは、グループERMの枠組みを導入しています。資本・リスク・リターンバランスおよび最適化を図るとともに、資本効率の向上をグループ全体の経営に浸透させ、SFGの持続的な成長と中長期的な企業価値の最大化を目指します。リスクアペタイトに基づく経営計画の策定・実行およびモニタリングを通じて、PDCAサイクルの構築を進めています。また、関連規制動向も視野に入れつつグループERMの高度化も図ってまいります。

ERM概念図



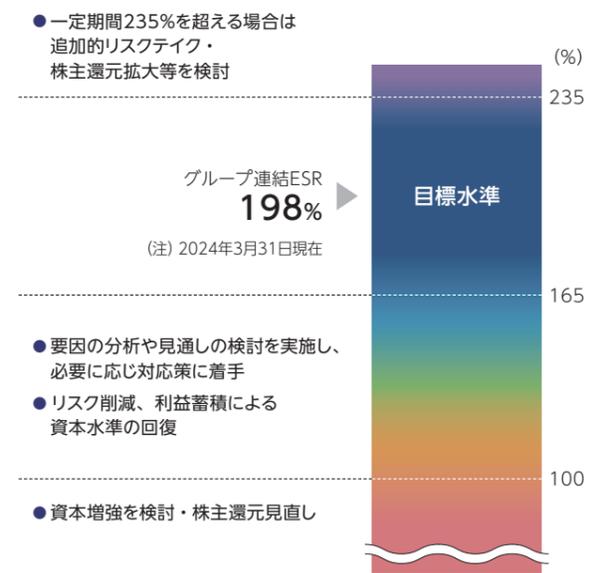
* ERM (Enterprise Risk Management) : 統合的リスク管理

グループERMの運営サイクル



グループ連結ESR^{*}

SFGでは、「グループERMに関する基本方針」に、グループ連結ESRについて定めており、収益・リスク・資本のバランスに配慮した経営判断を行ううえでの重要指標のひとつとして活用しています。グループ連結ESRは、グループのリスク量に対する資本充実度を示したものであり、当社グループとしてERMにおける健全性確保と資本効率の観点から当面目指す水準は、165%~235%としています。



* ESR (Economic Solvency Ratio) : 経済価値ベースのリスク量に対する資本の比率
 (注) グループ連結ESRは、大局的な経営判断に役立てることを目的に欧州ソルベンシーIIやICS、国内の経済価値ベースのソルベンシー規制動向等を参考に算出しています。一部で簡易的な計算方法を採用しており、計算プロセスおよび結果の妥当性に関しては、第三者の検証等は受けていません。

生命保険事業



目指す姿

●お客さま一人ひとりが、多様な「生きがい」に気づき、人生100年時代を自分らしく歩み続けられるように、一生涯の伴走者としてお客さまに寄り添い、心豊かな人生をお守りします。

概要

●主な取扱商品：死亡保障（定期保険・米ドル建保険・変額保険）、生前給付保険、医療保険、学資保険、年金保険、法人向け保険
●主な販売チャネル：ライフプランナー（営業社員）、パートナー（募集代理店）

強み

●お客さま一人ひとりのゴールの実現をサポートする「トータルライフプランニング」に基づく、長期の資産形成と合理的な保障の提供・維持
●顧客満足度の高い業務運営
●負債特性に合わせたALM運用による財務健全性の確保

リスク

●国内保険市場の縮小、ファミリー層の縮小

機会

●新たな保障・資産形成などのニーズの増加



* 構成比率は介護・ベンチャーキャピタル事業および事業間の内部取引消去を除いて算出

安心・安全な生活の提供

●ライフプランナーによる質の高いコンサルティングセールス・コンサルティングフォローを通じて、お客さまのライフプラン・ゴール実現をサポート

創出価値

健康・長寿社会への貢献

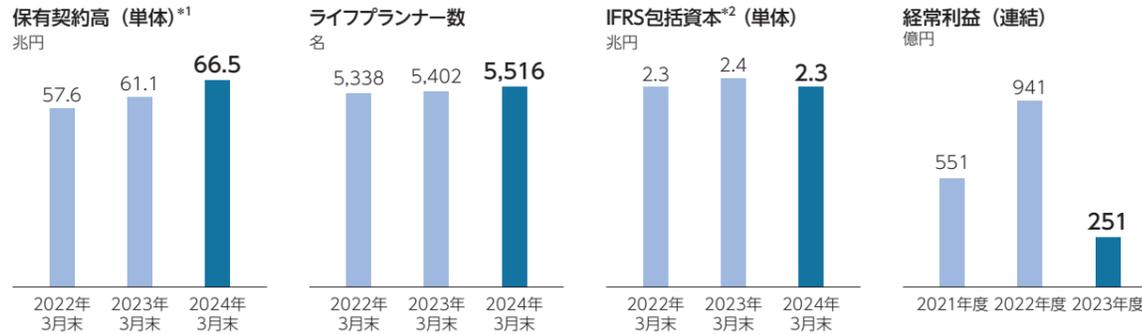
●「人生100年時代」における、長期の資産形成や合理的な保障の確保に向けた保険商品の提供
●健康や医療などの情報・サービス提供を通じて、お客さまの健康をサポート

2023年度実績レビュー

ソニー生命は、ライフプランナーチャンネルにおいては、厳選採用の徹底や教育・育成の強化、ライフプラン分析システム「GLIP」や、長期の資産形成や合理的な保障の確保に資する「トータルライフプランニング」サービスの推進などをはじめ、コンサルティングセールス・フォローの深化に取り組まれました。代理店チャンネルにおいては、パートナーの特性に応じた支援の拡充などにより、コンサルティング力のさらなる強化に取り組まれました。

2023年度の経常利益は、市況の影響により、前年度を大きく下回りましたが、新契約については、新契約年換算保険料・新契約価値ともに増加基調で、その結果、トップラインは順調に伸展しています。

主要指標の推移



*1 個人保険と個人年金保険の合計
*2 IFRS純資産と税後CSMの合計

中期経営計画における成長に向けた取組み

外部環境が変化する中でも、前中期経営計画で実現した高水準の業績を維持すべく、ライフプランナーチャンネル・代理店チャンネルにおける取組みを深化させていくとともに、多様なニーズへの対応を通じて、顧客セグメントを拡大させていきます。

また、保険事業としての十分な健全性の確保を前提としたうえで、持続的な成長の実現に向けて、利益の安定化・収益力の強化に引き続き取り組んでいきます。

■ ライフプランナーチャンネル・代理店チャンネル強化による営業生産性の向上

前中期経営計画で注力してきたライフプランナーの生産性向上、法人営業の強化などの取組みにより、ソニー生命の新契約高・業界シェアは着実に増加しています。

特に、代理店チャンネルにおける法人向けの新契約高は、2019年度比で5倍以上の著しい成長を達成しました。

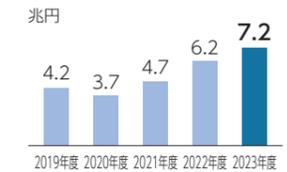
本中期経営計画においても、ライフプランナーや代理店サポーターの採用・教育の強化、DXを活用した事務効率化等の施策を通じて、トップ層のライフプランナーや代理店サポーターが、高付加価値業務に専念できる環境を整備していきます。

ソニー生命の新契約高*1・本邦シェア*2推移

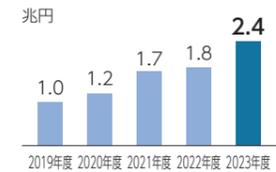


*1 生命保険統計号に記載の個人保険・個人年金保険の合計
*2 ソニー生命のシェアはソニー生命の新契約高を業界全体の契約高で除して算出

ライフプランナーチャンネルの新契約高



代理店チャンネルの新契約高



■ 顧客セグメントの拡大

従来主力セグメントとしていたファミリー層に加え、法人のお客さま、シニア層のお客さまへの価値提供を拡大していきます。

法人のお客さまに対しては、事業保障の提供に加え、事業承継・福利厚生領域の商品・サービスの提供を強化するとともに、法人経営者個人へのアプローチも強化していきます。

シニア層のお客さまに対しては、AIを活用したシニアライフプランニングの高度化や、シニア層ニーズに対応する商品・サービスの強化に取り組んでいきます。

■ 持続的な成長を支える財務基盤の強化

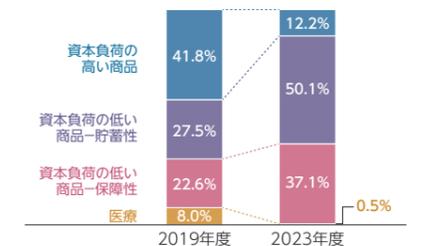
健全性の維持と利益安定化・収益力強化に向け、営業・商品開発・資産運用の三位一体にてリスクとリターンを管理し、財務基盤の強化を図ります。

商品ミックスについては、前中期経営計画にて、終身保険に代表される資本負荷の高い商品から、資本負荷の低い貯蓄性保険や保障性保険の販売へシフトした結果、2023年度の新契約においては、高い資本効率の実現を可能とする商品構成への変革を実現しました。

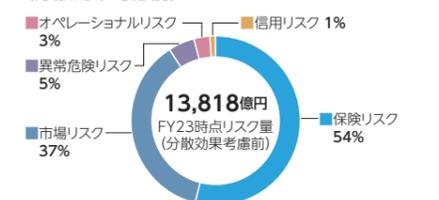
資産運用について、徹底したALM運用の結果、デフレギャップはほぼ解消されてきましたが、足元の金利上昇にともない、再びデフレギャップが生じています。こうした金利変動に耐えうる柔軟なポートフォリオの構築に向け、より高度なALM運用に取り組んでいきます。

また金利上昇にともない市場リスクの割合が緩やかに上昇しており、再保険の活用やヘッジ手段の高度化などにより、低水準な市場リスクの維持に努めていきます。

商品ミックスの推移 (IFRS新契約価値ベース)



経済価値ベースリスクプロファイル (分散効果考慮前)



損害保険事業



目指す姿

- お客さまにとって価値ある「違い」の創出に挑戦し、安心と感動をお届けすることで、一人ひとりが豊かに暮らせる社会の実現に貢献します。

概要

- 個人向けのダイレクト保険会社
- 主な取扱い商品：自動車保険、火災保険、医療保険、海外旅行保険
- 主な販売チャネル：インターネット

強み

- 一人ひとりのリスクに合わせた合理的な保険料設定
- 事故対応、カスタマーセンター、ウェブサイトなどにおける高品質なサービス
- 高度なマーケティング力

リスク

- 自然災害の頻発・甚大化による損害率・再保険料の上昇

機会

- 自然災害に備えた保険ニーズの高まり
- ECニーズの高まり

2023年度
事業別構成比率
(経常利益)

約12%

* 構成比率は介護・ベンチャーキャピタル事業および事業間の内部取引/消去を除いて算出

創出価値

- 安心・安全な生活の提供**
 - 先進技術活用による、交通事故の少ない安全な社会の実現への貢献
 - 安全で安心して暮らせる住まいへの貢献
- 健康・長寿社会への貢献**
 - 医療保険ビジネスを通じ、お客さまニーズに即した保障を提供
- 生活の利便性の向上**
 - 自動運転・MaaS（モビリティ・アズ・ア・サービス）などの社会変化に対応した新商品を開発

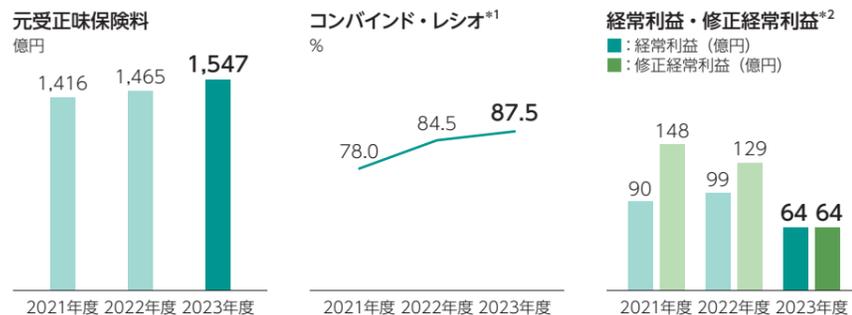
2023年度実績レビュー

ソニー損保は、事故解決サービスの改善や、契約手続サービスにおけるオペレーターの対応品質の向上などお客さま本位の取組みを推進し、今年度もさまざまな外部評価機関による業界最高水準の顧客満足度評価を頂きました。

また、自動車保険におけるウェブサイトからの契約引受範囲の拡大や、火災保険における価格競争力向上などに取組んだ結果として、着実に業容拡大を継続できました。

コンバインド・レシオは、交通量回復にともなう自動車事故件数の増加に加え、支払保険金単価の上昇や自然災害の発生等による損害率の悪化により上昇傾向にありますが、競合他社比では低い水準を維持しています。

主要指標の推移



*1 コンバインド・レシオ=正味損害率+正味事業費率
*2 修正経常利益=経常利益+異常危険準備金繰入額

中期経営計画における成長に向けた取組み

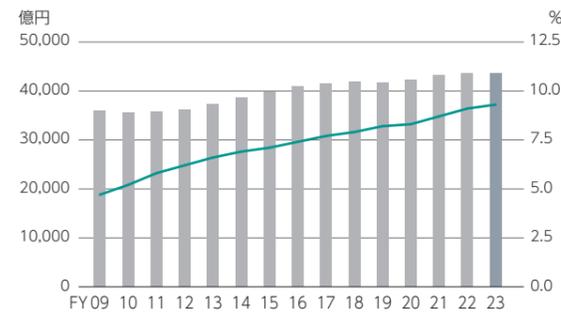
主力の自動車保険と火災保険を中心とした成長により、引き続きトップラインの伸長を図っていきます。加えて、上昇傾向にある自動車保険の損害率に適切に対応することで、収益率の改善も目指します。また、徹底したお客さま視点で人ならではの高品質なサービスの深化に加え、先進テクノロジー活用による顧客価値最大化の取組みを加速し、「信頼のブランド」を確立します。

■ 自動車保険

ダイレクト自動車保険の市場規模自体が成長する中、ソニー損保のシェアは増加しており、市場全体の成長を牽引しつつ、不動のNo.1ポジションを確立しています。

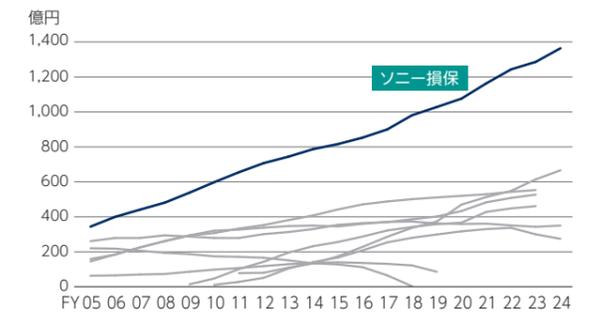
本中期経営計画では、商品力の強化や各種サービスの進化などを通じて、お客さまにとっての「価値ある違い」をお届けすることで、さらなる潜在顧客の開拓を図っていきます。また、自動車の技術革新への対応準備として、コネクテッドカー保険の開発に向けた検討なども進めていきます。

自動車保険市場と主なダイレクト保険会社のシェア



■：元受正味保険料* (左軸：億円)
—：主なダイレクト保険会社のシェア (右軸：%)
* 損害保険会社全社合計値で、自動車保険市場を示す。
(注) グラフは、各社の公表資料などからソニー損保が作成
3月31日に終了した1年間

主なダイレクト保険会社の自動車保険元受正味保険料の推移

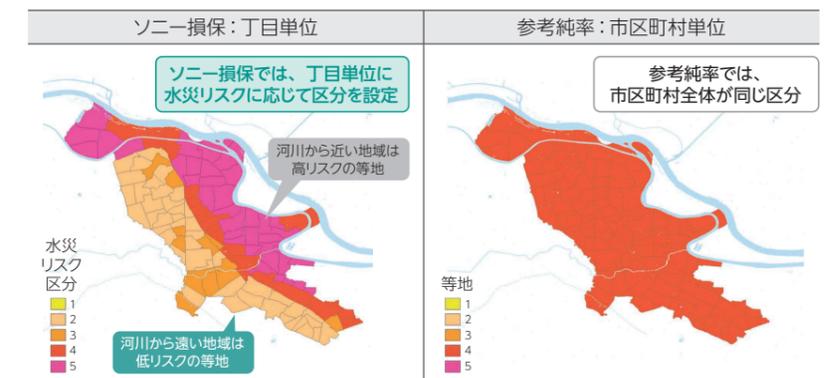


(注) グラフは、各社の公表資料などからソニー損保が作成
3月31日に終了した1年間
2023年度については、2024年6月24日までに公表された数値を表示

■ 火災保険

高効率なダイレクト広告や簡易なウェブ申込みプロセスの展開など、自動車保険で培ったマーケティングに関するノウハウの活用や、ハザードマップを活用した丁目単位でのプライシングを通じて商品の訴求力を高めることで、競合他社との差別化を図ります。

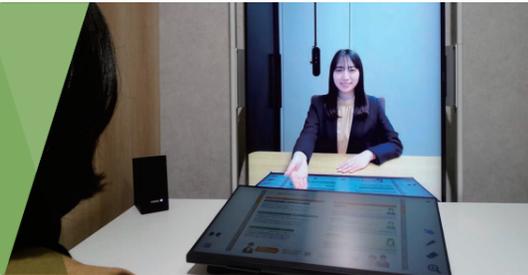
水災リスク判定



■ 顧客基盤の拡大

主力の自動車保険・火災保険の成長のほか、ペット保険をはじめとした多様化の検討・推進により、顧客基盤の拡大にも取組んでいきます。

銀行事業



- 目指す姿**
- 「自分らしく生きようとする人々のあらたなインスピレーションとなり、一人ひとりの可能性をひろげる」ことに貢献する銀行を目指しています。
- 概要**
- 個人向けのインターネット専門銀行
 - 主な取扱い商品：金利タイプの変更や繰上げ返済が自由にできる住宅ローン、魅力的な為替コストを実現した外貨預金、11通貨対応のVisaデビット付きキャッシュカード“Sony Bank WALLET”
 - 主な販売チャネル：インターネットおよびCONSULTING PLAZA、銀行代理業者
- 強み**
- インターネット銀行の特性を活かした安心・安全で利便性の高いサービス
 - 質の高い豊富な商品ラインアップ
 - 顧客満足度の高い業務運営



* 構成比率は介護・ベンチャーキャピタル事業および事業間の内部取引消去を除いて算出

- リスク**
- 国内住宅ローン市場の縮小
 - 海外金利の低下
- 機会**
- 資産運用商品・サービスのニーズ増加
 - 国内金利の上昇
- 創出価値**
- 安心・安全な生活の提供**：専任ローンアドバイザーのきめ細やかなサービスによりマイホーム購入をサポート
 - 健康・長寿社会への貢献**：ソニーグループが有するテクノロジーの活用やセミナー・個別相談の提供、データ活用により、お客さまの中長期的な資産形成・資産運用をサポート
 - 生活の利便性の向上**：“Sony Bank WALLET”を通じた通貨を問わないシームレスな決済手段の提供や、非接触・モバイル決済への対応を含めた金融取引のさらなる利便性の向上

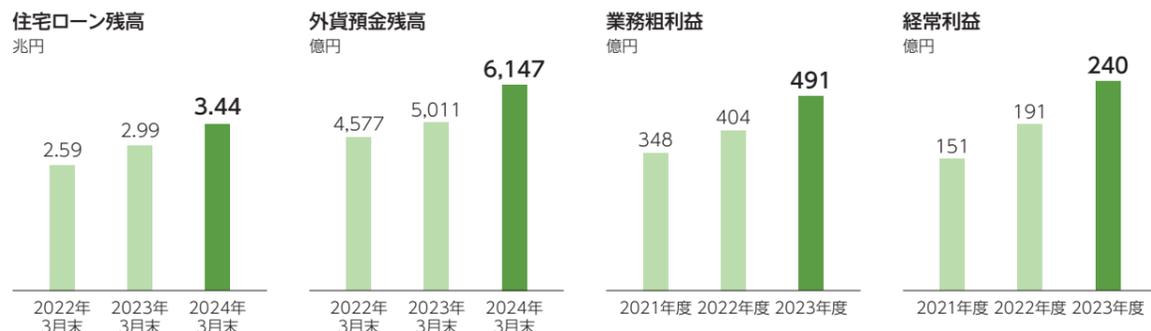
2023年度実績レビュー

ソニー銀行は、お客さまの多様なニーズにお応えするため、提携先等を広げるとともに、商品・サービスの拡充および利便性向上を図ってまいりました。

新たな資産運用商品として、2023年6月からは、三井物産デジタル・アセットマネジメント株式会社が提供する「ALTERNA (オルタナ) 三井物産のデジタル証券」を、7月には、日本の銀行で初となるブロックチェーン技術を活用した「デジタル証券」の取扱いを開始しました。また8月からは、ソニーミュージックグループとコラボレーションプログラムを開始するなど、ソニーグループ各社との連携を強化しています。

2023年度は、住宅ローン残高の着実な増加や、外貨事業における金利上昇をとらえた市場運用収益の増加により、着実に利益成長しました。

主要指標の推移



中期経営計画における成長に向けた取組み

主力の住宅ローン事業と外貨事業を中心にトップラインを伸長させるとともに、経費を適切にコントロールし、着実な利益成長を目指します。また、利便性や商品・サービスの品質向上の追求に加えて、ソニーグループとの連携等による新たな価値創造に向けた取組みを通じて、顧客基盤とLTV（顧客生涯価値）の拡大を目指していきます。

■ 住宅ローン

専任ローンアドバイザーのきめ細かなサービスにより、マイホーム購入をサポートしています。働き方やライフスタイルの変化に伴った多様化する住処へのニーズにお応えするため、提携業者・代理店との連携強化、新たな商品・サービスの提供、テクノロジー活用による審査プロセス高度化等を通じて、さらなる顧客満足度の向上と事業構造の強化を目指します。

デフォルト率比較* (件数ベース)



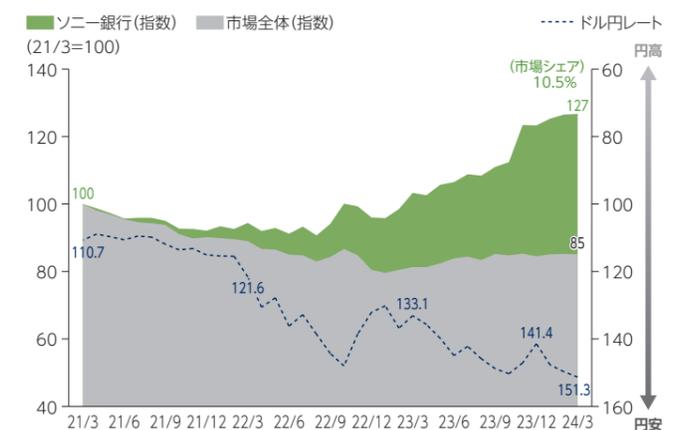
* フラット35等を含む住宅金融支援機構データをベンチマークとして使用

■ 外貨

アプリ・“Sony Bank WALLET”の利便性、為替コストの優位性、金利環境を捉えたマーケティング活動等により、残高は安定的に増加しています。

今後は、さらなるブランディング強化、利便性・商品性向上を通じた「外貨のソニー銀行」としてのポジショニング強化、銀行代理業の強化、外貨実需ニーズの高い異業種企業との連携により、さらなる競争力強化を目指します。

外貨預金残高の推移*



* 個人預金における国内銀行の残高を市場全体として記載（その他の金融機関・自営業者を除く）し、ソニー銀行の残高と併せて21年3月を100として指数化

■ 顧客基盤の拡大

お客さまの進学、就職、結婚、出産、住宅購入、退職等のライフイベントに応じた商品・サービスの提供に加えて、ソニーグループのエンタテインメント事業との連携により、感動体験の拡張に貢献する新たな商品・サービスを創出していきます。

お客さまとの接点を複線化することで、SFGのグループとしての顧客基盤の拡大に貢献していきます。

■ サステナビリティ

SFGのコアコンセプトとサステナビリティの考え方

SFGは、人生100年時代を自分らしく生きる人を支えるため、“健康寿命”と“資産寿命”に加え、「自分らしく生きる」ことを“感動寿命”ととらえ、これら3つの寿命をコアコンセプトに位置づけました。今後もSFGは、人を支える事業として、お客さまの3つの寿命に寄り添い、支える存在であり続けることで、持続的な企業価値向上につなげていきます。

SFGでは、サステナビリティの考え方においても、人を支える事業として、お客さま、株主、社員、ビジネスパートナーをはじめとした「人」をサステナビリティの中心に据えています。私たちはこれからも、SFG各社の事業を通じたサステナビリティの取組みにより、「人」をはじめ、「人」を取巻く「社会」・「環境」の課題解決に貢献してまいります。

SFGの価値創造ストーリー

SFGは多様な事業を展開し、持続的な価値創造を目指しています。これらの事業は、事業領域やビジネスモデルもさまざまですが、お客さま一人ひとりに合わせた付加価値の高い商品・サービスとテクノロジーの力を活用していることが特徴です。私たちはこれからも、ソニーグループを含むグループシナジーを最大化し、「人に寄り添う力」と「テクノロジーの力」を掛け合わせることで、事業を通じて新たな価値を創造していきます。

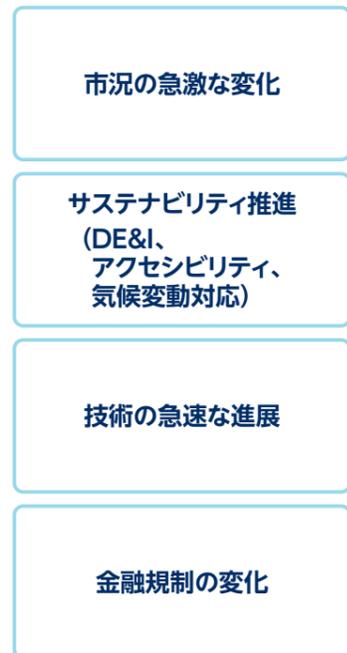


マテリアリティ

昨今の社会環境の激しい変化と2022年度にソニーグループ(株)が公表したマテリアリティ項目を踏まえ、マテリアリティ(重要項目)を改めて特定しました。

▶P22 マテリアリティの特定のプロセス

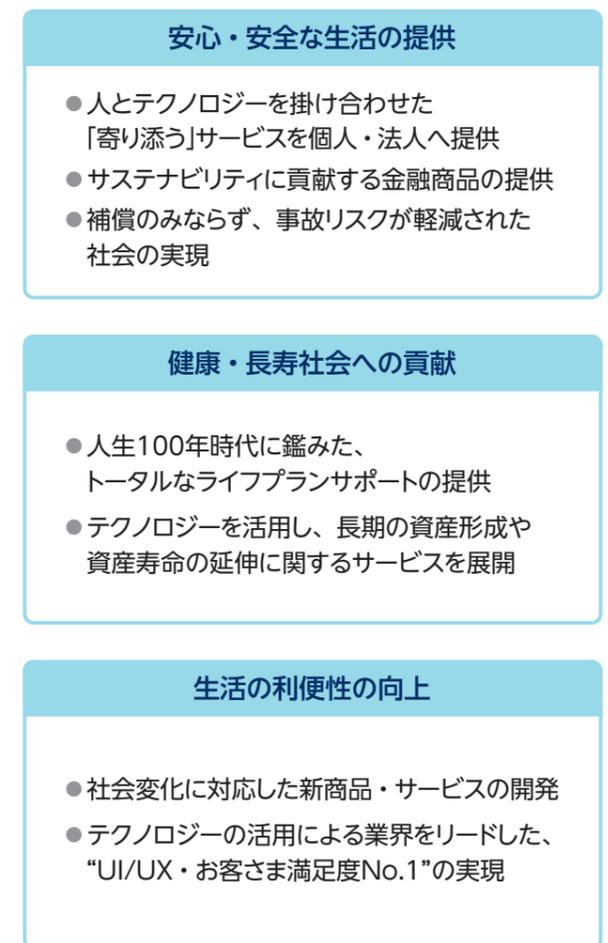
マテリアリティ



SFGの事業活動

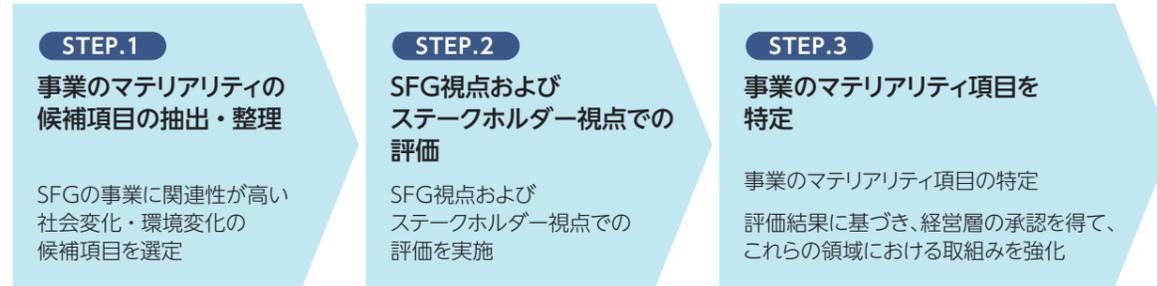


創出する価値

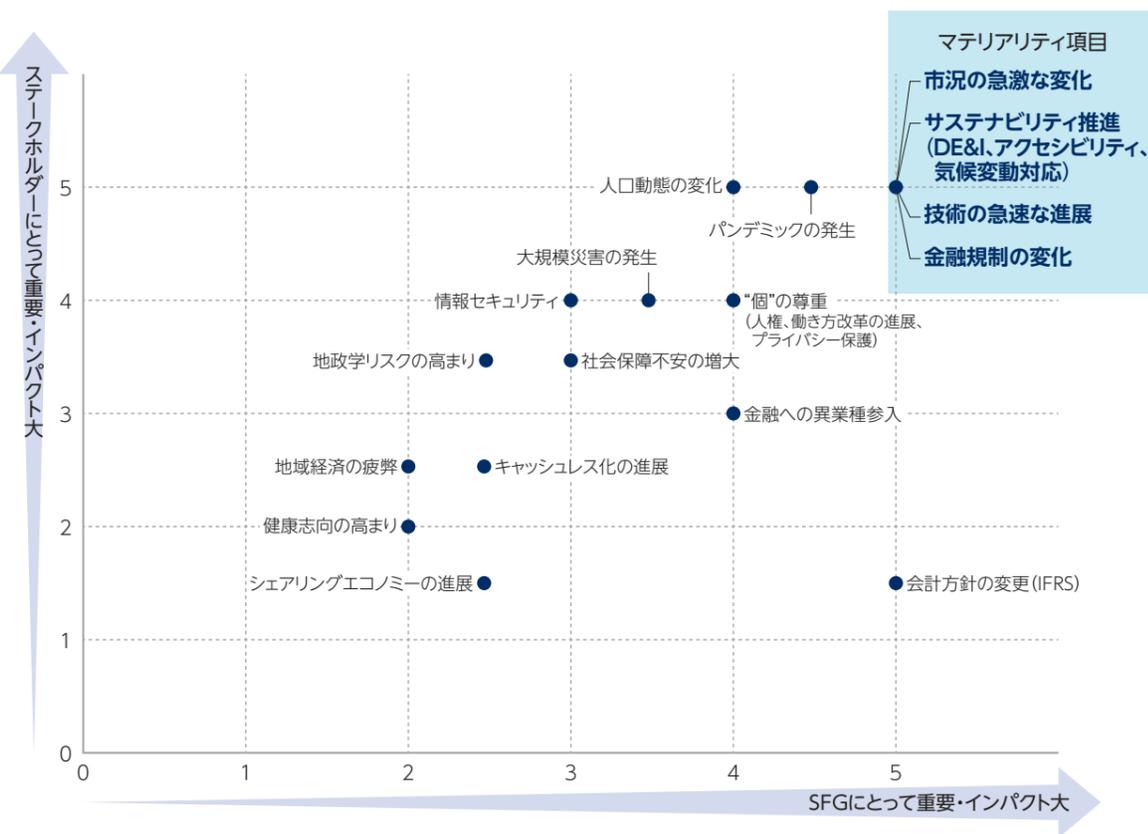


マテリアリティ(重要項目)の特定のプロセス

SFGでは、グループ視点・ステークホルダー視点の両面から、SFGを取巻くさまざまな社会課題の重要性を評価した結果、マテリアリティ項目は「市況の急激な変化」、「サステナビリティ推進 (DE&I、アクセシビリティ、気候変動対応)」、「技術の急速な進展」、「金融規制の変化」と特定しました。



ソニーフィナンシャルグループのマテリアリティ項目



ソニーフィナンシャルグループの取組みとSDGs達成への貢献

SFGは特定したマテリアリティを踏まえ、ステークホルダーからの期待に応えるとともに、企業価値向上と持続可能な社会の発展の両立を目指します。また、こうしたサステナビリティ向上に向けた取組みを推進することで、SDGs (持続可能な開発目標、Sustainable Development Goals) の達成にも貢献していきます。



- ▶ソニー生命ウェブサイト ソニー生命のサステナビリティへの取組 <https://www.sonylife.co.jp/land/sustainability/>
- ▶ソニー損保ウェブサイト サステナビリティ <https://www.sonysonpo.co.jp/company/sustainability/>
- ▶ソニー銀行ウェブサイト サステナビリティ <https://sonybank.net/sustainability/>

以下、「主な取組み」の詳細は、SFGウェブサイト「ニュースリリース」のサステナビリティ関連記事をご覧ください。

- ▶SFGウェブサイト「ニュースリリース」 https://www.sonyfg.co.jp/ja/news_group/

さまざまな立場から	SDGs目標	主な取組み
金融機関 (SFG) として	1 貧困をなくそう、3 すべての人に健康と福祉を、9 産業と技術革新の基盤をつくろう	<ul style="list-style-type: none"> 健康や福祉をサポートする商品・サービスの提供 金融サービスへのアクセス促進・拡大 金融リテラシーの向上に資する商品・サービスの提供 中小企業・地域社会への貢献
投資家として	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに、13 気候変動に具体的な対策を	<ul style="list-style-type: none"> ESG (気候変動の緩和等に向けた) 投資強化 ESG債の発行
雇用者として	5 ジェンダー平等を實現しよう、8 働きがいも経済成長も、10 人や国の不平等をなくそう	<ul style="list-style-type: none"> 女性活躍推進 機会均等・不平等の是正 すべての人々の能力強化および経済的な包含
企業市民として	4 質の高い教育をみんなに、11 住み続けられるまちづくりを、16 平和と公正をすべての人に	<ul style="list-style-type: none"> 学習機会の提供 持続可能な都市化を促進 公正な取引の推進

ESG投資の推進

グループ共通のESG投資方針の策定

2021年度にサステナビリティ推進プロジェクトを立ち上げ、下記のとおり、グループ共通のESG投資方針を策定しました。当該方針には、ESG観点を踏まえた投資判断の実行について定めているほか、投資先企業の持続可能性を高めるためのスチュワードシップ活動等の観点を含めています。グループ各社においては、当該方針に則したESG投資に係る態勢整備を進めており、ESG投資のプロセスの高度化に向けて、投資管理規程を定め、ESGインテグレーションなど新たな投資手法を導入するとともに、投資先企業との対話（エンゲージメント）を強化しています。

また、機関投資家間での意見交換に加え、関連する業界団体等が主催する勉強会（研究会）への参加を積極的に進めています。

2023年度には、中長期のグループESG投融資累計額の目標（2030年度末までに5,000億円超）を設定し、着実に投融資を実行しています。

▶SFGIウェブサイト「ソニーフィナンシャルグループ ESG 投資方針」
https://www.sonyfg.co.jp/ja/csr/pdf/esg_policy.pdf

ESGに関連する投資の実施

SFGでは、ESGに関連する案件への投資（グリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティボンド等）を進めています。投資対象としても、企業、国立大学法人、独立行政法人、地方公共団体等に至るまで、幅広く投資をしています。これらの投資を通じて、今後もサステナビリティ活動の促進を図るとともに、責任ある投資家としての責務を果たし、持続可能な社会への貢献をより一層進めていきます。また、ソニー銀行の要請により2022年9月に組成されたアフリカ開発銀行発行の南アフリカランド建てグリーンボンドは、英国の環境金融専門誌Environmental Financeが発表した「Bond Awards 2023」において「Green bond of the year supranational」を受賞しています。

イニシアティブへの参画

国際的なイニシアティブへの参画を通じ、温室効果ガス（GHG）排出量の計測・開示・削減を促進しています。

PCAF (Partnership for Carbon Accounting Financials) への加盟

PCAFは、金融機関の投融資を通じた間接的なGHG排出量の測定・開示基準の作成に主導的な役割を果たす国際的なイニシアティブです。PCAFへの加盟、およびPCAFが開発する測定・開示基準の利用により、投融資ポートフォリオのGHG排出量の測定・開示を進めてまいります。



CDPへの署名

CDPは、企業等に気候変動問題への対応を促す国際的なイニシアティブです。CDPへの署名を通じて、SFGの保有する投融資ポートフォリオ（株式、社債など）から発生するGHG排出量の削減を推進してまいります。



社会・環境に対する貢献

気候変動対応や生物多様性の保全に向けた取組み

SFGは事業を通じて、社会や環境課題の解決に資する取組みを推進していきます。その一つが森林整備活動への参画です。2024年5月にソニーグループ会社であるソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社が長野県佐久市に設けている「So-netの森」における森林整備活動にSFG社員が参加しました。

今後は、SFGとしての森林整備活動やSynecoculture™*（シネコカルチャー）を通じた気候変動への対応や生物多様性の保全・増進、また地域社会への貢献や交流にグループ一体となって積極的に取り組んでいきます。

* 地球の生態系が元々持っている自己組織化能力を多面的・総合的に活用しながら有用植物を生産する栽培法



総務や経営企画、CSRなどの業務に携わる有志社員が森林整備活動に参加

TCFD提言に沿った気候関連情報の開示

SFGでは、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）に賛同するソニーグループの一員として、以下のとおりTCFD提言に沿った気候変動に関連する情報（以下、気候関連情報）を開示します。

SFGは、今後もグループ一体となって、分かりやすい気候関連情報の開示に取組むとともに、気候変動へのより一層の対応を進めていきます。



TCFDとは、気候関連財務情報開示タスクフォース（Task Force on Climate-related Financial Disclosures）の略称で、企業の気候変動リスク・機会の情報開示を推奨する国際的な支援組織。気候変動が金融市場に重大な影響をもたらすとの認識が広がったことを背景に、各国の中央銀行・金融当局などが参加する金融安定理事会（FSB）が2015年に設立。

ガバナンス

SFGIでは、取締役会が「コーポレートガバナンス基本方針」を制定し、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方（サステナビリティを含む）を定めています。また、中期経営計画および事業計画の策定にあたっては、サステナビリティ推進（気候変動への対応を含む）に係る重点取組項目に目標・KPIを設定し、取締役会等に進捗状況の定期報告を行っています。

併せて、SFGIの取締役会は、「リスク管理基本規則」を制定し、役員・従業員ならびにグループ会社に周知徹底を図ることで、グループ各社のリスクの所在および種類を把握し、各種リスクを適切に管理する態勢を整備しています。気候変動への対応については、気候変動が各種リスクに大きな影響を与えることに鑑み、SFGIリスク管理統括部署の担当役員の責任のもと管理しています。具体的には、リスク管理統括部署が、グループ各社のリスク管理部門・経営企画部門などと連携のうえ、モニタリングやリスク管理会議の開催などを通じて、グループ各社のリスク管理状況を把握し、取締役会等に四半期ごとに報告しています（P39「SFGのリスク管理態勢」参照）。

また、SFGIIは、2022年4月1日に経営会議の下にサステナビリティ委員会を設置しており、代表取締役社長 兼 CEOを委員長に、常勤取締役と女性も含めた数名の執行役員をメンバーとして、原則半期ごとに開催しています。

当該委員会は、グループのサステナビリティ推進全般（基本的な方針・戦略・施策等）に係る事項、課題やリスクの審議、グループ横断およびグループ各社のサステナビリティの取組み状況の確認を行うことを主な任務としており、適宜、経営会議や取締役会へ報告を行っています。これら活動はSFG内のみにとどまらず、ソニーグループ（株）のサステナビリティ担当部署とも連携をとり、グループ全体のサステナビリティ推進に取り組んでいます。

なお、気候変動への対応を含むサステナビリティ推進の取組みは、役員報酬とも連動させています。役員報酬は、固定部分のほかに業績に応じた業績連動部分、現金および株式報酬による中長期インセンティブ部分の3つで構成されています。

そのうち、業績連動部分および現金報酬による中長期インセンティブ部分の定性評価の一指標として、サステナビリティの取組みを含めています。

リスク管理

SFGでは、グループERMの枠組みを導入しています。すでにグループ各社で導入していた統合的なリスク管理の枠組みをグループ全体に広げることで、資本・リスク・リターンバランスおよび最適化を図るとともに、資本効率の向上をグループ全体の経営に浸透させ、グループ全体の持続的な成長と中長期的な企業価値の最大化を目指しています。

SFGIおよびグループ各社はグループERM運営プロセス（P13「グループERM」参照）において、取締役会等で、リスク発生頻度・蓋然性、資本・業績への影響を加味したヒートマップを作成のうえ、中期的に最も注意が必要なリスクをトップリスクとして特定し、定期的なモニタリングを通じて適切に管理しています。

また、気候変動リスクについては、トップリスクを選定するうえでの重要な要素として認識しており、戦略項目に記載のシナリオ分析を実施し、グループ全体に及ぼす影響を評価しています。

戦略

SFGは、ソニーグループの一員として、環境に関連するさまざまなリスクの把握に努めるとともに、想定されるリスクへの対応を進めています。気候変動について、SFGは、グループ全体への影響を評価するため、グループ会社であるソニー生命、ソニー損保、ソニー銀行の個々の事業の気候変動リスク・機会を、外部専門家の知見やESG評価機関・投資家イニシアティブ・業界団体などのガイドラインを参考に認識しています。さらに、各事業の特性や保有資産のエクスポージャーを踏まえて優先順位づけを行い、シナリオ分析を実施のうえ、重要な気候変動リスク・機会を識別しています。

前提としたシナリオとして、国際エネルギー機関（IEA）が想定する1.5℃シナリオ（IEA Net Zero Emissions by 2050 Scenario）、2℃シナリオ（IEA Sustainable Development Scenario）、4℃シナリオ（IEA Stated Policies Scenario）を使用しています。

シナリオ分析を踏まえたSFG全体にとって重要な気候変動リスク・機会は、表「気候変動にともなう主なリスク・機会（シナリオ分析）」に示すとおりです。

気候変動にともなう主なリスク・機会（シナリオ分析）

リスク内容	事業への影響	時間軸	想定するシナリオ	対応策
〈物理的リスク〉 台風・洪水等の気候変動関連災害のような急性リスクや平均気温の上昇による感染症・熱中症の増加等の慢性リスク	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動関連災害や感染症・熱中症の増加にともなう保険金・給付金支払額の増加 気候変動関連災害の影響を受け、住宅ローンに付与される担保不動産の価値が棄損することによる与信費用の増加 自社のオフィス、データセンター、人材等が気候変動関連災害の影響を受けることによるオペレーションへの影響、対応費用の増加 	長期	4℃シナリオ	<ul style="list-style-type: none"> 物理的リスクに係る定量的な分析を試行 気候変動関連災害や感染症・熱中症について継続的に情報収集 気候変動関連災害の影響を考慮したリスクの細分化や適切な保険料率設定について継続検討 再保険の活用を継続 気候変動関連災害が担保価値に与える影響について継続的に情報収集するとともに、影響度評価に係る分析を試行* 災害時のBCP高度化について継続検討
〈移行リスク・機会〉 低炭素社会への移行にともなう規制強化や市場動向・技術動向の変化等が引き起こすリスク・機会	<ul style="list-style-type: none"> 低炭素社会への移行に貢献する低炭素車・低炭素住宅等購入のためのローンへのニーズが増加することによる、自社の収益機会の増加 低炭素対応が不十分な企業が発行する有価証券の価値低下、もしくは低炭素社会への移行に貢献する企業への投資機会の増加 	中期～長期	1.5℃シナリオ、2℃シナリオ	<ul style="list-style-type: none"> 環境配慮型住宅への住宅ローン特別金利の提供など、気候変動を考慮したサービスの開発 環境配慮型住宅ローンへの充当を目的としたグリーンボンドの発行やサステナビリティ・リンク・ボンドの発行など、気候変動を考慮した資金調達の実施 グループ各社において、ソニーフィナンシャルグループESG投資方針に基づいたESG投資に係る態勢を整備、中長期のグループとしてのESG投融資累計額の目標を設定

* ソニー銀行、SAS Institute Japan、日本不動産研究所、有限責任監査法人トーマツと4社合同で、気候変動関連災害による住宅ローン担保不動産への直接的な影響、被災債務者の支払い能力および域内経済悪化等への影響を分析、研究成果をFIT2023（金融国際情報技術展）にて発表

SFGは、シナリオ分析で特定した気候変動リスクを、グループ全体のトップリスクを選定するうえでの重要な要素として認識しており、グループERM運営プロセスにおいて、適切な管理を実施しています。また、グループ各社においては、ヒートマップなどを用いてリスクの影響を評価し、健全性が適切に確保されることを前提に、経営計画（健全性目標、収益計画等）を策定しています。

主な気候変動リスク・機会に対する対応策は表「気候変動にともなう主なリスク・機会（シナリオ分析）」に示すとおりです。

なお、GHG（温室効果ガス）排出量（スコープ1・2*）に基づき、1.5℃シナリオ、2℃シナリオで炭素税が導入された場合のグループ全体への財務的影響を試算したところ、影響は限定的と判断しています。炭素価格予想の根拠としては、直近のIEAのレポートを使用しています。

投融資に関する取組みとして、SFGでは2022年4月にグループ共通の「ソニーフィナンシャルグループESG投資方針」（本誌P24）を策定し、グループ各社は当該方針に則したESG投資に係る態勢整備を進めるとともに、ESGに関連する案件への投資（グリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティボンドなど）も実施しています。

SFGでは投融資ポートフォリオのGHGの排出量の測定・開示に向けて、2023年3月に投融資ポートフォリオのGHG排出量の測定・開示を進める国際的なイニシアティブ「Partnership for Carbon Accounting Financials（PCAF）」に加盟しています。また、2023年5月に、企業等に気候変動問題への対応を促す国際的なイニシアティブである「CDP」に署名しています。

* スコープ1・2とは、サプライチェーン排出量の算定における温室効果ガスの区分であり、スコープ1は燃料の燃焼等事業者自らによる直接排出、スコープ2は他社から供給された電気、熱・蒸気の使用にともなう間接排出を表します。

指標と目標

SFGでは、ソニーグループ株式会社が定めた長期環境計画「Road to Zero」及び環境中期目標「Green Management 2025」に基づき環境保全活動を加速させています。

その一環として、ソニー生命、ソニー損保及びソニー銀行では、契約手続きのペーパーレス化等による省資源、省エネルギーのほか、再生可能エネルギー証書（再エネ証書*1）を利用し、GHG排出量の削減に取り組んでいます。これらの取組みにより、2023年度の事業活動で使用する電力の再エネ電力率*2は2022年度に引き続き100%を達成いたしました。

中長期では、事業活動で使用する電力の再エネ電力率100%を継続するとともにスコープ1・2について「2030年にネットゼロ」を目標とし、引き続き環境保全活動に取り組んでまいります。

*1 再エネ証書とは、再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、バイオマス等）によって生まれた電力・熱から、環境に配慮した電力・熱であることを表す環境価値を切り離して証書化したもので、日本ではグリーン電力証書、グリーン熱証書、非化石証書等があります。再エネ証書の利用により、CO₂排出係数をゼロとすることができます。

*2 再エネ電力率=再エネ電力使用量÷使用電力量×100（使用電力量は、再エネ以外の電力使用量+再エネ電力使用量）

GHG排出量の推移

	2021年度	2022年度	2023年度
スコープ1	3 t-CO ₂	3 t-CO ₂	6 t-CO ₂
スコープ2	0 t-CO ₂	0 t-CO ₂	0 t-CO ₂
合計	3 t-CO ₂	3 t-CO ₂	6 t-CO ₂

(注) 1. 再エネ証書によるGHG削減量の算定は、「国際的な気候変動イニシアティブへの対応に関するガイダンス」（経済産業省・環境省）に準拠しており、ソニーグループ株式会社が開示する金融セグメントのGHG排出量の算定方法と異なります。
2. GHG排出量の算定範囲は、ソニー生命、ソニー損保及びソニー銀行においてISO14001認証を取得している事業所（本社及びその他の事業所の一部）であります。賃貸不動産のGHG排出量は含まれません。
3. 1.及び2.に基づき算定したGHG排出量は第三者の検証を受けておりません。
4. スコープ1・2とは、サプライチェーン排出量の算定における温室効果ガスの区分であり、スコープ1は燃料の燃焼等事業者自らによる直接排出、スコープ2は他社から供給された電気、熱・蒸気の使用にともなう間接排出を表します。

再エネ証書によるGHG削減量

	2021年度	2022年度	2023年度
スコープ2	1,260 t-CO ₂	1,113 t-CO ₂	1,276 t-CO ₂

事業活動で使用する電力の再生可能エネルギー比率（再エネ電力率）の推移

	2021年度	2022年度	2023年度
再エネ電力率	100.0%	100.0%	100.0%

中長期の目標

項目	達成目標
再エネ電力率	100%の継続
GHG排出量削減（スコープ1・2）	2030年にネットゼロ

またSFGは、ESG投資に関する基本的な考え方として、グループ共通の「ソニーフィナンシャルグループESG投資方針」を策定し、グループ各社は当該方針に基づき、ESG投資に係る規程類や態勢等の整備を進めるとともに、中長期のグループとしてのESG投融資累計額の目標を設定しました。

- ▶ソニーグループ（株）ウェブサイト ソニーグループ長期環境計画「Road to Zero」
<https://www.sony.com/ja/SonyInfo/csr/eco/RoadToZero/gm.html>
- ▶ソニーグループ（株）ウェブサイト ソニーグループ環境中期目標「Green Management 2025」
<https://www.sony.com/ja/SonyInfo/csr/eco/ourvision/GM2025/>
- ▶SFGウェブサイト 「環境問題への取組み」
<https://www.sonyfg.co.jp/ja/sustainability/stakeholder/eco.html>

■ ステークホルダーとのかかわり

SFGは、心豊かに暮らせる社会を目指し、人に寄り添う力とテクノロジーの力で、一人ひとりの安心と夢を支える金融グループになることを目指しています。さまざまなステークホルダーとの対話を通じて頂いたご意見を、業務改善や商品・サービスの質の向上に活かすことで、企業価値の向上を追求し、持続可能な社会の発展への貢献を目指します。

ステークホルダーエンゲージメントの取組み

お客さま	<p>さまざまな場面で寄せられるお客さまの声を、顧客満足・品質向上の推進担当部門にて集約・分析のうえ、社内の各部門に連携するとともに、経営陣に報告し、業務改善および商品・サービスの充実につなげています。</p> <p>▶SFGIウェブサイト「お客さまへの責任」 https://www.sonyfg.co.jp/ja/sustainability/stakeholder/customer.html</p> <p>▶P28 お客さま本位の業務運営方針（概要）</p>
社員	<p>社員意識調査の実施などによる多様な人材が働きやすい職場づくりや中長期的な視点での人材教育を通じて、さまざまな視点から新たな価値を生み出すことで、企業価値の向上を目指しています。</p> <p>▶SFGIウェブサイト「人材育成と働きやすい職場づくり」 https://www.sonyfg.co.jp/ja/sustainability/stakeholder/employee.html</p> <p>▶P30 社員</p>
ビジネスパートナー	<p>代理店や提携先企業などビジネスパートナーの皆さまとの、公平・公正な取引を推進しています。また、教育プログラムも用意しており、これらの事業活動を通じてSFG、ビジネスパートナーの皆さま双方の企業価値の向上を目指しています。</p> <p>▶SFGIウェブサイト「ビジネスパートナーとともに」 https://www.sonyfg.co.jp/ja/sustainability/stakeholder/business_partner.html</p>
地域社会・環境	<p>事業や社会貢献活動を通じて、持続可能な社会・環境の実現に貢献できるよう取り組んでいます。</p> <p>▶SFGIウェブサイト「地域・社会への取組み」 https://www.sonyfg.co.jp/ja/sustainability/stakeholder/community.html</p> <p>▶SFGIウェブサイト「環境問題への取組み」 https://www.sonyfg.co.jp/ja/sustainability/stakeholder/eco.html</p> <p>▶P34 地域社会・環境</p>
	<p>▶SFGIウェブサイト「サステナビリティの考え方」 https://www.sonyfg.co.jp/ja/sustainability/approach.html</p>

お客さま

お客さま本位の業務運営方針（概要）

SFGは、グループ全体でお客さま本位の業務運営に取り組んでいます。SFGIは、この取組みを「お客さま本位の業務運営方針」として明確にし、ソニー生命、ソニー損保、およびソニー銀行は、各社でさらに具体化した業務運営方針を定めています。これらの方針は、事業環境の変化などにより定期的な見直しを実施し、取組み状況については、各社の取締役会等へ定期的に報告され、各社のウェブサイトで開示を行っています。

「お客さま本位の業務運営方針」および取組み状況

- ▶SFGIウェブサイト「お客さま本位の業務運営方針」
<https://www.sonyfg.co.jp/ja/operation.html>
- ▶ソニー生命ウェブサイト「お客さま本位の業務運営の取組」
<https://www.sonylife.co.jp/company/corporate/fiduciaryduty/>
- ▶ソニー損保ウェブサイト「お客さま本位の業務運営方針」
<https://www.sonysonpo.co.jp/share/doc/n0140000.html>
- ▶ソニー銀行ウェブサイト「お客さま本位の業務運営方針」
<https://moneykit.net/visitor/stpl/stpl160.html>
- ▶SFGIウェブサイト「【お客さま本位の業務運営】2023年度取組結果等について」
https://www.sonyfg.co.jp/ja/240628_01.html

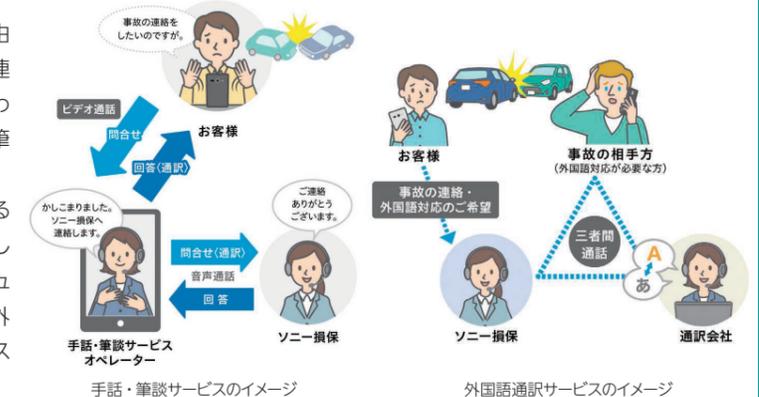
アクセシビリティ向上に向けた対応

SFGでは、アクセシビリティ向上をサステナビリティ推進に欠かせないテーマのひとつと位置づけています。グループ各社ウェブサイトにおいては、ソニーグループ共通のポリシーにもとづいてアクセシビリティ向上に取り組んでいます。また、生命保険、損害保険、銀行の各種サービスにおいても、年齢や障がいによる制約にかかわらず使いやすいの実現に向けた取組みを着実に進めています。具体的には、耳や言葉が不自由なお客さまにスムーズにお問い合わせいただくための手話・筆談サービス（ソニー生命、ソニー損保）、目の不自由なお客さまへのサービス向上の一環として一部の郵送物に導入している音声コード「Uni-Voice」による音声案内電子サービス（ソニー生命、ソニー損保）、お問い合わせに対してカスタマーセンターの担当者がリアルタイムで文字による回答を行うチャットサポート（ソニー銀行、ソニー損保）などが挙げられます。また、ソニー銀行が提供するバンキングアプリ（ソニー銀行 アプリ）では、画面読み上げ機能への対応を行っています。今後もより多くのお客さまにSFGの商品やサービスをご利用いただくために、さまざまな観点からアクセシビリティ向上を目指します。

ソニー損保の取組み例

ソニー損保では、耳や言葉の不自由なお客さまが、スムーズに事故のご連絡や保険金支払いに関するお問い合わせをさせていただけるように、手話・筆談サービスを提供しています。

また、外国語での対応を希望されるお客さまに向けては、通訳会社を介して、当社担当者とリアルタイムにコミュニケーションを図れるよう、日本語以外22言語で対応する外国語通訳サービスを提供しています。（2024年7月現在）



ソニー銀行の取組み例

スマートフォンアプリ「ソニー銀行 アプリ」では、画面読み上げ機能対応などアクセシビリティの改善を行っています。OSに搭載された画面読み上げ機能（iOS「VoiceOver」、Android「TalkBack」）を使用することで、アプリ画面の表示内容を音声で読み上げるように最適化を行っています。



- ▶ソニー生命ウェブサイト 手話・筆談サービスについて
<https://www.sonylife.co.jp/otoiwase/relay/>
- ▶ソニー生命ウェブサイト 音声コード（Uni-Voice）を用いた音声案内電子サービスの導入について
https://www.sonylife.co.jp/company/news/2019/files/190626_uni-voice.pdf
- ▶ソニー損保ウェブサイト 手話・筆談サービス（事故連絡・保険金請求）
<https://www.sonysonpo.co.jp/share/mypage/pep00070/pep00070.html>
- ▶ソニー損保ウェブサイト チャットサービスについて
<https://www.sonysonpo.co.jp/auto/cc/chat/chat001.html>
- ▶ソニー銀行ウェブサイト カスタマーセンター チャットでのお問い合わせ
<https://moneykit.net/visitor/cs/>
- ▶ソニー銀行ウェブサイト ソニー銀行 アプリ
<https://moneykit.net/lp/app/sba/>

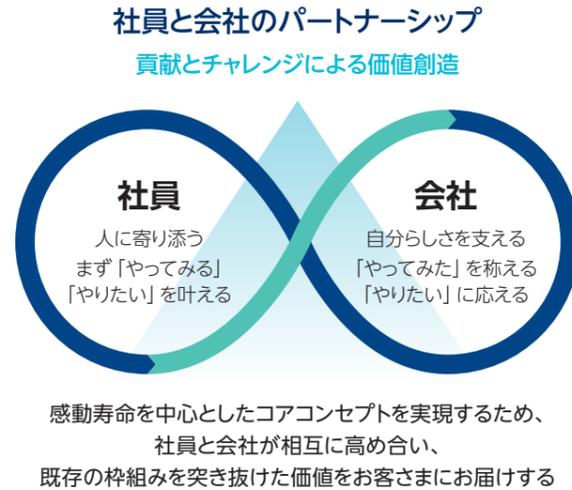
社員

SFGの人材に対する考え方

SFGでは、人口動態の変化や技術革新の急速な進展など変化の激しい経営環境の中で持続的に成長していくために、人材マネジメントを経営の最重要課題のひとつとして位置づけています。

自由闊達な組織風土を醸成し、自律した多様な価値観を持った社員がいきいきと活躍できる組織づくりを目指し、社員一人ひとりが成長することで、多様化する社会のニーズに対応した商品・サービスの提供・開発が可能となり、ステークホルダーへの貢献とSFGの持続的な成長につながると考えています。

今後、「社員と会社のパートナーシップ」をコンセプトとした新しい人材戦略を定め、これまでの取組みの強化や新しい施策の推進に取組んでいく予定です。



社員が活躍する組織づくり(エンゲージメント向上)への取組み

SFGでは毎年「社員意識調査」を実施し、社員の意識・意見の吸い上げ、各社の特徴や各社間の意識の差、グループ全体の課題把握に取組んでいます。また、社員とマネジメントとの継続的な対話に基づく原因の分析および改善策の策定と実行・振り返りによって、社員一人ひとりのエンゲージメントの向上、組織力の強化に努めています。

■ 社員エンゲージメント調査の結果

	2022年度	2023年度
参加率	95%	94%
エンゲージメント指標*	89%	89%

■ ビジョン・バリュー(本誌P1)浸透率

	2022年度	2023年度
認知度*	85%	86%
実践度*	77%	83%

* 社員エンゲージメントサーベイにおいて、非好意的以外の回答をしている社員の割合

人材育成の取組み

SFGには、1万2,000人超の社員が在籍しており、生命保険・損害保険・銀行・介護等さまざまな事業領域で活躍しています。グループ各社では、社員の成長とキャリア形成の支援のため、中長期的な視点で教育体系を構築し、職種・階層別の必修研修、スキル向上や自己啓発等の選択研修などを整備しています。2022年からは、各事業・機能の枠を超えてSFGの未来を切り拓き、牽引できるリーダーの育成を目的としたグループ横断の研修プログラム「SFG2030!」をスタートし、グループワイドで人材育成の強化を図っています。

また、ソニーグループ(株)によるソニーグループ社員を対象としたリーダー育成プログラムや女性リーダー育成プログラム、ソニーグループの技術交換会にも参加しており、ソニーグループ(株)と連携して視野拡大、自己変革、人的ネットワークづくり等、人材育成に取組んでいます。



SFG: 研修の様子(2023年度)

■ 人材育成投資の状況

	2023年度
研修受講状況	
研修プログラム数	315講座
実施回数	1,579回
受講者数(延べ人数)	16,841人
受講総時間	170,177時間
人材育成投資額	3億3,333万円

ソニー生命の取組み例

SFG社員の半数近くを占めるソニー生命のライフプランナーは、お客さまを第一に考える姿勢、プロフェッショナルとして必要な知識とスキル、適切な習慣を身につけるためのベーシック・トレーニング・プログラム(B.T.P.)を入社後3年間にわたり履修します。B.T.P.では、お客さまの人生において大切にしたい想いをお聞きし、万一のときもそれを確実に守りできる合理的な生命保険をご提案し、ご契約後も質の高いサービスによってお客さまを一生サポートすることを目指した教育を実践しています。さらには、人生100年時代におけるお客さまのお金の不安をトータルライフプランニングにより解決すべく、高い金融リテラシーを持ったライフプランナーを育成してまいります。採用面では、プロセスの強化を図り、厳選採用を徹底し、新人の高質化を進めています。これらの取組みに加えてE-Learningの導入により継続的に学習ができる環境の整備や、各支社の教育・育成環境のモニタリングなどを通じて、ライフプランナー全体の教育および育成の強化・徹底を図っています。

ソニー損保の取組み例

ソニー損保では、エリア限定型社員が自らの意思で一時的に他のエリアに異動することができる「エリア留学制度」、他部門に異動することができる「社内留学制度」を設けています。また、全国勤務型社員には自らが望むキャリアを切り開くための「キャリア自己申告制度」や「異動公募制度」を設けており、新しい職場での経験を通じたキャリアに対する気づきやモチベーション向上、人材交流による受入組織の活性化を図っています。また、社員の自己研鑽の機会提供と能力開発支援を目的とした「Self Development Program」においては、近年ニーズの高まっているデータ分析領域を学べるプログラムの追加や、マネジメントスクールの講義内容をベースにした動画学習コンテンツの拡張により、個々のニーズや学習意欲に幅広く応えるための環境整備を強化しています。

ソニー銀行の取組み例

ソニー銀行では、人材育成の基本方針として、社員が役割等級の一段上を目指す『自律自走』を掲げ、上司、周囲の応援・支援、チームでの育成により、会社全体で社員の成長をサポートしています。具体的には、マネジメント力強化・計画的な人事異動拡充・各部署と人事の定期的なコミュニケーション・育成面談導入および自らキャリアを広げる機会として「社内公募制度」の導入や「キャリア研修」の機会を設けています。また、等級別研修によるクリティカルシンキングの定着を促進するとともに、プロジェクトマネジメントやAIリテラシーに関する研修を実施し、DX/IT/AIなどテクノロジーに触れ、学び、実践に近づける機会を拡充し強化しています。さらに次世代マネジメント育成プログラムとして、個々のマネジメント力向上のための選抜研修やマネジメント同士のつながり、広い視野を持つことを重視し組織戦略力の強化を目的とした研修を実施しています。

ソニー・ライフケアの取組み例

“Life Focus”、「その人らしさ」を事業コンセプトに掲げるソニー・ライフケアグループでは、高齢者施設を利用されるご高齢者が大切にしたい想いや生活へのこだわりを支援するためには専門性を持った多職種連携が重要と捉え、社員ひとり一人が専門性を追求できるよう、入社時はもちろん、全社共通研修、職種別・キャリア別研修など多彩な研修プログラムを用意しています。また様々な職種にチャレンジできる環境を整えており、現場第一線で活躍するキャリア、マネジメントを行うキャリア、専門職としてのキャリアなど複数の選択肢を用意し、社員自身の「その人らしさ」を支える評価制度、人材育成を行っています。

ダイバーシティに関する取組み

SFGでは、お客さまの多様な価値観やニーズ、さまざまな環境の変化に対応し、新たな価値を生み出していくために、ダイバーシティの精神を重視しています。この考えに基づき、多様性を尊重し、社員一人ひとりがいきいきと活躍できる職場環境の整備や成長機会の創出に向け、以下の取組みを推進しています。

女性活躍推進のための取組み

さまざまな背景を持つ方々の社会参画が進み、人生100年時代の到来に備えるための保険や資産形成を必要とする顧客層が拡大していく中で、女性ライフプランナーによるコンサルティングや女性社員の意見を踏まえた商品開発等、多様な人材を通じた商品・サービス提供のニーズはますます高まっています。SFGとしては、こうしたニーズに対応すべく、女性社員・女性ライフプランナー・女性管理職の比率向上に注力するとともに、2025年度末のSFGI、主要3子会社および介護事業3社（ただし、ソニー生命は本社内勤社員のみが対象）（以下、グループ対象会社）の女性管理職比率目標を18%に設定し、具体的な行動計画を主要3子会社各社で定め、女性活躍推進に取組んでいます。なお、女性が活躍しやすい環境を整えるための施策としては、女性本人のみならず管理職や男性社員も対象とした研修を実施しています。具体的には、若手女性社員向けにキャリアデザイン研修、育児休業からの復職者（男女）向けに復職座談会やオリエンテーション、女性リーダー／管理職向けにリーダーシップ研修等を実施しています。また、女性社員の上司向けにも、意識改革や女性社員のキャリア形成の理解を目的としたマネジメント研修等を実施しています。今後も、多様な人材が活躍できる職場環境の構築を推進してまいります。



ソニー生命：「高橋社長とダイバーシティを語ろう」イベントの様子（2023年度）

就業継続支援のための取組み

SFGでは、社員の育児参加を促進すべく、2025年度末のグループ対象会社の男性労働者の育児休業取得率100%を目標として掲げています。また、その後も子育てを行う社員が継続して就業できるよう、育児休業、特別休暇や短時間勤務制度等社内制度を整備しています。グループ各社における主な取組みとしては、業務の特性と社員事情に応じて在宅勤務がメインとなる働き方や、親族の介護や配偶者転勤で遠隔地へ転居となり継続勤務が困難な社員への休業等、さまざまな支援を行っています。また、やむを得ず一時的にキャリアが中断した場合にも、再雇用制度でライフプランの変化に合わせたキャリアのリスタートを支援しています。今後も、多様なバックグラウンドを持った社員がさまざまなライフイベントと仕事（キャリア）を調和させながら両立できる環境の整備、支援を続けてまいります。

管理職に占める女性労働者の割合

2023年度末実績	2025年度末目標
15.9%	18.0%
2023年度末	
女性係長比率	25.8%

（注）「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）に基づく一般事業主行動計画において定めた2025年度末時点での女性管理職比率の目標人数及び2023年度末実績をグループ対象会社で合算し算出した割合です。

労働者の男女の賃金の差異

2023年度末	
全労働者	46.9%
うち正規雇用労働者	60.4%
うちパート・有期労働者	24.4%

（注）「労働者の男女の賃金の差異」については、男性管理職数及び男性労働者の賃金をそれぞれ100%とした場合の女性管理職数及び女性労働者の賃金を百分率で示した数値（小数第2位を四捨五入し小数第1位までを表記）を記載しています。

男性労働者の育児休業取得率

2023年度末実績	2025年度末目標
86%	100%

（注）「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成3年労働省令第25号）第71条の4第2号が定める育児休業等をしたものの数及び育児休業制度を利用したものの数の合計数の割合について、2025年度末時点の目標及び2023年度末実績をグループ対象会社で合算し算出した割合です。

育児休業復職率

2023年度	
男性	99.2%
女性	100.0%
合計	99.6%

障がい者活躍推進のための取組み

SFGでは、性別の多様性だけでなく、障がい者雇用の拡大にも積極的に取組んでおり、障がいのある方がさまざまな場面で活躍しています。

障がい者雇用率*

	2022年度	2023年度
障がい者雇用率	2.35%	2.54%

* 特例子会社含む

ソニー生命の取組み例

ソニー生命はソニー生命および特例子会社であるソニー生命ビジネスパートナーズを通じて、障がい者が「自分らしく」働ける環境を提供し、障がい者インクルージョンを推進しています。

ソニー生命ビジネスパートナーズは、ソニー生命の特例子会社として2019年3月に設立されました。ソニー生命の常用雇用者数が今後も増加していく中、障がい者の雇用と併せて、障がい者が安心して活躍できるフィールドを拡大しており、主に精神・発達障がい者、知的障がい者の方々が事務代行業務や総務業務を行うことにより、それぞれが自立・自律し、質の高い仕事で社会に貢献できる場の提供を目指しています。



ソニー生命ビジネスパートナーズ：共通の作業机でパソコンを使いデータ入力をする様子

ワークライフバランス向上への取組み

SFGは、会社の成長とともに社員が充実した生活を築き、仕事を通じた自己成長と働きがいを感じられる職場環境を整備するため、「働き方改革の積極的な推進」を通じて生産性の向上と効率化を推進します。

1. 柔軟な働き方と休暇の拡充・取得推進

SFGでは、業務の繁閑に応じて、自らが入社・退社時間を設定するフレックス勤務を導入するとともに、各社の状況に応じてコアタイム（必ず勤務しなくてはならない時間帯）を廃止し、柔軟な働き方を積極的に推進しています。また、年次有給休暇のほかに積立休暇や特別休暇など休暇拡充に加え、年次有給休暇の連続5日取得の推進にも努めています。

平均年次有給休暇取得日数*
2023年度 12.6日

平均年次有給休暇取得率*
2023年度 71.0%

2. 在宅勤務・モバイルワーク

SFGでは、在宅勤務やモバイルワークの導入・拡充を進めており、利用対象者の拡大や勤務場所の多様化、フレックス勤務と併用した効率的な時間配分によって、仕事の生産性を高めつつ、社員一人ひとりの生活を豊かにする時間を確保できるよう支援しています。

欠勤率*
2023年度 0.90%

3. 時間外労働削減に向けた取組み

SFGでは、労働時間の適正化を図るべく、負荷が高い部署に対しては人事部門から定期的にコミュニケーションをとり、適正人員数の確認や業務配分見直しの依頼を行っています。

時間外労働時間平均*
2023年度 26.3時間

* SFGI、主要3子会社および介護事業3社

地域社会・環境

SFGは、地球環境の保全が人類共通の最重要課題のひとつであると認識し、「ソニーフィナンシャルグループ環境方針」を定め、日々の事業活動を通じて環境保全に配慮した活動・取組みを実施しています。

ソニーフィナンシャルグループ環境方針

(理念)

ソニーフィナンシャルグループは、事業活動を通じてステークホルダーへの価値提供を図るとともに、持続可能な社会の実現に向けた「ソニーグループ環境ビジョン」を踏まえ、ソニーグループの一員として事業活動および商品・サービスのライフサイクルのあらゆる面で地球環境の保全に配慮して行動します。

(方針)

1. ソニーフィナンシャルグループは、事業活動を行うために必要な資源・エネルギーについて、資源リサイクルや省エネルギー等を推進し、全就業者が高い意識をもって環境負荷の低減に努めます。
2. ソニーフィナンシャルグループは、事業活動を行う上で適用を受ける環境保全に関する関連法規、およびその他の要求事項を遵守します。
3. ソニーフィナンシャルグループは、環境目的・目標を設定のうえ、環境保全活動を推進するとともに、継続的な改善を行います。
4. ソニーフィナンシャルグループは、全就業者に対し環境保全活動を周知することにより、業務と生活のさまざまな側面における環境に関する意識の向上を図ります。
5. ソニーフィナンシャルグループは、環境方針および環境保全への取組みについて、広報活動を通じて社内外へ公表します。

温室効果ガス（GHG）排出量削減への取組み

SFGでは、ソニーグループ（株）が定めた長期環境計画「Road to Zero」および環境中期目標「Green Management 2025」に基づき環境保全活動を加速させています。

▶P27 TCFD提言に沿った気候関連情報の開示 指標と目標

名刺に「オリジナルブレンドマテリアル」を採用

SFG各社の名刺にソニーが開発した環境に配慮した紙素材「オリジナルブレンドマテリアル」を導入しました。「オリジナルブレンドマテリアル」は、ソニー製品のパッケージにおける素材循環を実現することを目的に開発された紙素材です。産地を特定した竹、さとうきびの搾りかす、リサイクルペーパーが原料で、さまざまなソニー製品の外箱、内箱で採用されているほか、ソニーグループ各社の名刺素材としても利用されるなど、その用途が拡大しています。

▶SFGニュースリリース

https://www.sonyfg.co.jp/ja/news/article/240419_01.pdf



オリジナルブレンドマテリアルのパッケージ（イメージ）

原材料とオリジナルブレンドマテリアル

「One Blue Ocean Project」への取組み

SFGでは、ソニーグループ全体で海洋プラスチック汚染問題に継続的に取り組むプロジェクト「One Blue Ocean Project」へ参画し、社内の自動販売機や会議室での使い捨てプラスチック製品の使用削減または中止、執務室内でのプラスチック製品の使用削減および再生材の積極利用のほか、河川、海岸、地域の清掃活動を定期的に行っています。

「そらべあ発電所の寄贈」

ソニー生命およびソニー損保は、再生可能エネルギーの普及啓発と環境教育などを行う「そらべあ基金」への寄付を通じて、太陽光発電設備「そらべあ発電所」を全国の幼稚園・保育園・こども園に寄贈しています。

ソニー生命は「ご契約のしおり・約款」について、従来の「冊子版」に加え「Web版」を導入し、これを希望されたお客さまの数に応じ、削減された紙やプラスチック資源の費用および印刷関連費用の一部を、ソニー損保は自動車保険をご契約いただく時に年間走行距離を確認し、実際の走行距離がご契約時の予想より短かった場合、ご契約者が予想より走らなかった距離の総計をもとに定めた額を寄付しています。



すだつ保育園（沖縄県）に寄贈した太陽光パネル

融合こども園（島根県）で寄贈記念式典を実施

「スマトラ島森林保全プロジェクト」

熱帯林が広がり、島固有の動植物も数多く生息しているインドネシア・スマトラ島。しかしながら、2016年までの30年間で半分以上の熱帯林が失われ、その要因に大きくかかわっているのが日本を含む世界中に輸出されている、紙とパーム油です。大規模農園の開発によって動物たちはすみかを失い、多種多様な生物が絶滅の危機に瀕しています。スマトラ島の自然を保全するため、WWFによるさまざまな森林保全活動が行われています。ソニー銀行ではこの活動を支援するため、すべてのお客さまの口座開設1件につき10円を公益財団法人世界保護基金ジャパン（WWFジャパン）に寄付しています。

「住宅ローン書類送付における紙製ファイルの使用」

ソニー銀行では、2023年10月より、住宅ローン書類送付時に使用するファイルをプラスチック製からFSC認証紙を使用した紙製ファイルに変更しています。本取組みにより、年間約80,000枚のプラスチック製ファイルの使用が削減できるほか焼却処分時に排出されるCO₂排出量の削減が期待できます。

「Sony Bank WALLET リサイクルプラスチック素材の使用」

ソニー銀行では、Visaデビット付きキャッシュカード Sony Bank WALLET に廃棄処分のプラスチックをリサイクル加工した原料であるリサイクルPCT-Gを、カードの一部に採用しています。リサイクル原料を使用することにより、化石燃料の消費抑制と廃棄プラスチックの削減に繋がり、環境への負担を低減します。リサイクル原料の使用率は1枚あたり43%、約1.2gのCO₂排出量を抑制する効果があります。

各種手続きのペーパーレス化・電子交付への切替えによるCO₂削減

ソニー生命では、ご契約のお申込からご契約後の各種手続き、保険金・給付金のご請求に至るまでの一連のプロセスでペーパーレス化を行うとともに、パンフレット等の閲覧が可能な専用ウェブサイトの構築を通じて、書類郵送にかかるCO₂排出量ならびに紙資源の大幅な削減に貢献しています。加えて、リモートによる面談や手続きを実現し、お客さま訪問時の交通利用にかかるCO₂排出量の削減にも貢献しています。社内業務においても電子ワークフローソフトを採用し、書類の回覧や押印、保管を廃止することで紙資源の削減を進めています。

ソニー損保では、自動車保険・火災保険・医療保険・海外旅行保険においてインターネットによる契約申込を可能とし、紙の申込書などの作成・郵送を省略しています。加えて、自動車保険・火災保険のお客さまがウェブサイトから契約される際に保険証券などの発行・郵送の省略を希望された場合、保険料を最大500円割引く「証券ペーパーレス割引」を適用し、紙資源の削減を進めています。

ソニー銀行では、インターネット銀行として、取引伝票や通帳、商品説明資料、お客さまへの交付帳票など、ウェブ画面内のご案内、電子交付を基本とし、ペーパーレス化を推進しています。加えて、お客さまが住宅ローンの本審査に係る書類をアップロードで提出された場合、お申込1件につき50円をソニー銀行が公益財団法人世界自然保護基金ジャパン（WWFジャパン）へ寄付することで、お客さまとともに環境保全活動や紙資源の削減に取り組んでいます。

取締役・監査役紹介 (2024年7月1日現在) (男性7名 女性2名)

取締役



遠藤 俊英

Toshihide Endo

代表取締役社長 兼 CEO

業務執行

主な兼職

- ・ソニーグループ(株) 上席事業役員
- ・ソニー生命保険(株) 取締役
- ・ソニー損害保険(株) 取締役
- ・ソニー銀行(株) 取締役
- ・ソニー・ライフケア(株) 取締役
- ・ソニーフィナンシャルベンチャーズ(株) 代表取締役社長
- ・なかの資産マネジメント(株) 社外取締役

- 出席状況
取締役会 11/11
指名諮問委員会 3/3
報酬等諮問委員会 7/7
- 在任期間 1年



山田 和宏

Kazuhiro Yamada

専務取締役 兼 CFO

主な兼職

- ・ソニー生命保険(株) 取締役
- ・ソニー損害保険(株) 取締役
- ・ソニー銀行(株) 取締役
- ・ソニー・ライフケア(株) 取締役
- ・ソニーフィナンシャルベンチャーズ(株) 取締役
- ・ソニーライフ・コミュニケーションズ(株) 取締役

- 出席状況 —
- 在任期間 —



神戸 司郎

Shiro Kambe

取締役

主な兼職

- ・ソニーグループ(株) 執行役 専務

- 出席状況
取締役会 15/15
指名諮問委員会 5/5
- 在任期間 9年



松岡 直美

Naomi Matsuoka

取締役

主な兼職

- ・ソニーグループ(株) 執行役員

- 出席状況
取締役会 14/15
- 在任期間 2年



池内 省五

Shogo Ikeuchi

取締役 社外役員

主な兼職

- ・JICキャピタル(株) 代表取締役社長CEO
- ・AnyMind Group(株) 社外取締役

- 出席状況
取締役会 15/15
指名諮問委員会 5/5
報酬等諮問委員会 7/7
- 在任期間 5年



吉澤 和弘

Kazuhiro Yoshizawa

取締役 社外役員

主な兼職

- ・(株)NTTドコモ 相談役
- ・大和ハウス工業(株) 社外取締役
- ・パーソルホールディングス(株) 社外取締役

- 出席状況
取締役会 15/15
指名諮問委員会 5/5
報酬等諮問委員会 9/9
- 在任期間 3年

・2024年6月20日付で就任した取締役：山田 和宏氏
 ・取締役会、指名諮問委員会および報酬等諮問委員会の出席状況は、2023年度の実績
 ・在任期間は2024年6月20日株主総会時点
 ・遠藤俊英氏については、2023年6月のSFGI取締役就任以降に開催された取締役会、指名諮問委員会、報酬等諮問委員会への出席状況、2023年6月23日以降の在任期間を記載
 ・池内省五氏については、2023年6月の報酬等諮問委員選任以降に開催された報酬等諮問委員会への出席状況を記載

▶略歴の詳細は、有価証券報告書「役員の状況」をご覧ください。
https://www.sonyfg.co.jp/ja/financial_info/yuho/

監査役



早瀬 保行

Yasuyuki Hayase

常勤監査役 社外役員

主な兼職

- ・ソニー生命保険(株) 監査役
- ・ソニー損害保険(株) 監査役
- ・ソニー銀行(株) 監査役

- 出席状況
取締役会 15/15
監査役会 17/17
- 在任期間 9年



丹生谷 美穂

Miho Niunoya

監査役 社外役員

主な兼職

- ・渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 シニアパートナー
- ・パーク24(株) 社外取締役

- 出席状況
取締役会 11/11
監査役会 12/12
- 在任期間 1年



是永 浩利

Hirotohi Korenaga

監査役

主な兼職

- ・ソニーグループ(株) 執行役員

- 出席状況
取締役会 15/15
監査役会 16/17
- 在任期間 11年

・取締役会、監査役会の出席状況は、2023年度の実績
 ・在任期間は2024年6月20日株主総会時点
 ・丹生谷美穂氏については、2023年6月のSFGI監査役就任以降に開催された取締役会、監査役会への出席状況、2023年6月23日以降の在任期間を記載

▶略歴の詳細は、有価証券報告書「役員の状況」をご覧ください。
https://www.sonyfg.co.jp/ja/financial_info/yuho/

コーポレートガバナンス

SFGでは、自らの目指す姿、価値観をビジョン・バリューとして掲げ、事業活動を通じて、ビジョン・バリューの実現に取り組んでいます。これを支える基盤として、コーポレートガバナンスの強化を経営の最重要課題のひとつと位置づけています。

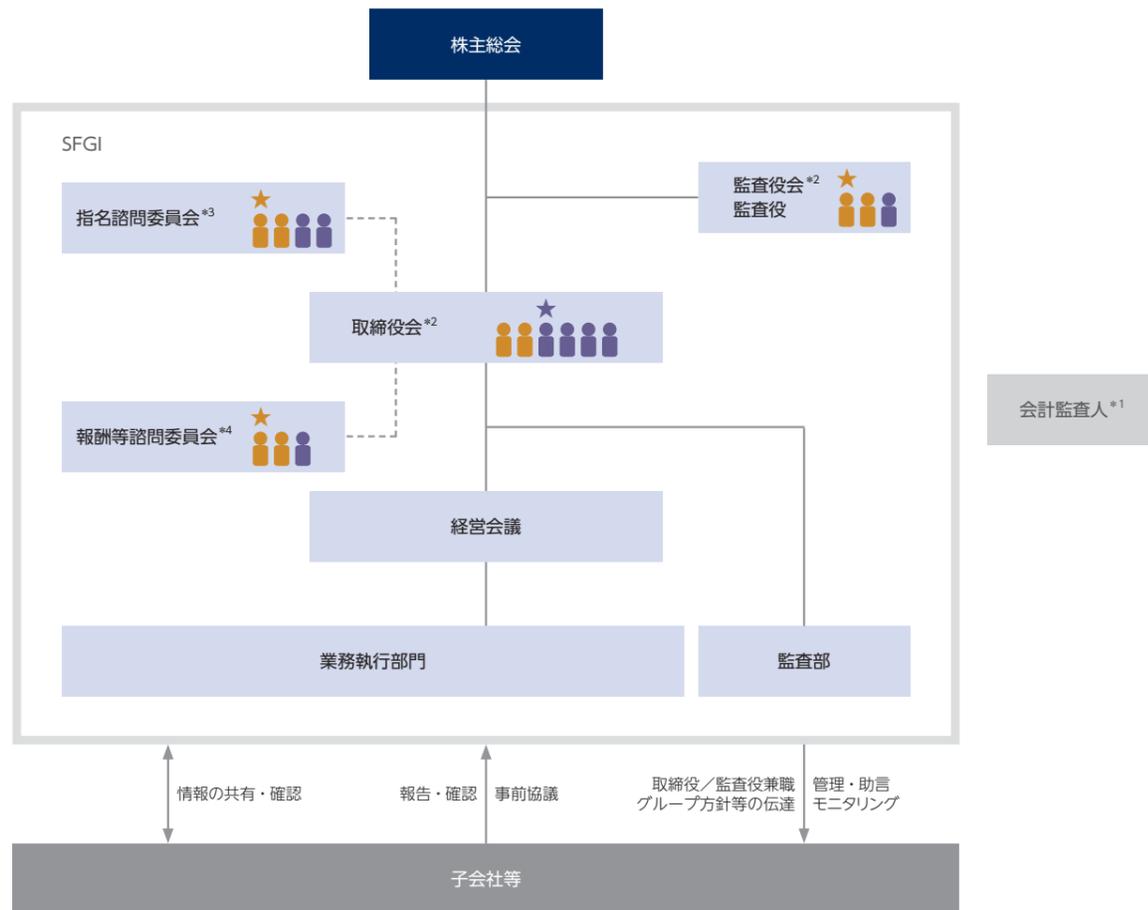
コーポレートガバナンス基本方針

(コーポレートガバナンスの基本的考え方)

SFGIIは、グループのさまざまな経営資源を有効活用し、ビジョン・バリューを実現していくことで、すべてのステークホルダーの期待・信頼に応え、グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ります。また、金融持株会社として、金融事業が持つ高い公共性を意識し、親会社からの経営の独立性を確保するとともに、透明性の高い経営に努め、グループの経営の健全性・適切性の確保を重視したガバナンス体制を構築します。

コーポレートガバナンス体制図 (2024年7月1日現在)

👤: 社内取締役/社内監査役 👤: 社外取締役/社外監査役 (★は議長)



*1 2023年度の会計監査人への報酬等：114百万円（うち、会計監査人としての報酬等：79百万円）
 *2 SFGIでは社外役員の選任に関して、「役員候補者の選定に係る基本方針」の中で社外役員の独立性基準を定めています。
 *3 指名諮問委員会の構成メンバー：池内 省五氏（議長）、吉澤 和弘氏、遠藤 俊英氏、神戸 司郎氏
 *4 報酬等諮問委員会の構成メンバー：吉澤 和弘氏（議長）、池内 省五氏、遠藤 俊英氏

▶SFGIウェブサイト「役員候補者の選定に係る基本方針」
https://www.sonyfg.co.jp/ja/company/data/nomination_policy.pdf

リスクガバナンス

SFGIIは、金融持株会社としてグループ各社の経営資源を集結することで、グループ全体のリスク管理態勢をより強化し、統合的なリスク管理を行っています。SFGIでは「グループリスク管理の基本方針」を定め、グループの経営方針および戦略目標に即したリスク管理態勢を構築しています。また、各業態およびリスク種別によって異なる特性に応じたリスク管理を行うことにより、グループの事業価値向上を図っています。

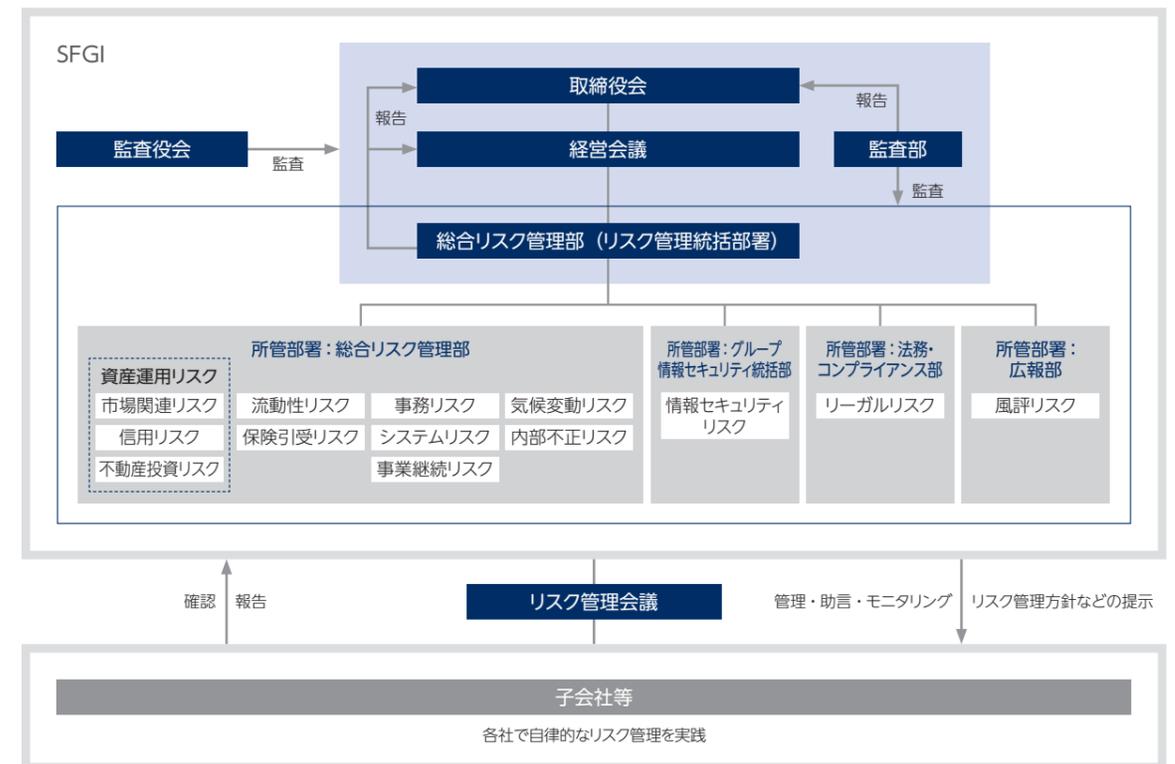
▶SFGIウェブサイト「リスク管理」
https://www.sonyfg.co.jp/ja/sustainability/risk_management.html

SFGIおよびグループ各社のリスク管理態勢

SFGIでは、「リスク管理基本規則」を制定し、役員・従業員ならびにグループ会社に周知徹底を図り、グループ各社のリスクの所在および種類を把握し、各種リスクを適切に管理する態勢を整備しています。SFGIのリスク管理統括部署は、各社のリスク管理部門などと連携して、モニタリングやリスク管理会議の開催などを通じて、グループのリスク管理状況を把握し、取締役会等に定期的な報告を行っています。

グループ各社においては、会社の規模、特性および業務内容に応じてリスクの種類ならびに定義を最適化し、リスク管理態勢を構築し、各リスクについての評価、モニタリング、その他管理などを自律的に行っています。

SFGのリスク管理態勢 (2024年7月1日現在)



グループERM

SFGでは、グループERMの枠組みを導入しています。

▶P13 戦略・レビュー ソニーフィナンシャルグループ ERM・ESR

危機管理体制

SFGIは、SFGIおよびグループ各社が災害やシステム障害などにより事業の継続的遂行が困難な事態に陥った際に備えて、グループにおける包括的な行動方針として「コンティンジェンシー・プラン」を定めています。また、グループ各社は、それぞれの業容および事業内容に即した規程やマニュアルなどを整備し、通常の事業継続が困難となるおそれがある場合にはSFGIに報告する体制をとっています。SFGIでは、報告された状況が、リスク管理基本規則などに定めたリスク管理体制下での対応では困難であると判断した場合、代表取締役社長 兼 CEOを本部長とするコンティンジェンシー対策本部を設置し、全業務の本格復旧に向けた事業継続策を遂行することを定めています。

管理すべきリスクの種類と定義の概要

種類	定義
市場関連リスク	金利、有価証券などの価格、為替などのさまざまな市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債（オフバランスを含む）の価値が変動し、グループが損失を被るリスク
信用リスク	信用供与先（法人・個人など）の財務状況などの悪化などにより、資産・負債（オフバランスを含む）の価値が減少ないし消失し、グループが損失を被るリスク
不動産投資リスク	賃貸料などの変動などを要因として不動産にかかわる収益が減少する、または市況の変化などを要因として不動産価格自体が減少し、グループが損失を被るリスク
流動性リスク	以下の内容により、グループが損失を被るリスク ● 資金繰りリスク：決済日に必要な資金が確保できなくなり、資金決済が履行できなくなるリスクや、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク ● 市場流動性リスク：市場の混乱などにより市場において取引ができなくなり、グループが保有するポジションを解消することが不可能となるリスクや、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク
保険引受リスク	経済情勢や保険事故の発生率が保険料設定時の予測に反して変動することにより、グループが損失を被るリスク
事務リスク	事務管理上の不具合に関連して生じる過失・不正・トラブルなどによって、グループが有形無形の損失を被るリスク
システムリスク	システムに関連して生じるトラブル・損壊・不正利用などによって、グループが有形無形の損失を被るリスク
リーガルリスク	法令などに抵触する手段・方法による業務遂行その他不適切な業務遂行によりグループが被るリスク、ならびに訴訟などが提起されることおよび各種権利侵害を受けることなどによりグループが被るリスク
風評リスク	社会倫理に反する行為、不公正な取引、不適切な情報開示などに基づき市場や顧客の間における会社の評判が悪化することにより、グループが有形無形の損失を被るリスク
事業継続リスク	財務内容の悪化、流動性問題、システムトラブル、不祥事件、災害・事故など不測の事態（危機）が発生し、グループの事業継続が困難になるリスク
情報セキュリティリスク	外部からのサイバー攻撃や、内部者や業務委託先によるグループの業務の遂行に係る不正や故意・過失などに起因し生じた、情報の漏えい・滅失・改ざん、情報資産の不正利用などによって、グループが有形無形の損失を被るリスク
気候変動リスク	以下の内容により、グループが損失を被るリスク ● 物理的リスク：気候変動により、資産に対する直接的な損傷や、サプライチェーンの寸断による間接的な影響などが生じることで損失を被るリスク ● 移行リスク：低炭素経済への移行にともない、広範囲に及ぶ政策・法規制・技術・市場の変化が生じることで損失を被るリスク
内部不正リスク	内部者が関与する、またはグループの業務に従事する業務委託先により当該グループの業務に関連して行われた、意図的に規制・法令・社内規則を違反するまたは回避する行為などにより、グループが有形無形の損失を被るリスク

(注) 個人情報管理、委託先管理、資産運用に関わる問題等、ひとつの事象から発生した問題が複数のリスクの種類に跨る場合には、それぞれのリスクの観点から着眼し、適切に対応することとしています。なお、リスクの種類・定義は、環境の変化などに応じて適宜見直しを行い、必要に応じて追加などを行います。

サイバーセキュリティに関する取組み

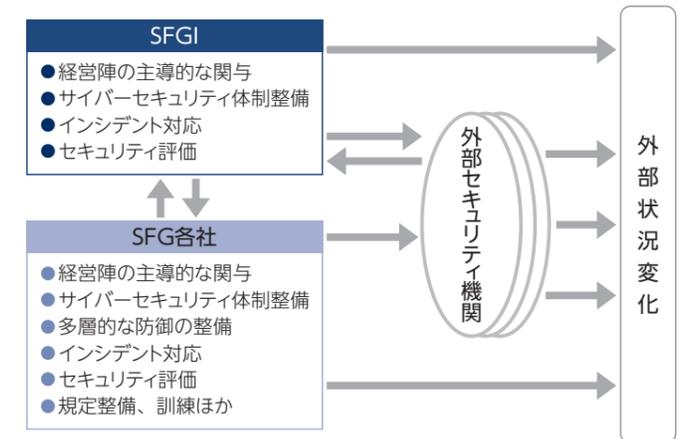
SFGIは、情報セキュリティをお客さまに付加価値の高い商品・サービスを提供するために欠かすことのできない基礎と考えています。

サイバー攻撃は増加の一途をたどっており、またその攻撃手法も多様化・高度化していることから明らかなように、情報セキュリティをめぐる環境は日々変化し、複雑さを増しています。この変化に適切に対応し、お客さまの情報はじめとする情報資産を適切に管理していくことは、私たちの責務であると考えています。

このような情報セキュリティ管理は、経営トップが主導的に取り組むべき重要課題であると考え、各社においては執行役員である情報セキュリティ責任者（ISO）を任命し、情報セキュリティ対策の方針や内容について、各社の経営会議、取締役会などで定期的に報告を行っています。さらにSFGIにおいてはグループ情報セキュリティ管理を統括する執行役員（EISO）を任命し、EISOの指揮下に設置したグループ情報セキュリティ統括部が各社の対応・グループ全体の管理品質等についてモニタリングを行い、また、必要に応じてインシデント対応指揮等を行う態勢としています。

サイバーセキュリティ体制の整備

SFGの中核を占める生命保険、損害保険、銀行には情報セキュリティ事故等に対応するCSIRT（Computer Security Incident Response Team）を設置しており、各社において自律的にサイバー攻撃に対応する態勢を整えています。攻撃影響の大きさやグループ間での連携が必要となった場合には、SFGIのグループCSIRTであるグループ情報セキュリティ統括部が対応の連携や指揮等を行います。また、サイバー攻撃手法の多様化・高度化に鑑み、金融ISACをはじめとする各種外部セキュリティ機関との連携も行っています。



個人情報保護の取組み

SFGIは、個人情報の取扱いに関し、利用目的の範囲内での個人情報の取得・利用などの方針を定めた「プライバシーポリシー」および具体的な安全管理措置を定めた「個人情報の保護等に関する規則」を制定しています。また、グループ各社の各種安全管理措置の状況などをモニタリングしています。

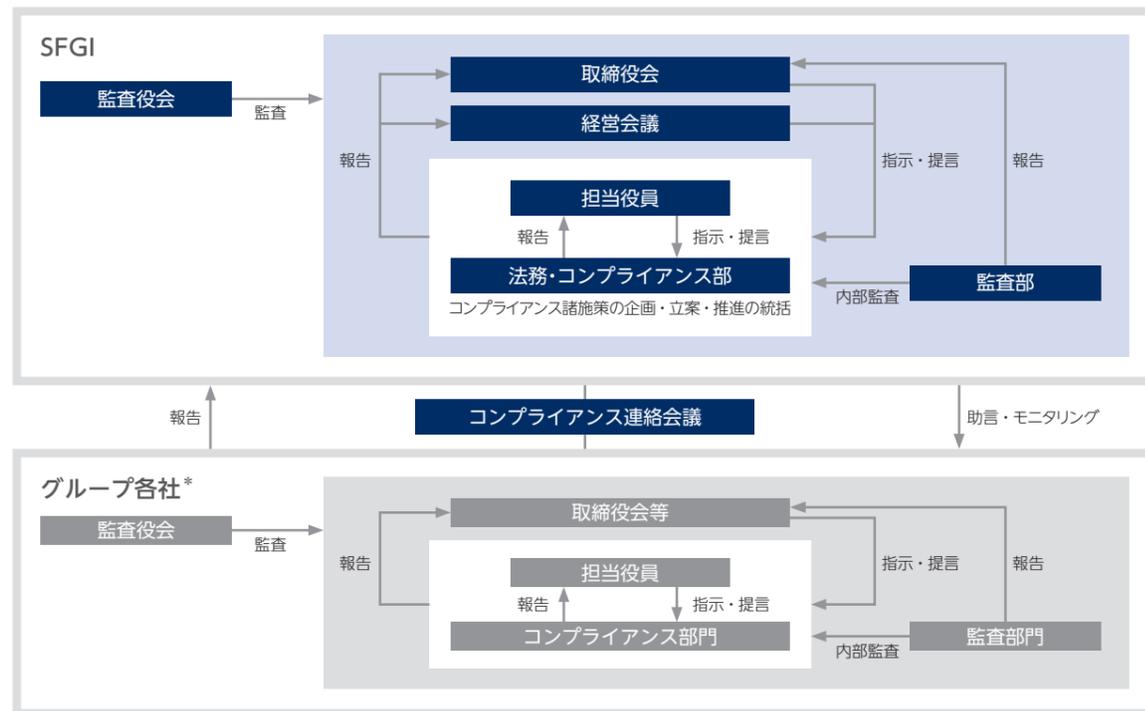
▶SFGIウェブサイト「プライバシーポリシー」
https://www.sonyfg.co.jp/ja/privacy_policy/

コンプライアンスについての基本的な考え方

SFGIでは、コンプライアンスを「役員・従業員の一人ひとりが、ソニーフィナンシャルグループのビジョン・バリューへの理解を深め、関連するさまざまな法令、規則、社会的規範等（以下、法令等）を遵守するとともに、高い倫理観のもと、透明性のある適切な業務運営を遂行するための取り組み」と定義し、経営の最重要課題のひとつとして位置づけています。また、SFGIのすべての役員・従業員がコンプライアンスを実践するため、各自が負う義務・責任に関する法令等を十分に認識し理解する態勢を構築しています。

グループ各社は、それぞれの業態・規模等に応じた態勢を構築してコンプライアンスの実効性を自ら高めていく責任があります。SFGIは、金融持株会社として、グループ経営の観点からグループ各社のコンプライアンス態勢を常に把握し、必要に応じて助言等を行うことにより、その推進を図る役割を担っています。

SFGのコンプライアンス態勢図（2024年7月1日現在）



* 本図はグループ各社におけるコンプライアンス態勢の概要を示したものです。グループ各社の業態・規模等により、組織の構成や名称等が異なります。

SFGのコンプライアンス活動

SFGIでは、SFGのすべての役員・従業員が遵守すべき「ソニーフィナンシャルグループ行動規範」を定めています。また、SFGIにおいて、取締役会は「コンプライアンス・マニュアル」*1および「コンプライアンス・プログラム」*2を策定し、その遵守状況や進捗状況について適宜把握することにより、コンプライアンス態勢を整備・構築し、その適切な運用に率先して取り組んでいます。また、コンプライアンス上の問題が発生した場合には、コンプライアンスの推進を統括する部門である法務・コンプライアンス部が、コンプライアンス・マニュアル等に則り、事実確認・調査を行い、関係部門に対して適切に対処を指示するとともに、取締役会等に報告を行う態勢が整備されています。

グループ各社においても、「ソニーフィナンシャルグループ行動規範」を踏まえた行動規範を採択して自らコンプライアンス態勢を整備・構築しており、SFGIはその適切な運用のための指導・支援を行っています。年に2回開催される「コンプライアンス連絡会議」は、グループ各社のコンプライアンス推進状況の確認等を目的とし、グループ各社のコンプライアンス担当役員・部長等で構成され、重要な討議結果はSFGIの取締役会等に報告されます。

グループ各社において発生したコンプライアンス上の問題は、原則として各社が自らの定める社内規程に基づき、事実確認・調査を行い、自らの責任において対応します。ただし、SFGIはグループ各社に対して、別途定める報告基準に従い、重大と判断される問題については、速やかにSFGIに報告させるものとし、報告を受けたSFGIは、適切な対応を検討のうえ、必要に応じてグループ各社に対して助言や指導を行う態勢を整備しています。

また、SFGIおよびグループ各社のコンプライアンス活動状況についての監査が定期的実施され、グループ全体のコンプライアンス態勢の有効性が検証されており、監査を通じて提言された事項に対しては、改善に向け取り組んでいます。

- *1 コンプライアンスを実現するためのSFGIのコンプライアンス態勢ならびに役員・従業員が理解しておくべきソニーフィナンシャルグループのビジョン・バリュー等を掲げたものです。また、法令等に抵触する行為等、コンプライアンス上問題のある行為等を発見した場合の報告先、事実確認・調査を行う態勢や対処方法のほか、コンプライアンス状況の確認方法等についても定めています。
- *2 コンプライアンスを実現するため、コンプライアンス状況の確認、研修、その他に係る事項についての実践計画として、原則として年度ごとに策定しています。

▶SFGIウェブサイト「ソニーフィナンシャルグループ行動規範」
https://www.sonyfg.co.jp/ja/company/data/code_of_conduct.pdf

コンプライアンス徹底に向けた具体的な取組み

SFGでは、「ソニーフィナンシャルグループ行動規範」において、贈賄防止、個人的利益相反状況の回避、反社会的勢力の排除、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与対策の推進といった、腐敗の防止およびコンプライアンスの徹底に向けた会社としての取組方針を定めています。そのうえで、社内規程に基づき、上記テーマに関するものを含む腐敗防止およびコンプライアンス推進のための研修を毎年実施しているほか、ソニーグループ（株）およびSFGIのCEOからのトップメッセージや四半期に1回以上の頻度でのコンプライアンスメッセージの配信を通じ、すべての役員・従業員に対して腐敗防止およびコンプライアンスに係る周知徹底を図っています。なお、役員・従業員に対するアンケートを実施し、役員・従業員の腐敗防止およびコンプライアンスに関する理解度を確認するとともに、研修等に関する意見を各種施策に取込んでいます。

腐敗防止およびコンプライアンス徹底に向けた主な取組み領域

- ・倫理的な企業風土の醸成
- ・社内通報制度（ホットライン）
- ・情報セキュリティ
- ・個人情報保護
- ・公正競争
- ・贈賄防止
- ・職場における適切な行動（ハラスメント防止・人権の尊重等）
- ・役員・従業員の個人的利益相反状況の回避
- ・マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与対策
- ・反社会的勢力排除
- ・インサイダー取引等防止
- ・お客さまとの利益相反の適切な管理
- ・AI倫理への取組み

第三者管理

SFGIは、新たなビジネスパートナーの選定において、贈賄防止、反社会的勢力の排除、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与対策、経済制裁等の観点から包括的にデューデリジェンス（精査）を実施しています。また、取引が開始された後も、ビジネスパートナーに対して、リスクの度合いに応じたデューデリジェンス（精査）を実施する等、上記の観点を含めたモニタリングを定期的に行う態勢を整備しています。

なお、反社会的勢力の排除や、犯罪収益が絡んだ取引および経済制裁者リストに掲載された団体や個人との取引に巻き込まれることを防止するため、SFGIでは、お客さまとの取引の際にも、本人確認の手続き等を実施しています。

社内通報制度

SFGの役員、従業員および派遣社員（これらの退職者を含む）は、会社の方針、事業活動その他の行為が、法令等に違反している（あるいは違反のおそれがある）と考える場合、SFGおよびグループ各社に設置されている通報窓口か、ソニーグループの通報窓口を選択して通報することができます。2023年度、SFGおよびグループ各社の通報窓口において受けた通報は合計74件であり、職場環境、組織運営、および業務遂行に関する通報が中心となっています。

SFGおよびグループ各社では、通報者が社内通報を行った事実または情報提供者が情報提供を行った事実を理由として、通報者および情報提供者に対するいかなる報復や不利益の措置も禁じ、通報者および情報提供者を保護するための適切な措置を講じるとともに、通報に関連する情報を厳重に管理しうえで所要の対応を行っています。なお、SFGの協力会社の従業員（過去そうであった者を含む）からの通報についても、必要に応じて社内通報に準じたものとして取扱うこととしています。

贈賄の禁止

SFGのすべての役員・従業員は、相手が公務員等であるか否かを問わず、不適切に業務上優位な取扱いを受けることや事業に何らかの影響を及ぼすことを目的とした金銭や贈答、接待その他の便益の供与を決して行いません。

そのうえで、SFGおよびグループ各社では、特に公務員等に対応する際に必要な遵守事項や手続きを定めた贈賄防止規則を策定しています。SFGの役員・従業員が直接対応する公務員等に加え、SFGまたはグループ各社を代理して公務員等に対応する第三者（代理店等）や、合併事業のパートナー等を対象として、独自に定めるレッドフラグ（疑わしい兆候）や高リスク地域への該当性、取引の類型等をはじめとするリスクの度合いに応じたデューデリジェンス（精査）を事前に実施しています。なお、政治献金や慈善寄付を実施する場合においても同様に事前のデューデリジェンス（精査）を行います。

インサイダー取引等防止

SFGは「ソニーフィナンシャルグループ インサイダー取引等防止基本方針」を定め、これに基づきSFGおよびグループ各社はインサイダー取引等の未然防止に資する態勢を構築しています。

また、SFGは、グループ各社の態勢構築が十分になされ、インサイダー取引等防止に関し、有効に機能しているかどうかをモニタリングし、必要に応じて適切な措置を講じます。

利益相反管理方針（概要）

SFGは、その傘下の金融機関のお客さまの利益が不当に害されることのないよう「利益相反管理方針」を定めています。SFG法務・コンプライアンス部担当役員は、利益相反管理統括責任者として、傘下の金融機関からの報告やお客さまからの苦情等に基づき必要と判断したときは、傘下の金融機関に対し、次のとおり必要な措置を講じるよう求めます。

- ・利益相反を発生させる可能性のある部門間の情報遮断
- ・対象取引の中止または取引条件もしくは方法の変更
- ・利益相反事実またはそのおそれがあることのお客さまへの開示
- ・その他、必要と判断する措置

また、SFGおよび傘下の金融機関では、対象取引の特定に係る記録やお客さまの保護を適正に確保するための措置に係る記録を適切に保存しています。

▶SFGウェブサイト「利益相反管理方針の概要」
https://www.sonyfg.co.jp/ja/company/data/conflicts_of_interest_policy.pdf

反社会的勢力排除に向けた取組み

SFGは、反社会的勢力の排除に向けて、「反社会的勢力排除に関するグループ基本方針」を定め、SFGおよびグループ各社において反社会的勢力対応部署の設置および不当要求防止責任者の任命や、外部専門機関との連携による反社会的勢力の情報収集等、態勢を整備するとともに、グループ一体となって反社会的勢力排除に向けた取組みを行っています。

反社会的勢力排除に関するグループ基本方針

ソニーフィナンシャルグループは、反社会的勢力との関係を遮断することの社会的責任、コンプライアンスおよび企業防衛の観点からの重要性を十分認識し、グループ一体となって反社会的勢力排除に向けた取組みを実施するためにこの基本方針を定め、各社役員一同がこれを遵守することとします。

1. 組織としての対応
 反社会的勢力に対しては、担当者や担当部署だけに任せずに、経営トップ以下、組織全体として対応するとともに、対応する役職員の安全を確保します。
2. 外部専門機関との連携
 適切な助言、協力が得られるよう、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携強化を図ります。
3. 取引を含めた一切の関係遮断
 反社会的勢力に対しては、取引関係を含めて、一切の関係を遮断します。
4. 有事における民事と刑事の法的対応
 反社会的勢力による不当要求は断固として拒絶し、必要に応じて民事および刑事の両面から法的対応を行います。
5. 裏取引や資金提供の禁止
 反社会的勢力との裏取引や同勢力への資金提供は絶対に行いません。

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策ならびに経済制裁遵守

SFGでは、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策を経営上重要な課題として位置づけ、「ソニーフィナンシャルグループ マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に係る基本方針」を定めています。また、SFGでは「ソニーフィナンシャルグループ経済制裁遵守規則」を定めており、グループ各社においても同等の規則の導入を求めています。

SFGは、経営陣からのトップダウンによって、必要な権限付与と資源配分を行うとともに、すべての役員・従業員に対し、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策ならびに経済制裁遵守に係る意識を浸透させるための積極的な関与等を行います。また、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策として、犯罪収益移転防止法に定める特定事業者該当するグループ各社では、取引時確認や疑わしい取引の届出等を適切に実施するための態勢を整備しています。

SFGは、SFGの法務・コンプライアンス部を責任部署とし、グループ各社のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策ならびに経済制裁遵守に関する態勢のモニタリングを実施しています。モニタリング結果については、コンプライアンス連絡会議等を通じグループ各社にフィードバックを実施するほか、SFGの取締役会に報告を行ったうえで適宜指示を仰ぐ等、グループ全体でマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策ならびに経済制裁遵守に係る態勢の構築に向けて取り組んでいます。

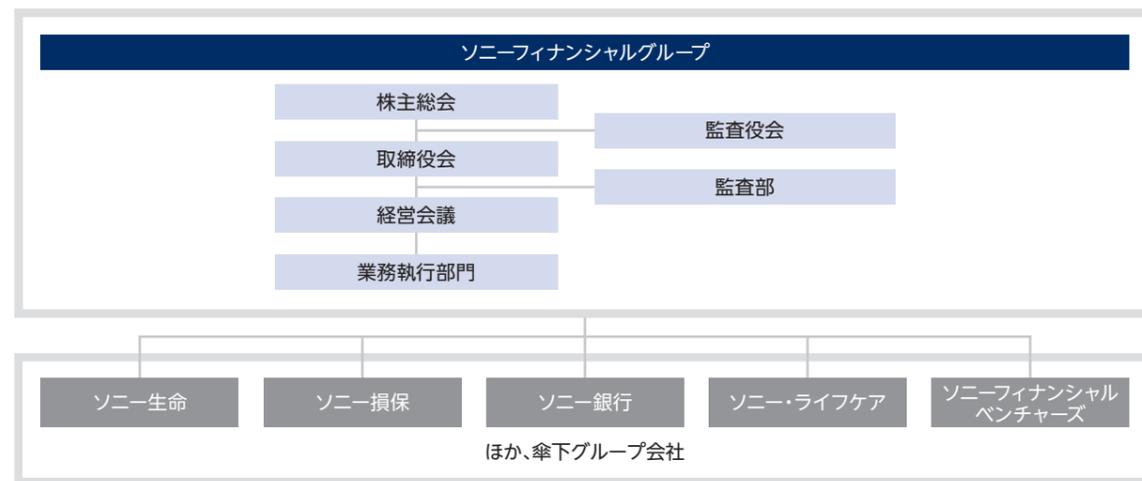
■ 会社概要・株式情報 (2024年3月31日現在)

会社概要

商号	ソニーフィナンシャルグループ株式会社 (英文名) Sony Financial Group Inc.
設立年月日	2004年4月1日
所在地	東京都千代田区大手町1丁目9番2号
事業内容	当社は、次の業務を営むことを目的とする。 (1) 生命保険会社、損害保険会社、銀行、その他の保険業法および銀行法の規定により子会社とした会社の経営管理 (2) その他保険業法および銀行法その他の法令の規定により、保険持株会社および銀行持株会社が営むことのできる業務 (3) 前各号の業務に附帯または関連する業務
従業員数	SFGI: 180名 (連結: 12,695名、生命保険事業: 9,402名、損害保険事業: 1,517名、銀行事業: 661名、その他、全社 (共通): 1,115名)
資本金	20,029百万円

(注) 1. SFGIの従業員のうち、39名は生命保険事業、10名は損害保険事業、20名は銀行事業、111名は全社 (共通)
2. 「その他、全社 (共通)」として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できないSFGIの従業員ならびに子会社である介護事業およびベンチャーキャピタル事業における従業員

組織図



株式情報

発行済株式の状況

種類	事業年度末現在発行数 (株)
普通株式	435,100,266

大株主の状況

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を除く) の総数に対する所有株式数の割合 (%)
ソニーグループ株式会社	東京都港区港南1-7-1	435,100,266	100.00

■ グループ各社の概要 (主要子会社) (2024年3月31日現在)

■ 生命保険事業

商号	設立	所在地	事業内容	資本金 (百万円)	株主
ソニー生命保険株式会社 (英文名: Sony Life Insurance Co., Ltd.)	1979年 8月10日	東京都 千代田区	生命保険業	70,000	ソニーフィナンシャルグループ株式会社 100%
ソニーライフ・コミュニケーションズ株式会社 (英文名: Sony Life Communications Co., Ltd.)	2019年 7月26日	東京都 千代田区	生命保険の募集に関する業務	3,500	ソニー生命保険株式会社 100%

■ 損害保険事業

商号	設立	所在地	事業内容	資本金 (百万円)	株主
ソニー損害保険株式会社 (英文名: Sony Assurance Inc.)	1998年 6月10日	東京都 大田区	損害保険業	20,000	ソニーフィナンシャルグループ株式会社 100%

■ 銀行事業

商号	設立	所在地	事業内容	資本金 (百万円)	株主
ソニー銀行株式会社 (英文名: Sony Bank Inc.)	2001年 4月2日	東京都 千代田区	銀行業	38,500	ソニーフィナンシャルグループ株式会社 100%

■ 介護事業

商号	設立	所在地	事業内容	資本金 (百万円)	株主
ソニー・ライフケア株式会社 (英文名: Sony Lifecare Inc.)	2014年 4月1日	神奈川県 川崎市	介護事業を行う会社の経営管理	2,625	ソニーフィナンシャルグループ株式会社 100%
ライフケアデザイン株式会社 (英文名: Lifecare Design Inc.)	1999年 10月5日	神奈川県 川崎市	有料老人ホームの企画・開発・運営	100	ソニー・ライフケア株式会社 100%
プラウドライフ株式会社 (英文名: Proud Life Inc.)	2006年 7月3日	神奈川県 川崎市	有料老人ホーム等の管理・運営・企画	3	ソニー・ライフケア株式会社 100%

■ ベンチャーキャピタル事業

商号	設立	所在地	事業内容	資本金 (百万円)	株主
ソニーフィナンシャルベンチャーズ株式会社 (英文名: Sony Financial Ventures Inc.)	2018年 7月10日	東京都 千代田区	ベンチャーキャピタル事業	10	ソニーフィナンシャルグループ株式会社 100%

(注) SFGIの連結子会社であったソニーペイメントサービス株式会社の株式を一部譲渡及び株式交換を実施したため、2023年度より、ソニーペイメントサービス株式会社及びETCソリューションズ株式会社は連結の範囲から除外し、同2社及びピー・エックス・ジェイ・イー・ワン・ホールディング株式会社を持分法の適用範囲に含めています。

■ 事業概況・事業系統図

事業概況

経常収益は、生命保険事業、損害保険事業および銀行事業において増加した結果、3兆4,503億円（前年度比61.4%増）となりました。経常利益は、銀行事業において増加したものの、生命保険事業および損害保険事業において減少した結果、543億円（同55.6%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、経常利益の減少に加えて、前年度に計上したソニー生命の子会社における資金回収による利益や、ソニー生命における不動産売却にともなう利益の剥落により、411億円（同65.3%減）となりました。

事業別の業績は、次のとおりです。

生命保険事業

経常収益は、特別勘定における運用益が増加したことにより、3兆1,811億円（前年度比67.1%増）となりました。経常利益は、利差損の発生に対して危険準備金を取り崩したものの、一般勘定における有価証券売却損益の悪化や、変額保険等の市況の変動にともなう損益の悪化*などにより、251億円（同73.3%減）となりました。

*変額保険等の市況の変動にともなう最低保証にかかる責任準備金の繰入額およびヘッジを目的としたデリバティブ取引の損益等の悪化

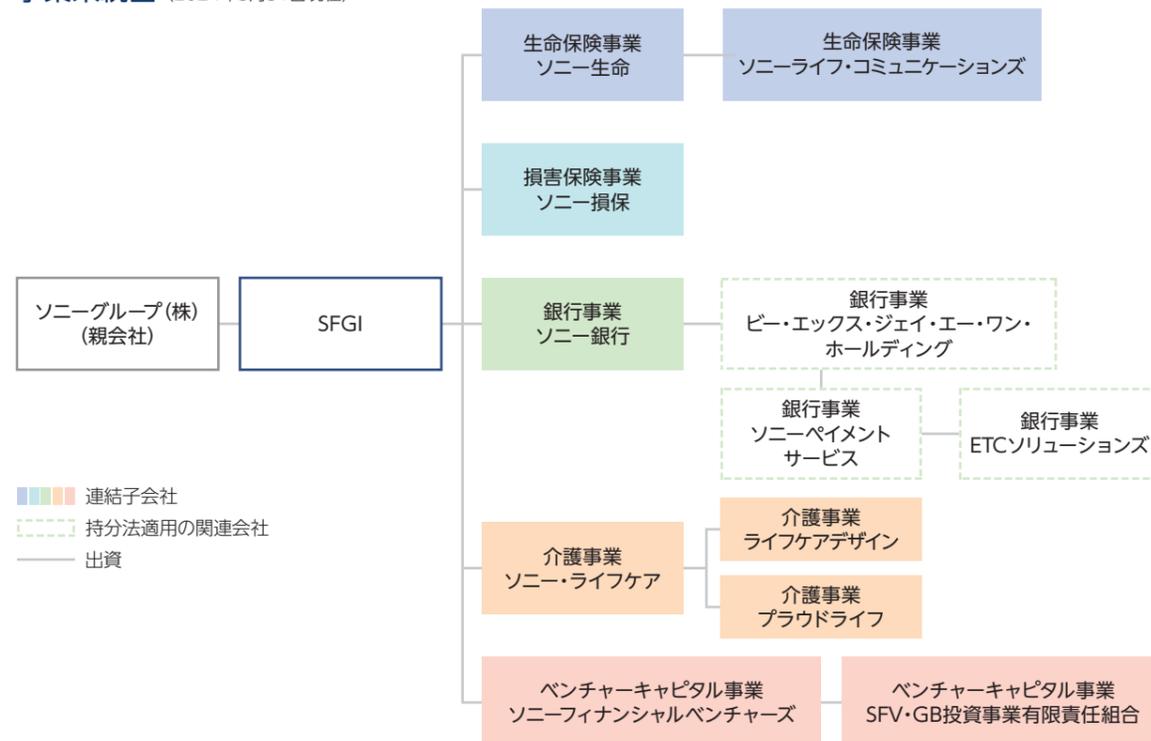
損害保険事業

経常収益は、主力の自動車保険を中心に正味収入保険料が順調に増加したことにより、1,520億円（前年度比4.7%増）となりました。経常利益は、交通量回復などに伴う損害率の上昇により、64億円（同34.9%減）となりました。

銀行事業

有価証券利息配当金や貸出金利息などの資金運用収益の増加により、経常収益は1,056億円（前年度比33.0%増）、経常利益は228億円（同10.8%増）となりました。

事業系統図 (2024年3月31日現在)



■ 財務ハイライト

■ ソニーフィナンシャルグループ (連結)

	百万円				
3月31日に終了した1年間	2020	2021	2022	2023	2024
経常収益	1,781,420	2,207,285	2,190,092	2,137,696	3,450,300
経常利益	110,255	77,301	79,886	122,370	54,358
親会社株主に帰属する当期純利益	73,259	47,186	41,638	118,525	41,176
包括利益	62,192	30,273	△2,742	37,202	3,440
3月31日現在					
総資産	15,125,710	17,019,255	19,032,939	20,019,761	22,083,761
純資産	691,978	691,699	649,086	644,955	594,008
連結自己資本比率 (国内基準)	16.28%	14.64%	12.66%	20.42%	18.39%
連結ソルベンシー・マージン比率*	1,671.1%	1,426.1%	1,415.8%	1,584.2%	1,462.9%

■ ソニー生命 (単体)

	百万円				
3月31日に終了した1年間	2020	2021	2022	2023	2024
経常収益	1,580,117	1,945,094	2,023,492	1,904,419	3,180,958
経常利益	87,094	66,526	53,673	95,392	26,115
当期純利益	55,573	43,286	19,050	100,770	13,579
3月31日現在					
総資産	11,237,124	12,583,730	14,489,657	15,231,746	16,623,842
純資産	539,582	518,378	461,908	445,699	344,735
単体ソルベンシー・マージン比率*	2,476.3%	2,126.6%	2,191.1%	2,046.1%	1,887.6%

■ ソニー損保

	百万円				
3月31日に終了した1年間	2020	2021	2022	2023	2024
経常収益	121,728	132,445	140,941	145,194	152,088
経常利益	8,072	14,694	9,070	9,953	6,478
当期純利益	5,808	10,161	6,418	7,105	4,590
3月31日現在					
総資産	234,870	258,610	279,766	293,100	304,902
純資産	37,785	45,032	41,740	42,186	39,456
単体ソルベンシー・マージン比率*	872.3%	861.7%	813.3%	789.8%	734.1%

■ ソニー銀行 (単体)

	百万円				
3月31日に終了した1年間	2020	2021	2022	2023	2024
経常収益	45,383	45,683	54,864	72,390	101,906
経常利益	9,589	8,977	15,143	19,137	24,084
当期純利益	6,642	6,611	10,154	12,511	28,941
3月31日現在					
総資産	3,079,472	3,614,612	4,359,720	4,603,865	5,353,815
純資産	77,338	106,429	116,547	124,109	150,882
単体自己資本比率 (国内基準) *	8.85%	8.00%	8.62%	13.29%	12.41%

* 表示単位未満は切捨てで表示しています。

SFGI連結財務諸表

当社の連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書）については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、PwC Japan有限責任監査法人の監査証明を受けています。

また、当社の銀行法第52条の28第1項の規定により作成した書面については、会社法第396条第1項により、PwC Japan有限責任監査法人の監査を受けています。

なお、PwCあらた有限責任監査法人は2023年12月1日付でPwC京都監査法人と合併し、名称をPwC Japan有限責任監査法人に変更しています。

連結貸借対照表

ソニーフィナンシャルグループ株式会社

2023年、2024年3月31日現在

	百万円	
	2023	2024
資産の部		
現金及び預貯金	696,193	824,905
コールローン及び買入手形	60,300	88,909
買入金銭債権	19,727	12,669
金銭の信託	58,712	63,285
有価証券	15,413,310	16,801,560
貸出金	3,222,226	3,682,002
有形固定資産	104,633	102,649
土地	56,428	56,428
建物	25,885	25,561
リース資産	19,523	18,591
建設仮勘定	14	33
その他の有形固定資産	2,781	2,034
無形固定資産	68,488	67,772
ソフトウェア	65,408	64,888
のれん	3,037	2,857
リース資産	2	2
その他の無形固定資産	40	25
再保険貸	2,382	2,476
外国為替	6,315	2,327
その他資産	216,565	270,279
退職給付に係る資産	7,142	9,836
繰延税金資産	145,424	156,755
貸倒引当金	△1,660	△1,669
資産の部合計	20,019,761	22,083,761

	百万円	
	2023	2024
負債の部		
保険契約準備金	13,446,823	15,072,758
支払備金	98,739	111,180
責任準備金	13,344,833	14,958,281
契約者配当準備金	3,251	3,296
代理店借	2,731	3,464
再保険借	4,778	4,976
預金	3,306,981	3,845,606
コールマネー及び売渡手形	264,637	209,410
売現先勘定	791,777	938,854
債券貸借取引受入担保金	765,874	566,039
借入金	408,039	467,716
外国為替	1,401	1,781
社債	60,000	70,000
その他負債	216,546	195,519
賞与引当金	5,384	5,461
退職給付に係る負債	36,268	38,402
特別法上の準備金	63,562	67,622
価格変動準備金	63,562	67,622
持分法適用に伴う負債	—	2,139
負債の部合計	19,374,806	21,489,753
純資産の部		
株主資本		
資本金	20,029	20,029
資本剰余金	191,259	191,259
利益剰余金	461,805	452,945
株主資本合計	673,094	664,234
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△32,027	△70,773
繰延ヘッジ損益	321	286
土地再評価差額金	△2,720	△2,720
退職給付に係る調整累計額	2,429	2,981
その他の包括利益累計額合計	△31,997	△70,226
非支配株主持分	3,858	—
純資産の部合計	644,955	594,008
負債及び純資産の部合計	20,019,761	22,083,761

連結損益計算書及び連結包括利益計算書

ソニーフィナンシャルグループ株式会社
2023年、2024年3月31日に終了した1年間

	百万円	
(1) 連結損益計算書	2023	2024
経常収益	2,137,696	3,450,300
生命保険事業	1,900,978	3,177,936
保険料等収入	1,471,912	1,742,430
保険料	1,464,765	1,733,823
再保険収入	7,146	8,606
資産運用収益	368,142	1,375,590
利息及び配当金等収入	227,426	229,540
金銭の信託運用益	0	0
売買目的有価証券運用益	642	2,388
有価証券売却益	7,006	17,290
有価証券償還益	12	3
金融派生商品収益	5,088	—
為替差益	97,877	169,875
その他運用収益	74	1,626
特別勘定資産運用益	30,014	954,865
その他経常収益	60,923	59,915
損害保険事業	145,188	152,082
保険引受収益	143,866	150,670
正味収入保険料	143,760	150,540
積立保険料等運用益	106	129
資産運用収益	1,264	1,363
利息及び配当金収入	1,371	1,480
有価証券売却益	—	12
積立保険料等運用益振替	△106	△129
その他経常収益	57	48
銀行事業	79,017	105,288
資金運用収益	53,775	77,895
貸出金利息	26,942	31,419
有価証券利息配当金	23,661	38,420
コールローン利息及び買入手形利息	24	29
預け金利息	146	50
金利スワップ受入利息	2,928	7,918
その他の受入利息	72	56
役員取引等収益	18,775	22,015
その他業務収益	4,436	1,783
外国為替売買益	3,109	1,662
その他の業務収益	1,326	120
その他経常収益	2,030	3,593
その他	12,510	14,993
その他経常収益	12,510	14,993

	百万円	
	2023	2024
経常費用	2,015,325	3,395,941
生命保険事業	1,809,876	3,155,749
保険金等支払金	911,723	1,054,636
保険金	130,829	134,384
年金	18,822	19,836
給付金	238,363	231,612
解約返戻金	503,425	652,696
その他返戻金	12,256	9,049
再保険料	8,027	7,055
責任準備金等繰入額	626,892	1,612,051
支払備金繰入額	2,374	7,736
責任準備金繰入額	624,518	1,604,314
契約者配当金積立利息繰入額	0	0
資産運用費用	24,602	221,902
支払利息	17,756	41,467
有価証券売却損	1,994	44,650
有価証券評価損	604	1,817
有価証券償還損	0	19
金融派生商品費用	—	128,182
貸倒引当金繰入額	15	48
賃貸用不動産等減価償却費	1,109	1,040
その他運用費用	3,120	4,678
事業費	169,250	182,182
その他経常費用	77,407	84,977
損害保険事業	133,884	144,231
保険引受費用	98,313	106,662
正味支払保険金	73,419	81,339
損害調査費	10,086	10,421
諸手数料及び集金費	1,174	1,061
支払備金繰入額	2,183	4,704
責任準備金繰入額	11,449	9,133
その他保険引受費用	0	0
資産運用費用	0	0
その他運用費用	0	0
営業費及び一般管理費	35,558	37,554
その他経常費用	12	14

(次頁に続く)

連結損益計算書（続き）

百万円

	2023	2024
銀行事業	56,475	80,568
資金調達費用	10,769	29,565
預金利息	8,523	23,909
コールマネー利息及び売渡手形利息	214	299
売現先利息	1,937	5,254
債券貸借取引支払利息	0	—
借入金利息	0	0
社債利息	15	6
その他の支払利息	78	95
役員取引等費用	13,679	16,667
その他業務費用	4,506	2,080
営業経費	27,045	31,768
その他経常費用	474	486
その他	15,088	15,391
その他経常費用	15,088	15,391
経常利益	122,370	54,358
特別利益	50,055	13,502
国庫補助金	173	134
固定資産等処分益	27,789	—
関係会社株式売却益	—	13,367
在外子会社における資金回収による利益	22,093	—
特別損失	4,837	4,716
固定資産等処分損	508	179
減損損失	58	92
特別法上の準備金繰入額	3,882	4,059
価格変動準備金繰入額	3,882	4,059
不動産圧縮損	—	38
その他特別損失	387	346
契約者配当準備金繰入額	1,550	2,452
税金等調整前当期純利益	166,037	60,691
法人税及び住民税等	51,654	15,179
法人税等調整額	△4,511	3,846
法人税等合計	47,142	19,025
当期純利益	118,895	41,665
非支配株主に帰属する当期純利益	369	489
親会社株主に帰属する当期純利益	118,525	41,176

百万円

(2) 連結包括利益計算書

	2023	2024
当期純利益	118,895	41,665
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△83,262	△38,745
繰延ヘッジ損益	206	△34
退職給付に係る調整額	1,363	554
その他の包括利益合計	△81,692	△38,225
包括利益	37,202	3,440
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	36,830	2,950
非支配株主に係る包括利益	372	489

連結株主資本等変動計算書

ソニーフィナンシャルグループ株式会社
2023年、2024年3月31日に終了した1年間

百万円

	2023			
	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	20,029	191,259	384,332	595,621
当期変動額				
剰余金の配当	—	—	△41,334	△41,334
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	118,525	118,525
土地再評価差額金の取崩	—	—	281	281
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	77,472	77,472
当期末残高	20,029	191,259	461,805	673,094

百万円

	2023						
	その他の包括利益累計額						
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	51,234	114	△2,439	1,068	49,978	3,486	649,086
当期変動額							
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△41,334
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	—	118,525
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	—	281
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△83,262	206	△281	1,360	△81,976	372	△81,604
当期変動額合計	△83,262	206	△281	1,360	△81,976	372	△4,131
当期末残高	△32,027	321	△2,720	2,429	△31,997	3,858	644,955

(次頁に続く)

連結株主資本等変動計算書 (続き)

百万円

	2024			
	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	20,029	191,259	461,805	673,094
当期変動額				
剰余金の配当	—	—	△50,036	△50,036
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	41,176	41,176
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	△8,860	△8,860
当期末残高	20,029	191,259	452,945	664,234

百万円

	2024						
	その他の包括利益累計額						
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計	非支配 株主持分	純資産合計
当期首残高	△32,027	321	△2,720	2,429	△31,997	3,858	644,955
当期変動額							
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△50,036
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	—	—	—	—	41,176
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△38,745	△34	—	552	△38,228	△3,858	△42,086
当期変動額合計	△38,745	△34	—	552	△38,228	△3,858	△50,946
当期末残高	△70,773	286	△2,720	2,981	△70,226	—	594,008

連結キャッシュ・フロー計算書

ソニーフィナンシャルグループ株式会社

2023年、2024年3月31日に終了した1年間

百万円

	2023	2024
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	166,037	60,691
貸付用不動産等減価償却費	1,109	1,040
減価償却費	15,907	17,364
減損損失	58	92
のれん償却額	180	180
支払備金の増減額 (△は減少)	4,558	12,440
責任準備金の増減額 (△は減少)	635,967	1,613,448
契約者配当準備金積立利息繰入額	0	0
契約者配当準備金繰入額 (△は戻入額)	1,550	2,452
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	41	8
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	1,741	988
価格変動準備金の増減額 (△は減少)	3,882	4,059
利息及び配当金等収入	△282,576	△308,919
有価証券関係損益 (△は益)	1,346	22,849
特別勘定資産運用損益 (△は益)	△30,014	△954,866
関係会社株式売却損益 (△は益)	—	△13,367
支払利息	30,210	72,792
金融派生商品損益 (△は益)	△5,088	128,182
為替差損益 (△は益)	△140,818	△259,897
有形固定資産関係損益 (△は益)	△27,324	145
持分法による投資損益 (△は益)	—	52
在外子会社における資金回収による利益	△22,093	—
貸出金の純増 (△) 減	△386,509	△452,858
預金の純増減 (△)	300,200	536,688
借入金 (劣後特約借入金を除く) の純増減 (△)	△46,100	60,000
コールマネー等の純増減 (△)	△36,533	4,301
コールローン等の純増 (△) 減	17,727	6,648
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	133	3,987
外国為替 (負債) の純増減 (△)	△248	380
普通社債発行及び償還による増減 (△)	10,000	10,000
その他	22,365	33,575
小計	235,713	602,461
利息及び配当金等の受取額	257,113	313,412
利息の支払額	△27,329	△67,506
契約者配当金の支払額	△2,161	△2,407
在外子会社における資金回収による収入	22,093	—
法人税等の支払額	△66,826	△63,013
営業活動によるキャッシュ・フロー	418,604	782,948
投資活動によるキャッシュ・フロー		
金銭の信託の増加による支出	△16,689	△6,732
金銭の信託の減少による収入	3,114	4,286
有価証券の取得による支出	△1,406,327	△1,400,102
有価証券の売却・償還による収入	778,718	1,234,374
貸付けによる支出	△81,757	△89,856
貸付金の回収による収入	47,251	50,849
売先勘定の純増減額 (△は減少)	135,027	△4,149
金融派生商品の決済による収支 (純額)	13,742	△137,217
債券貸借取引受入担保金の純増減額 (△は減少)	2,594	△199,835
その他	818	326
資産運用活動計	△523,505	△548,056
営業活動及び資産運用活動計	△104,901	234,891
有形固定資産の取得による支出	△2,078	△1,289
有形固定資産の売却による収入	38,750	—
無形固定資産の取得による支出	△21,501	△17,131
非連結子会社株式の取得による支出	△219	△150
連結の範囲の変更を伴う関係会社株式の売却による支出	—	△7,262
その他	△203	△140
投資活動によるキャッシュ・フロー	△508,757	△574,032
財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入れによる収入	16,103	9,178
借入金の返済による支出	△16,186	△9,501
社債の発行による収入	9,967	—
社債の償還による支出	△10,000	—
配当金の支払額	△41,335	△50,036
非支配株主への配当金の支払額	—	△2,149
その他	△719	△597
財務活動によるキャッシュ・フロー	△42,170	△53,106
現金及び現金同等物に係る換算差額	△323	1,102
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△132,647	156,912
現金及び現金同等物の期首残高	889,140	756,493
現金及び現金同等物の期末残高	756,493	913,405

(注) 上記連結キャッシュ・フロー計算書は、保険業法施行規則第210条の10の規定に基づく様式に準じて記載しています。

1 連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社 9社
 会社名
 ソニー生命保険株式会社
 ソニーライフ・コミュニケーションズ株式会社
 ソニー損害保険株式会社
 ソニー銀行株式会社
 ソニー・ライフケア株式会社
 ライフケアデザイン株式会社
 プラウドライフ株式会社
 ソニーフィナンシャルベンチャーズ株式会社
 SFV・GB投資事業有限責任組合

非連結子会社

主要な会社名
 主要な非連結子会社はありません。
 非連結子会社は、総資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しています。

連結範囲の変更

当連結会計年度より、当社の連結子会社であったソニーペイメントサービス株式会社及びETCソリューションズ株式会社は、持分比率の低下に伴い連結の範囲から除外し、持分法の適用範囲に含めています。
 当連結会計年度より、当社の連結子会社であったSmartLink Network Hong Kong Limitedは登記抹消が完了したため、連結の範囲から除外しています。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社 3社
 会社名
 ビー・エックス・ジェイ・イー・ワン・ホールディング株式会社
 ソニーペイメントサービス株式会社
 ETCソリューションズ株式会社

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社

主要な会社名
 主要な非連結子会社及び関連会社はありません。
 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、持分法の適用範囲から除外しています。

持分法適用範囲の変更

当社の連結子会社であったソニーペイメントサービス株式会社の株式の一部譲渡及び株式交換を実施したため、当連結会計年度より、ビー・エックス・ジェイ・イー・ワン・ホールディング株式会社、ソニーペイメントサービス株式会社及びETCソリューションズ株式会社を持分法の適用範囲に含めています。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社及び子法人等の事業年度の末日は、連結決算日と一致しています。

(4) 在外子会社における会計処理基準に関する事項

「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 2019年6月28日)を適用し、在外子会社に対して連結決算上、必要な調整を行っています。

(5) のれんの償却に関する事項

のれんについては、20年以内のその効果の及び期間にわたって均等償却しています。

2 継続企業の前提に関する事項

該当事項はありません。

3 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券(現金及び預貯金、買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む)の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価の算定は移動平均法)、満期保有目的の債券及び「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号 平成12年11月16日。以下「業種別監査委員会報告第21号」という)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち市場価格のない株式等以外のものについては時価法(売却原価の算定は移動平均法)、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法によっています。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しています。ただし、一部の連結子会社が保有する外貨建債券については、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については、為替差損益として処理する方法を採用しています。

責任準備金対応債券のリスクの管理方針の概要は、次のとおりであります。
 国内生命保険子会社の個人保険・個人年金保険に設定した小区分(保険種類・残存年数等により設定)に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、業種別監査委員会報告第21号に基づき、責任準備金対応債券に区分しています。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法によっています。

(3) 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却の方法

定額法によっています。
 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
 建物 3~50年 その他 2~20年

(4) 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却の方法

定額法により償却しています。なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間(概ね5年)に基づく定額法により償却しています。

(5) リース資産の減価償却の方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(6) 貸倒引当金の計上方法

貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、主として、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権、実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権及び時価が著しく下落した預託保証金等については、担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額等を控除した回収不能見込額を計上しています。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しています。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を計上しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っています。

(7) 賞与引当金の計上方法

従業員への賞与の支給に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しています。

(8) 価格変動準備金の計上方法

株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しています。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主に給付算定式基準によっています。

②過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理することとしています。
 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7~10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしています。

4 重要な会計上の見積り

(1) レベル3の時価に分類される証券化商品の時価評価

①当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

有価証券(証券化商品) 391,102百万円

②その他見積りの内容に関する理解に資する情報

(i) 算出方法

相場価格が入手できないため、時価の算定に重要な観察できないインプットを用いている証券化商品については、取引金融機関等の第三者から入手した価格を用いて時価を算定しています。当該証券化商品の評価にあたっては、観察可能なインプットを最大限加味した割引現在価値法により時価が算定されています。

(ii) 主要な仮定

当該証券化商品の時価の算定にあたり、クレジット・スプレッドをはじめとする重要な観察できないインプットを用いています。

(iii) 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

レベル3の時価に分類される証券化商品の時価は見積りの不確実性が高く、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

③小規模企業等における簡便法の採用

当社及び一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(10) 外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算基準

連結決算日の為替相場により円換算しています。

(11) ヘッジ会計の方法

銀行子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ、時価ヘッジ又は金利スワップの特例処理によっています。固定金利の貸出金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という)に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しています。変動金利の貸出金のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別委員会実務指針第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しています。短期固定金利の預金に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別委員会実務指針第24号に基づき一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しています。その他有価証券及び満期保有目的の債券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しています。これらについては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えています。

(12) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。

(13) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、損害保険子会社の損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっています。なお、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、主として、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しています。

(14) 保険料等収入の会計処理

生命保険事業における保険料は、原則として、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しています。なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する責任に相当する部分については、保険業法施行規則第69条第1項第2号に基づき、責任準備金のうち未経過保険料として積み立てています。

(15) 保険金等支払金及び支払備金の会計処理

生命保険事業における保険金等支払金(再保険料を除く)は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しています。なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条に基づき、期末時点において支払義務が発生したものの、又は、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるものうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てています。

(16) 責任準備金の積立方法

保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しています。

- ①標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)
- ②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

(17) 既発生未報告支払備金の特別な積立方法

生命保険事業における既発生未報告支払備金(まだ支払事由の発生を報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう)については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設又は自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合(以下「みなし入院」という)等に入院給付金等を支払う特別取扱を2023年5月8日以降終了したことにより、平成10年大蔵省告示第234号(以下「IBNR告示」という)第1条第1項本則に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第1条第1項ただし書の規定に基づき、以下の方法により算出した額を計上しています。

(計算方法の概要)

IBNR告示第1条第1項本則に掲げる全ての連結会計年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR告示第1条第1項本則と同様の方法により算出しています。

なお、前連結会計年度末においては、当該みなし入院に係る額の代わりに、重症化リスクの高い方以外のみなし入院に係る額を除外していましたが、当連結会計年度中にみなし入院の入院給付金の取扱いを終了したことにより、当該みなし入院に係る額を除外して算出する方法に見直しています。

(18) グループ通算制度の適用

当社及び国内の一部の連結子会社は、ソニーグループ株式会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しています。

1 連結貸借対照表関係

1. 担保に供している資産及び担保付債務の額は、次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	1,935,198百万円
貸出金	732,351百万円
担保資産に対応する債務	
コールマネー及び売渡手形	6,000百万円
売現先勘定	938,854百万円
債券貸借取引受入担保金	566,039百万円
借入金	463,900百万円
上記のほか、内国為替決済、デリバティブ等の取引の担保として、次のものを差し入れています。	
有価証券	71,524百万円
金融商品等差入担保金	27,464百万円
先物取引差入証拠金	17,629百万円

2. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表価額は、496,298百万円であります。

3. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式803百万円を含んでいます。

4. 保険業法、銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	443百万円
危険債権額	641百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	1,286百万円
合計額	2,371百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号平成26年11月28日)に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、300百万円であります。

6. 有形固定資産の減価償却累計額は、48,071百万円であります。

7. 保険業法第118条に規定する生命保険子会社の特別勘定の資産の額は、4,497,242百万円であります。なお、負債の額も同額であります。

8. 保険持株会社の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権はありません。

9. 保険持株会社の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債務はありません。

10. 生命保険子会社に係る契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりであります。

期首残高	3,251百万円
契約者配当金支払額	2,407百万円
利息による増加等	0百万円
契約者配当準備金繰入額	2,452百万円
期末残高	3,296百万円

11. 生命保険子会社は、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っています。なお、評価差額については、評価損部分については税金相当額に評価性引当額を認識したことからその全額を、土地再評価差額金として純資産の部に計上しています。

- 再評価を行った年月日 2002年3月31日
- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める鑑定評価に基づいて算出

12. 生命保険子会社及び銀行子会社の当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、20,869百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが20,869百万円あります。

13. 1株当たり純資産額は、1,365円22銭であります。

14. 金融商品の時価等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、保険業法・銀行法等の規定に基づく生命保険事業、損害保険事業及び銀行事業等を行っています。金融資産(生命保険事業においては、保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定に限る)については、安定的な投資収益の確保のため、公社債・株式・貸出金等の様々な投資資産を保有しています。また、金融負債については、銀行事業において個人顧客からの預金による調達を占めています。このように、当社グループは主として金利・為替等の変動リスクを伴う金融資産及び金融負債を有していることから、金利・為替変動等による不利な影響が生じないように、資産負債の適切なバランスを保つことを目的に、各事業ごとに資産負債の総合管理(以下「ALM」という)を行っています。また、リスクをコントロールする手段として、生命保険事業及び銀行事業においてはデリバティブ取引も行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融商品は、主として有価証券、貸出金、預金及びデリバティブ取引であります。これらは金利・為替・株価等の変動により価値が変動して損失を被る市場リスク、信用供与先の財務状況等の悪化により資産の価値が減少又は消失し、損失を被る信用リスクに晒されています。また、市場の混乱等により市場において取引できなかつたり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る市場流動性リスクにも晒されています。

有価証券は主に国内外の公社債、その他にも国内外株式、組合出資金、ベンチャー企業投資に関連する株式等を保有しています。貸出金は、生命保険事業における保険約款貸付、銀行事業における個人向けの住宅ローンが中心であります。ただし、保険約款貸付においては貸付額を解約返戻金の範囲内に制限しています。また、住宅ローンにおいては不動産担保等を設定しています。これらにより、貸出金に係るリスクの低減を図っています。

預金は、主として個人顧客からの預金による調達であり、外貨建のものを含んでいます。生命保険事業におけるデリバティブ取引は、主として金融資産及び負債の市場リスクをヘッジする目的で為替予約取引、株価指数先物取引、株式のトータル・リターン・スワップ取引等を行っており、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。また、生命保険事業の利用しているデリバティブ取引にヘッジ会計は適用していません。

銀行事業におけるデリバティブ取引は、金融資産及び負債の市場リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引等を行っています。この内、貸出金、預金及び債券の金利リスクに対しては、金利スワップ取引等をヘッジ手段としてヘッジ会計を適用しています。ヘッジ会計においては、「金融商品に関する会計基準」等に定められた要件に基づき、ヘッジの有効性の評価を行っています。

③金融商品に係るリスク管理体制

当社は「リスク管理基本規則」を制定し、子会社の規模、特性、及び業務内容に応じたリスク管理を行っています。当社グループのリスク管理に関する具体的な体制等は「リスク管理ガイドライン」に定めており、子会社においてそれぞれ自律的なリスク管理を行っています。当社はリスク管理統括部署によるモニタリング、リスク管理会議の開催などを通じ、子会社のリスク管理状況を把握し、取締役会へ定期的に報告を行っています。

(i) 信用リスクの管理

当社グループにおける主たる子会社での信用リスク管理は、以下のように行っています。

- (a) 生命保険子会社においては、リスク管理部門が、信用供与先の信用リスクに関するリスク管理方法や手続等の詳細を規程に明記して管理しており、これらの情報を取締役会及び経営会議において定期的に報告しています。
- (b) 損害保険子会社においては、資産運用リスクに関する諸規程に従い、有価証券の発行体の信用情報や時価の把握を行い、リスク管理部門がその状況を定期的に取締役会及び経営会議に報告しています。
- (c) 銀行子会社においては、信用リスクに関する管理諸規程を整備し、同諸規程に従い、それぞれの金融資産の特性に応じた信用リスク管理を行っています。個人向け貸出金については、個別案件ごとの与信審査、信用情報管理、担保の設定、問題債権への対応など個人与信管理に関する体制を整備して管理しています。
法人向け貸出金・社債等については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、信用格付け、保証や担保の設定、問題債権への対応など法人与信・市場与信管理に関する体制を整備して管理しています。
更に、有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引に関するカウンターパーティリスク等の市場与信リスク管理においては、時価の把握を定期的に行っています。
これらの信用リスク管理並びに与信管理は、リスク管理部門並びに審査部門が行い、その管理状況を、取締役会や経営会議に定期的に報告しています。更に、内部監査部門による監査を実施しています。
- (d) ベンチャー企業投資に関連する株式を保有する一部の連結子会社は、ベンチャーキャピタルの特質上、そのほとんどが未上場の株式等であるため、リスク管理基本規則及び関連諸規程を整備し、投資先に係る信用リスク管理を行っています。投資事業部門が、投資対象企業の財務・業績状況を定期的にモニタリングするとともに、リスク管理部門が検証し、その状況を取締役会に定期的に報告しています。

(ii) 市場リスクの管理

当社グループにおける主たる子会社での市場リスク管理は、以下のように行っています。

- (a) 生命保険子会社においては、市場リスクであるそれぞれのリスクに対して、以下のように管理しています。
 - **金利リスク**
リスク管理部門が、金利リスクに関するリスク管理方法や手続等の詳細を規程に明記して管理しており、経営会議において対応等の協議を行い、ここで決定されたALMに関する方針に基づき、取締役会において実施状況の把握・確認を行っています。また、金融商品の金利や期間を総合的に把握し、「リニュー・アット・リスク（以下「VaR」という）」を用いたリスク量の分析等によりモニタリングを行い、これらの情報を取締役会及び経営会議において定期的に報告しています。
 - **為替リスク**
リスク管理部門が、為替リスクに関するリスク管理方法や手続等の詳細を規程に明記して管理しており、これらの情報を取締役会及び経営会議において定期的に報告しています。
 - **株式の市場価格変動リスク**
リスク管理部門が、株式の市場価格変動リスクに関するリスク管理方法や手続等の詳細を規程に明記して管理しており、これらの情報を取締役会及び経営会議において定期的に報告しています。
 - **デリバティブ取引**
リスク管理部門が、デリバティブ取引に関するリスク管理方法や手続等の詳細を規程に明記して管理しており、これらの情報を取締役会及び経営会議において定期的に報告しています。
- (b) 損害保険子会社においては、市場リスクであるそれぞれのリスクに対して、以下のように管理しています。
 - **金利リスク**
取締役会において決定されたリスク管理方針に基づき、リスク管理方法や手続等の詳細を明記した資産運用リスクに関する諸規程を定めています。これに基づき、リスク管理部門がモニタリングを実施し、その状況を定期的に取締役会及び経営会議に報告しています。
 - **価格変動リスク**
政策投資として取得した株式については、資産運用リスクに関する諸規程に従い、リスク管理部門が市場環境や財務状況等のモニタリングを実施し、その状況を定期的に取締役会及び経営会議に報告しています。
- (c) 銀行子会社においては、市場リスクであるそれぞれのリスクに対して、以下のように管理しています。いずれもリスク管理部門において行われ、また、定期的に経営陣による取締役会や経営会議において、リスク管理状況の報告を行っています。更に、内部監査部門による監査を実施しています。
 - **金利、為替リスク**
市場リスクに関する管理諸規程を整備し、同諸規程に従い、金利・為替・株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクを管理しています。市場リスクに関する管理諸規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、取締役会にて決定されたALM及びリスク管理に関する方針に基づき、原則として1か月に1回開催されるALM委員会及びリスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応、リスクの状況等について協議を行っています。日次管理はリスク管理部門において、金融資産及び金融負債の金利や為替レート、期間等を総合的に把握し、VaRや金利感応度分析等により、モニタリング並びに規程の遵守状況等の管理を行っています。なお、金利、為替の変動リスクをヘッジするための金利スワップ、通貨スワップ、為替取引等のデリバティブ取引も行っています。
 - **市場価格変動リスク**
有価証券を含む投資商品の保有については、市場リスク並びに市場与信リスクに関する管理諸規程に従い行われています。市場運用部門では外部から有価証券の購入を行っており、審査部門による事前審査、リスク管理部門による投資限度額設定・管理のほか、各部門の継続的なモニタリングを通じて、市場価格変動リスクの管理を行っています。

● **デリバティブ取引**

デリバティブ取引に関しては、市場リスクに関する管理諸規程に基づき実施されています。また、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制態勢を整備しています。

● **市場リスクに係る定量的情報**

主要なリスク変数である金利リスク及び為替リスクの影響を受ける、主な金融商品は、「貸出金」、「有価証券」、「銀行業における預金」、「デリバティブ取引」となります。

これらの金融資産及び金融負債におけるVaRの計測にあたっては、観測期間250営業日の金利及び為替の合理的な予想変動幅を用いた当面20営業日の損益に与える影響額をヒストリカル法により算出し、金利及び為替の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。当連結会計年度末における当該数値は、99%の信頼区間において5,104百万円となっています。

当該影響額は、金利及び為替を除くリスク変数が一定の場合を前提としています。また、金利及び為替の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。以上の市場リスク管理は、リスク管理部門を中心に行い、また、その管理状況を、取締役会や経営会議に、定期的に報告しています。更に、内部監査部門による監査を実施しています。

(iii) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループにおける主たる子会社での流動性リスク管理は、以下のように行っています。

- (a) 生命保険子会社においては、「流動性リスク管理規程」に則り、各部署からの報告に基づき、経理部門が適時に資金繰り計画を作成・更新し、資金繰りの管理を行い、リスク管理部門は流動性リスクを管理しています。経理部門及びリスク管理部門は、これらの情報を取締役会及び経営会議において定期的もしくは必要に応じて報告しています。
- (b) 損害保険子会社においては、流動性リスクに関する諸規程に従い、資金繰り管理部門が資金繰り計画の作成・更新を行い、リスク管理部門がモニタリングを実施し、その状況を定期的に取締役会及び経営会議に報告しています。
- (c) 銀行子会社においては、流動性リスクに関する管理諸規程を整備し、同諸規程に従い、流動性リスクの管理を実施しています。まず、資金繰りリスクの管理については、資金繰りの状況をその資金繰りの逼迫度に応じてフェーズ分けし、各フェーズにおける管理手法、報告方法などを定めるとともに、必要に応じて、ガイドラインなどの設定と見直しを行っています。また、市場流動性リスクの管理については、各種取扱商品に対する市場流動性の状況を把握し、必要に応じて、商品ごとのガイドラインなどの設定と見直しを行っています。これらの流動性リスク管理は、リスク管理部門が行い、また、その管理状況を、取締役会や経営会議に、定期的に報告しています。更に、内部監査部門による監査を実施しています。

④ **金融商品の時価等に関する事項についての補足説明**

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

(2) **金融商品の時価等に関する事項**

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めていません（(注3)参照）。

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

- ① レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
 - ② レベル2の時価：レベル1以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを使用して算定した時価
 - ③ レベル3の時価：重要な観察可能でないインプットを使用して算定した時価
- 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

3月31日現在	2024			
	連結貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託				
その他の金銭の信託	—	24,877	38,408	63,285
有価証券				
売買目的有価証券				
国債・地方債	—	187,333	—	187,333
社債	—	27,295	—	27,295
株式	25,902	—	—	25,902
その他*1	364,881	3,848,789	—	4,213,671
その他有価証券				
国債・地方債	—	826,412	—	826,412
社債	—	173,705	—	173,705
株式	1,402	—	—	1,402
証券化商品	—	60,565	94,825	155,390
その他	5,940	512,634	41,437	560,012
デリバティブ取引*2 *3 *4				
金利関連	—	15,385	—	15,385
通貨関連	—	11,494	—	11,494
資産計	398,126	5,688,493	174,670	6,261,290
デリバティブ取引*2 *3 *4				
金利関連	—	6,452	—	6,452
通貨関連	—	5,663	—	5,663
株式関連	3,428	1,916	—	5,344
負債計	3,428	14,032	—	17,460

*1 主に外国証券及び国内投資信託が含まれています。
 *2 連結貸借対照表の「その他資産」及び「その他負債」に含まれています。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象と一体として当該ヘッジ対象の時価を含めて記載しています。
 *3 デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計を適用している取引の連結貸借対照表計上額は資産13,236百万円、負債827百万円となります。
 *4 ヘッジ対象である貸出金等のキャッシュ・フローの固定化のためにヘッジ手段として指定した金利スワップ等であり、主に繰延ヘッジを適用しています。なお、これらのヘッジ関係に、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第40号 2022年3月17日)を適用しています。

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

現金及び預貯金、コールローン及び買入手形、コールマネー及び売渡手形、売現先勘定、債券貸借取引受入担保金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しています。

3月31日現在	2024				連結貸借対照表計上額	差額
	時価					
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
有価証券						
満期保有目的の債券						
国債・地方債	—	6,348,778	—	6,348,778	6,242,368	106,409
社債	—	357,783	80,588	438,371	603,078	△164,707
証券化商品	—	—	295,864	295,864	296,277	△413
その他	—	843,194	—	843,194	1,328,481	△485,287
責任準備金対応債券						
国債・地方債	—	966,170	—	966,170	1,246,151	△279,981
社債	—	225,574	58,259	283,834	351,609	△67,774
その他	—	334,676	—	334,676	548,925	△214,249
貸出金*	—	—	3,705,642	3,705,642	3,681,128	24,513
資産計	—	9,076,177	4,140,354	13,216,532	14,298,022	△1,081,490
預金	—	3,841,812	—	3,841,812	3,845,606	△3,793
借入金	—	462,776	—	462,776	467,716	△4,940
社債	—	9,931	59,897	69,828	70,000	△171
負債計	—	4,314,520	59,897	4,374,417	4,383,323	△8,906

* 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券(債券)については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっており、構成物のレベルに基づき、レベル2又はレベル3に分類しています。なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「16.金銭の信託に関する事項」に記載しています。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1に分類しています。主に株式がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2に分類しています。主に国債、地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には主に基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しています。証券化商品等、相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、TIBOR、国債利回り、クレジット・スプレッド等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3に分類しています。

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「15.有価証券に関する事項」に記載しています。

貸出金

- (i) 銀行事業の貸出金

期間に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローを見積り、評価日時点の市場利子率に一定の調整を加えた金利で割り引いた現在価値を時価としています。また、一部のリスク管理債権については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該債権を時価としています。これらの取引につきましては、レベル3に分類しています。
- (ii) 生命保険事業の保険約款貸付

当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としており、レベル3に分類しています。
- (iii) 一般貸付

回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該債権を時価としており、レベル3に分類しています。

預金

要求払預金は、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。定期預金は、将来キャッシュ・フローを評価日時点の市場利子率で割り引いた現在価値を時価としています。

これらの取引につきましては、レベル2に分類しています。

借入金

元利金の将来キャッシュ・フローを見積り、評価日時点の市場利子率で割り引いた現在価値を時価としており、レベル2に分類しています。

社債

市場価格のある社債は市場価格によっており、レベル2に分類しています。市場価格のない社債は将来キャッシュ・フローを評価日時点の市場利子率に自社のプレミアムを加味した利率で割り引いた現在価値を時価とし、レベル3に分類しています。

デリバティブ取引

取引所取引については、取引所における最終価格をもって時価としており、主にレベル1に分類しています。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定した価格をもって時価としています。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合は、レベル2に分類しています。

なお、取引種別毎のデリバティブ取引に関する注記事項については、「17.デリバティブ取引に関する事項」に記載しています。

(注2) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

3月31日現在		2024	
区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲
有価証券			
その他有価証券	割引現在価値法	クレジット・スプレッド	0.9% — 5.5%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

3月31日に終了した1年間		2024		
区分	金銭の信託	有価証券		合計
	その他の金銭の信託	証券化商品	その他	
期首残高	33,207	117,159	29,145	179,512
当期の損益又はその他の包括利益				
損益に計上*1	3,190	13,907	2,019	19,117
その他の包括利益に計上*2	△1,049	1,497	249	696
購入、売却、発行及び決済				
購入	6,629	12,792	30,889	50,311
売却	—	△4,679	—	△4,679
発行	—	—	—	—
決済	△3,570	△37,397	△19,379	△60,346
レベル3の時価からの振替*3	—	△8,455	△1,487	△9,942
期末残高	38,408	94,825	41,437	174,670
当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価益	—	—	—	—

*1 連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれています。

*2 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

*3 レベル3の時価からレベル2の時価への振替であり、観察可能なデータが利用可能となったためであります。レベル間の振替は期首時点で認識することとしています。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当社グループはリスク管理部門にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各取引部門が時価を算定しています。算定された時価は、独立した評価部門にて、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しています。検証結果は毎期リスク管理部門に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適正性が確保されています。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いています。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しています。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

クレジット・スプレッド

クレジット・スプレッドは、基準市場金利に対する調整率であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対し市場参加者が必要とする報酬額であるリスク・プレミアムから構成されます。一般的に、クレジット・スプレッドの著しい上昇(低下)は、時価の著しい下落(上昇)を生じさせます。

(注3) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している計表中の「有価証券」には含めていません。

3月31日現在	百万円
区分	2024
市場価格のない株式等*1*3	2,756
組合出資金*2*3	10,785
合計	13,541

*1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

*2 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

*3 当連結会計年度において、市場価格のない株式等について346百万円、組合出資金について384百万円の減損処理を行っています。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

3月31日現在	2024			
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
有価証券				
満期保有目的の債券	177,435	236,129	517,975	8,413,779
公社債	167,700	222,710	435,050	6,028,440
国債・地方債	167,700	222,410	425,050	5,440,260
社債	—	300	10,000	588,180
証券化商品	—	—	81,410	214,922
その他	9,735	13,419	1,515	2,170,416
責任準備金対応債券	—	3,220	142,130	2,512,809
公社債	—	3,220	142,130	1,472,350
国債・地方債	—	—	118,030	1,150,100
社債	—	3,220	24,100	322,250
その他	—	—	—	1,040,459
その他有価証券のうち満期があるもの	118,271	739,753	449,608	642,820
公社債	39,566	556,429	256,950	159,830
国債・地方債	10,247	416,931	251,450	159,830
社債	29,319	139,498	5,500	—
証券化商品	—	—	84,680	70,526
その他	78,705	183,324	107,978	412,463
貸出金*	863	16,192	67,157	3,363,709
合計	296,570	995,295	1,176,871	14,933,119

* 貸出金のうち、期間の定めのない保険約款貸付218,771百万円及び当座貸越14,434百万円は含めていません。

(注5) 預金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

3月31日現在	2024					
	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預金*	3,670,566	21,087	10,655	2,132	2,433	138,730
借入金	52,616	20,000	230,000	165,100	—	—
社債	10,000	30,000	—	10,000	20,000	—
合計	3,733,183	71,087	240,655	177,232	22,433	138,730

* 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しています。

15. 有価証券に関する事項は次のとおりであります。

※連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しています。

(1) 売買目的有価証券

3月31日現在	2024
当連結会計年度の損益に含まれた評価差額	884,799

(2) 満期保有目的の債券

3月31日現在	2024		
	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの			
公社債	4,424,530	4,836,373	411,843
国債・地方債	4,398,412	4,807,232	408,819
社債	26,117	29,140	3,023
証券化商品	158,430	158,805	375
その他	16,977	17,102	124
小計	4,599,938	5,012,281	412,342
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの			
公社債	2,420,917	1,950,776	△470,140
国債・地方債	1,843,956	1,541,546	△302,410
社債	576,960	409,230	△167,730
証券化商品	137,846	137,058	△788
その他	1,311,504	826,092	△485,412
小計	3,870,268	2,913,927	△956,341
合計	8,470,206	7,926,208	△543,998

(3) 責任準備金対応債券

3月31日現在	2024		
	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの			
公社債	127,908	131,363	3,455
国債・地方債	112,808	116,162	3,354
社債	15,100	15,200	100
小計	127,908	131,363	3,455
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの			
公社債	1,469,852	1,118,641	△351,211
国債・地方債	1,133,343	850,007	△283,336
社債	336,509	268,633	△67,875
その他	548,925	334,676	△214,249
小計	2,018,778	1,453,317	△565,460
合計	2,146,686	1,584,681	△562,005

(4) その他有価証券

3月31日現在	2024		
	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
公社債	592,432	559,791	32,641
国債・地方債	556,166	523,576	32,590
社債	36,265	36,214	50
株式	1,402	611	790
証券化商品	119,074	118,818	256
その他	229,523	219,563	9,959
小計	942,432	898,784	43,647
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
公社債	407,685	448,530	△40,845
国債・地方債	270,245	310,385	△40,139
社債	137,439	138,145	△706
証券化商品	36,315	36,356	△41
その他	340,196	379,854	△39,658
小計	784,197	864,741	△80,544
合計	1,726,630	1,763,526	△36,896

(5) 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

該当事項はありません。

(6) 当連結会計年度中に売却した責任準備金対応債券

該当事項はありません。

(7) 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

3月31日に終了した1年間	2024		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
公社債	565,899	17,020	35,356
国債・地方債	533,434	17,019	35,201
社債	32,464	0	155
証券化商品	8,150	—	27
その他	113,847	402	9,934
合計	687,897	17,423	45,318

(8) 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、減損処理を行っています。

当連結会計年度において、その他有価証券について1,817百万円減損処理を行っています。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、原則として時価が取得原価に比べて30%以上下落した場合としています。ただし、生命保険子会社が保有する有価証券のうち、国債等については、時価の下落が発行体の信用リスクの増大に起因する場合を除き、時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合としています。

16. 金銭の信託に関する事項は次のとおりであります。

(1) 運用目的の金銭の信託

該当事項はありません。

(2) 満期保有目的及び責任準備金対応の金銭の信託

該当事項はありません。

(3) その他の金銭の信託(運用目的、満期保有目的及び責任準備金対応以外)

3月31日現在	2024				
	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	63,285	64,317	△1,031	263	△1,295

(注) 1. 本表には合同運用の金銭の信託40百万円を含んでいます。
2. 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(4) 減損処理を行った金銭の信託

その他の金銭の信託において信託財産として運用している時価のある有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、減損処理を行っています。

当連結会計年度において、減損処理は行っていません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、原則として時価が取得原価に比べて30%以上下落した場合としています。

17. デリバティブ取引に関する事項は次のとおりであります。

(1) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

①金利関連取引

3月31日現在	区分	種類	2024			
			契約額等	契約額等のうち1年超	時価	評価損益
店頭	金利スワップ					
		受取固定・支払変動	286,366	262,370	△1,677	△1,677
		受取変動・支払固定	285,830	284,230	4,188	4,188
		受取変動・支払変動	18,000	16,000	1	1
		金利スワップション				
		売建	286,900	286,900	△2,573	△711
		買建	43,050	43,050	272	△90
合計			—	—	211	1,710

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しています。
2. 時価の算定
割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しています。

②通貨関連取引

3月31日現在	区分	種類	2024			
			契約額等	契約額等のうち1年超	時価	評価損益
店頭	通貨スワップ					
		為替予約	50,019	50,019	△1,195	△1,195
		売建	258,978	—	△2,233	△2,233
		買建	77,227	—	1,030	1,030
		外国為替証拠金				
		売建	38,360	—	6,175	6,175
		買建	20,250	—	△1,764	△1,764
		通貨オプション				
		売建	423	—	△3	△1
		買建	473	—	4	2
		通貨先渡				
		売建	31	—	0	0
		買建	11,582	—	131	131
合計			—	—	2,144	2,144

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しています。
2. 時価の算定
割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しています。

③株式関連取引

3月31日現在	区分	種類	2024			
			契約額等	契約額等のうち1年超	時価	評価損益
金融商品取引所		株価指数先物	170,241	—	△3,428	△3,428
店頭		トータル・リターン・スワップ	140,227	—	△1,916	△1,916
合計			—	—	△5,344	△5,344

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しています。
2. 時価の算定
取引所取引においては、取引所における連結会計年度末の最終価格によっています。
店頭取引においては、連結会計年度末の株価等により算定しています。

(2) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

①金利関連取引

3月31日現在	ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	2024		
				契約額等	契約額等のうち1年超	時価
原則的処理方法		金利スワップ				
		受取固定・支払変動	貸出金	546,000	36,000	△228
		受取変動・支払固定	貸出金	50,032	50,032	609
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法		金利スワップ				
		受取変動・支払固定	その他有価証券(債券)	169,733	119,383	8,340
金利スワップの特例処理		金利スワップ				
		受取変動・支払固定	満期保有目的の債券	21,271	13,948	—
合計				—	—	8,722

(注) 1. 業種別監査委員会報告第24号に基づく繰延ヘッジによるものとヘッジ対象に係る損益を認識する方法によるものがあります。
2. 時価の算定
割引現在価値等により算定しています。
金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象と一体として処理されているため、その時価は「14.金融商品の時価等に関する事項」の当該ヘッジ対象の時価に含めて記載しています。

②通貨関連取引

3月31日現在	ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	2024		
				契約額等	契約額等のうち1年超	時価
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法		通貨スワップ	その他有価証券(債券)	25,000	12,100	3,686
合計				—	—	3,686

(注) 1. ヘッジ対象に係る損益を認識する方法によっています。
2. 時価の算定
割引現在価値等により算定しています。

18. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要

生命保険子会社では、営業社員においては退職一時金制度、内務職員においては確定給付型企業年金制度及び確定拠出年金制度を設けています。当社及び損害保険子会社では、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を設けています。銀行子会社及び介護事業子会社では、主に退職一時金制度を設けています。なお、当社及び一部の連結子会社は退職給付債務の計算にあたり、簡便法を採用しています。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表(⑨に掲げられたものを除く)

	百万円
3月31日に終了した1年間	2024
退職給付債務の期首残高	50,915
勤務費用	4,952
利息費用	502
数理計算上の差異の発生額	1,091
退職給付の支払額	△4,076
連結範囲の変更	△224
退職給付債務の期末残高	53,160

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表(⑨に掲げられたものを除く)

	百万円
3月31日に終了した1年間	2024
年金資産の期首残高	21,979
期待運用収益	219
数理計算上の差異の発生額	2,342
事業主からの拠出額	1,451
退職給付の支払額	△1,099
連結範囲の変更	△31
年金資産の期末残高	24,861

③退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	百万円
3月31日現在	2024
積立型制度の退職給付債務	14,906
年金資産	△24,861
	△9,955
非積立型制度の退職給付債務	38,521
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	28,566
退職給付に係る負債	38,402
退職給付に係る資産	△9,836
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	28,566

④退職給付費用及びその内訳項目の金額

	百万円
3月31日に終了した1年間	2024
勤務費用	4,952
利息費用	502
期待運用収益	△219
数理計算上の差異の費用処理額	△488
その他	80
確定給付制度に係る退職給付費用	4,827

(注) 簡便法を採用している会社の退職給付費用は、「その他」に計上しています。

⑤退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	百万円
3月31日に終了した1年間	2024
数理計算上の差異	770
合計	770

⑥退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	百万円
3月31日現在	2024
未認識数理計算上の差異	4,141
合計	4,141

⑦年金資産に関する事項

(i) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	%
3月31日現在	2024
債券	66
株式	31
その他	3
合計	100

(ii) 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

⑧数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.8~1.4%
長期期待運用収益率	1.0%

⑨簡便法を採用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	百万円
3月31日に終了した1年間	2024
退職給付に係る負債の期首残高	188
退職給付費用	71
退職給付の支払額	△4
その他	10
退職給付に係る負債の期末残高	267

(3) 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、410百万円であります。

19. 税効果会計に関する事項は次のとおりであります。

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

	百万円
3月31日現在	2024
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金*	2,499
保険契約準備金	84,603
価格変動準備金	18,934
退職給付に係る負債	8,043
有価証券減損	5,495
その他有価証券評価差額金	30,183
減価償却費	3,615
その他	15,070
繰延税金資産小計	168,446
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額*	△2,456
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△8,020
評価性引当額小計	△10,476
繰延税金資産合計	157,969
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△512
その他	△700
繰延税金負債合計	△1,213
繰延税金資産(△負債)の純額	156,755

* 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	百万円						
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
3月31日現在							
税務上の繰越欠損金	156	296	313	—	287	1,445	2,499
評価性引当金	△156	△296	△313	—	△287	△1,401	△2,456
繰延税金資産	—	—	—	—	—	43	43

(注) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	%
3月31日現在	2024
法定実効税率	30.6
(調整)	
子会社との税率差異	△1.1
評価性引当金の増減	0.1
関係会社株式売却による影響	1.4
その他	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.3

(3) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っています。

20. 資産除去債務に関する事項は次のとおりであります。
資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

営業用不動産の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務及び投資用不動産の石綿障害予防規則に基づくアスベスト除去費用等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10～50年と見積もり、割引率は0.1～1.8%を使用して資産除去債務の金額を計算しています。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	百万円
3月31日に終了した1年間	2024
期首残高	2,122
有形固定資産の取得に伴う増加額	63
時の経過による調整額	9
資産除去債務の履行による減少額	△52
連結範囲の変更に伴う減少額	△31
期末残高	2,111

21. 賃貸等不動産の時価に関する事項は次のとおりであります。

一部の連結子会社は、東京都その他の地域において、主に賃貸用のオフィスビルを有しています。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は6,226百万円であります。また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び期末時価は、次のとおりであります。

	百万円
3月31日に終了した1年間	2024
連結貸借対照表計上額	
期首残高	71,446
期中増減額	71
期末残高	71,517
期末時価	182,841

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 期末時価の算定にあたっては、主として外部の不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づいています。

2 連結損益計算書関係

ソニー生命において、保険業法施行規則第69条及び金融庁長官が定める積立て及び取崩しに関する基準(平成10年大蔵省告示第231号)第6条第2項に基づき、利差損のてん補に充てるため、責任準備金のうち危険準備金について、当連結会計年度に31,021百万円を取り崩しています。

3 連結包括利益計算書関係

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額	百万円
3月31日に終了した1年間	2024
その他有価証券評価差額金	
当期発生額	△83,653
組替調整額	29,395
税効果調整前	△54,258
税効果額	15,512
その他有価証券評価差額金	△38,745
繰延ヘッジ損益	
当期発生額	352
組替調整額	△402
税効果調整前	△50
税効果額	15
繰延ヘッジ損益	△34
退職給付に係る調整額	
当期発生額	1,251
組替調整額	△480
税効果調整前	770
税効果額	△215
退職給付に係る調整額	554
その他の包括利益合計	△38,225

4 連結株主資本等変動計算書関係

- 発行済株式の種類及び総数に関する事項は、次のとおりであります。

	千株			
	2024			
3月31日に終了した1年間	当連結会計 年度期首株式数	当連結会計 年度増加株式数	当連結会計 年度減少株式数	当連結会計 年度末株式数
発行済株式				
普通株式	435,100	—	—	435,100
合計	435,100	—	—	435,100

(注) 自己株式については、該当事項はありません。

- 新株予約権等に関する事項は、次のとおりであります。

該当事項はありません。

- 配当に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年6月23日 定時株主総会	普通株式	50,036百万円	115.0円	2023年3月31日	2023年6月26日

- 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

5 連結キャッシュ・フロー計算書関係

- 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額は一致しています。

	百万円
3月31日現在	2024
現金及び預貯金	824,905
生命保険子会社のコールローン	88,500
現金及び現金同等物	913,405

- 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る貸付業務から生じるキャッシュ・フローを含んでいます。

- 株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳
株式の譲渡によりソニーペイメントサービス株式会社及びETCソリューションズ株式会社が連結子会社でなくなったことに伴う譲渡時の資産及び負債の内訳並びに当該子会社株式の譲渡価額と売却による支出は次のとおりであります。

	百万円
3月31日に終了した1年間	2024
資産	50,855
負債	△45,804
非支配持分	△2,201
株式売却後の投資勘定	△620
持分法適用に伴う負債	2,087
関係会社株式売却益	13,367
株式の譲渡価格	17,684
現金及び現金同等物	△24,946
差引: 連結の範囲の変更を伴う関係会社株式の売却による支出	△7,262

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、ソニー生命保険株式会社、ソニー損害保険株式会社、ソニー銀行株式会社、ソニー・ライフケア株式会社及びソニーフィナンシャルベンチャー株式会社を直接の子会社とする金融持株会社であり、これらの会社の経営管理等を行っています。傘下の子会社は、保険業法及び銀行法等の業種特有の規制環境の下にあり、各子会社においてそれぞれの経営戦略等を立案し、事業活動を展開しています。

したがって、当社は傘下の子会社を基礎としたサービス別のセグメントから構成されており、そのうち「生命保険事業」、「損害保険事業」及び「銀行事業」の3つを報告セグメントとしています。

- (1) 「生命保険事業」は、生命保険業を行っており、ソニー生命保険株式会社、ソニーライフ・コミュニケーションズ株式会社の2社で構成されています。
 - (2) 「損害保険事業」は、損害保険業を行っており、ソニー損害保険株式会社1社で構成されています。
 - (3) 「銀行事業」は、銀行業等を行っており、ソニー銀行株式会社及び持分法適用関連会社3社の合わせて4社で構成されています。
- なお、当連結会計年度より、ソニーペイメントサービス株式会社及びETCソリューションズ株式会社は、2024年1月31日付で連結子会社から持分法適用関連会社へ変更しています。

2 報告セグメントごとの経常収益、利益、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理は、本誌P58～61「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」における記載と概ね同一であります。

セグメント間の経常収益高は、第三者間取引価格に基づいています。

3 報告セグメントごとの経常収益、利益、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

	2023					
	報告セグメント				計	その他*1
	生命保険事業	損害保険事業	銀行事業			
経常収益*2						
(1) 外部顧客への経常収益	1,900,978	145,188	79,017	2,125,185	12,510	2,137,696
(2) セグメント間の内部経常収益	3,235	6	380	3,622	—	3,622
計	1,904,214	145,195	79,398	2,128,807	12,510	2,141,318
セグメント利益	94,174	9,953	20,654	124,782	△2,577	122,204
セグメント資産	15,231,559	293,086	4,630,798	20,155,443	36,263	20,191,707
その他の項目						
減価償却費*3	10,676	2,953	2,877	16,507	1,055	17,563
利息及び配当金等収入又は資金運用収益	227,429	1,374	53,775	282,579	3	282,582
支払利息又は資金調達費用	17,756	—	10,761	28,518	1,642	30,161
持分法投資利益又は損失(△)	—	—	—	—	—	—
持分法適用会社への投資額	—	—	—	—	—	—
有形固定資産及び無形固定資産の増加額*4	10,322	8,034	3,472	21,828	3,537	25,366

*1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、介護事業及びベンチャーキャピタル事業であります。

*2 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しています。

*3 減価償却費には長期前払費用等の償却額が含まれています。

*4 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には長期前払費用等の増加額が含まれています。

	2024					
	報告セグメント				計	その他*1
	生命保険事業	損害保険事業	銀行事業			
経常収益*2						
(1) 外部顧客への経常収益	3,177,936	152,082	105,288	3,435,306	14,993	3,450,300
(2) セグメント間の内部経常収益	3,177	7	316	3,501	0	3,501
計	3,181,114	152,089	105,604	3,438,808	14,993	3,453,802
セグメント利益	25,190	6,479	22,891	54,561	△422	54,139
セグメント資産	16,624,946	304,869	5,353,988	22,283,803	36,130	22,319,933
その他の項目						
減価償却費*3	11,137	4,252	1,785	17,175	970	18,146
利息及び配当金等収入又は資金運用収益	229,549	1,483	77,895	308,928	3	308,931
支払利息又は資金調達費用	41,467	—	29,573	71,041	1,730	72,771
持分法投資利益又は損失(△)	—	—	△52	△52	—	△52
持分法適用会社への投資額	—	—	620	620	—	620
有形固定資産及び無形固定資産の増加額*4	11,270	3,963	3,337	18,571	202	18,773

*1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、介護事業及びベンチャーキャピタル事業であります。

*2 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しています。

*3 減価償却費には長期前払費用等の償却額が含まれています。

*4 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には長期前払費用等の増加額が含まれています。

4 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

1 報告セグメントの経常収益の合計額と連結損益計算書の経常収益計上額

経常収益	2023	2024
報告セグメント計	2,128,807	3,438,808
「その他」の区分の経常収益	12,510	14,993
セグメント間取引の調整額	△3,622	△3,501
連結損益計算書の経常収益	2,137,696	3,450,300

2 報告セグメントの利益の合計額と連結損益計算書の経常利益計上額

利益	2023	2024
報告セグメント計	124,782	54,561
「その他」の区分の損益	△2,577	△422
事業セグメントに配分していない損益*	165	219
連結損益計算書の経常利益	122,370	54,358

* 主として持株会社(連結財務諸表提出会社)に係る損益であります。

3 報告セグメントの資産の合計額と連結貸借対照表の資産計上額

資産	2023	2024
報告セグメント計	20,155,443	22,283,803
「その他」の区分の資産	36,263	36,130
セグメント間取引の調整額	△216,247	△315,833
事業セグメントに配分していない資産*	44,302	79,661
連結貸借対照表の資産	20,019,761	22,083,761

* 主として持株会社(連結財務諸表提出会社)に係る資産であります。

■ 自己資本の充実の状況等について

自己資本の構成に関する事項

4 報告セグメントのその他の項目の合計額と当該項目に相当する科目の連結財務諸表計上額

その他の項目	報告セグメント計		その他		調整額		連結財務諸表計上額	
	2023	2024	2023	2024	2023	2024	2023	2024
	百万円							
減価償却費	16,507	17,175	1,055	970	49	49	17,612	18,195
利息及び配当金等収入又は 資金運用収益	282,579	308,928	3	3	△6	△11	282,576	308,920
支払利息又は資金調達費用	28,518	71,041	1,642	1,730	8	△32	30,169	72,739
持分法投資利益又は損失 (△)	—	△52	—	—	—	—	—	△52
持分法適用会社への投資額	—	620	—	—	—	—	—	620
有形固定資産及び無形固定資産の 増加額	21,828	18,571	3,537	202	373	939	25,740	19,713

3月31日現在	2023	2024
コア資本に係る基礎項目		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	338,946	362,664
うち、資本金及び資本剰余金の額	211,288	211,288
うち、利益剰余金の額	97,090	151,376
うち、自己株式の額 (△)	—	—
うち、社外流出予定額 (△)	50,036	—
うち、上記以外に該当するものの額	80,604	—
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	12	3
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	12	3
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株式引受権及び新株予約権の合計額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	—	0
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	—	0
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、 コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、 コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	385	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	339,344	362,668

定性的な開示事項

1 連結の範囲に関する事項

当社の連結自己資本比率は、持株自己資本比率告示に基づき、連結自己資本比率算出の対象となる会社の集団（以下「持株会社グループ」という。）に属する連結子会社を、ソニー銀行、ソニー・ライフケア、ライフケアデザイン、プラウドライフ、ソニーフィナンシャルベンチャーズ及びSFV・GB投資事業有限責任組合の6社として算出しています。同告示第15条第3項に基づき、保険子法人等であるソニー生命、ソニーライフ・コミュニケーションズ、ソニー損保の3社については、連結の範囲に含めていません。上述の保険子法人等のうちソニー生命、ソニー損保については、同告示第17条第2項第5号（特定項目に係る10パーセント基準超過額）及び第6号（特定項目に係る15パーセント基準超過額）に掲げるコア資本に係る調整項目の対象としています。

一方、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる子会社は、ソニー生命、ソニーライフ・コミュニケーションズ、ソニー損保、ソニー銀行、ソニー・ライフケア、ライフケアデザイン、プラウドライフ、ソニーフィナンシャルベンチャーズ、SFV・GB投資事業有限責任組合の9社と、持分法適用会社は、ビー・エックス・ジェイ・イー・ワン・ホールディング、ソニーペイメントサービス、ETCソリューションズの3社です。

持株会社グループに属する連結子会社であるソニー銀行、ソニーフィナンシャルベンチャーズの業務内容については、本誌P2～3、18～19及びP47をご参照ください。同じく持株会社グループに属する連結子会社である、SFV・GB投資事業有限責任組合の業務内容は、Fintech等の分野に強みを持つベンチャー企業を投資対象とした投資事業組合です。

持株会社グループに属さない会社であって会計連結範囲に含まれるものとして、ソニー生命、ソニーライフ・コミュニケーションズ、ソニー損保が該当します。これらの3社の2024年3月末時点の貸借対照表の総資産の額及び純資産の額は以下のとおりです。業務内容については、本誌P2～3、14～17及びP47をご参照ください。

	総資産	純資産
ソニー生命（単体）	16,623,842百万円	344,735百万円
ソニーライフ・コミュニケーションズ	4,908百万円	4,520百万円
ソニー損保	304,902百万円	39,456百万円

なお、当社の持株会社グループの会社間の資金及び自己資本の移動に係る制限等は特段行っていませんが、当社は子会社であるソニー銀行の健全性に十分留意し、必要な自己資本を維持するように努めています。

2 自己資本調達手段の概要

2024年3月末の自己資本調達手段は以下のとおりです。

発行主体	自己資本調達手段	株数	コア資本に係る基礎項目の額に算入された額
ソニーフィナンシャルグループ株式会社	普通株式	435,100,266株	362,668百万円

3 持株自己資本比率告示上の持株会社グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

持株自己資本比率告示に基づいて算出した、2024年3月末の連結自己資本比率は18.39%と、国内基準である4%を大きく上回っており、経営の健全性、安全性を十分に保っています。連結自己資本比率算出にあたっては、信用リスクについては基礎的内部格付手法を、オペレーショナル・リスクについては標準的計測手法を採用しています。

また、持株自己資本比率告示上の持株会社グループにおける中核会社であるソニー銀行では、自己資本比率による管理、評価に加えて、リスクと収益のバランスをとり十分な健全性を確保するために、「資本配賦」による管理を実施しています。これは、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等の各種リスクに対して自己資本を割り当てたうえで、それぞれのリスクの特性に応じて計測したリスク量が、その範囲に収まるよう管理を行うものです。

また、ソニー銀行のリスクプロファイルや外部環境等を勘案のうえ、経営に対して重大な影響を及ぼし得る事象を反映したシナリオを策定してストレス・テストを実施しており、これにより自己資本の十分性を点検しています。

当社は、ソニー銀行における資本配賦の手法、配賦資本の水準並びに配賦資本に対する実際の使用資本の水準等のモニタリングを行っています。これにより、総合的な観点からソニー銀行の自己資本並びに持株会社グループの連結自己資本の十分性の確保を図っています。

持株自己資本比率告示上の持株会社連結リスク・アセットにおいて、以下の各種リスクに関する事項に関しては、ソニー銀行以外の持株会社グループに属する会社が保有する資産におけるリスク・アセットの占める割合は小さいため、以下ではソニー銀行におけるリスク管理に関する事項を中心に説明します。

なお、当社は銀行持株会社として、以下に説明するようなソニー銀行におけるリスク管理態勢全般をモニタリングしており、リスク管理ガイドラインの設定、リスク管理会議の開催等を通じ、SFG全体としてのリスク管理を推進しています。SFGにおけるリスク管理態勢全般については、本誌P39～41の「リスクガバナンス」をご参照ください。

自己資本の構成に関する事項（続き）

3月31日現在	2023	2024
百万円		
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	8,077	8,199
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	8,077	8,199
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	4	43
適格引当金不足額	1,340	1,514
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	122,958	121,511
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関するものの額	122,958	121,511
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	9,968	8,645
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関するものの額	8,325	7,254
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	1,643	1,391
コア資本に係る調整項目の額	(口)	142,349
139,913		
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (口))	(ハ)	196,995
222,754		
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	664,366	743,366
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	144,384	191,341
フロア調整額	155,961	276,524
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ)	964,712
1,211,232		
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	20.42%	18.39%

(注) 銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしこれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年3月27日金融庁告示第20号、以下「持株自己資本比率告示」）に基づき算出しています。当社は国内基準を採用しており、信用リスク・アセットの算出においては、基礎的内部格付手法を採用しています。

4 信用リスクに関する事項

1 リスク管理の方針及び手続の概要

(1) 個人与信リスク

「個人与信リスク」は、個人与信先の信用状況の悪化等により、与信に係る資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。ソニー銀行において、当該リスクの所管部署は、リスクの測定、モニタリング、管理等に係る方策を講じる役割を担い、取締役会は個人与信リスクの所在と性質及びその測定・管理手法を認識したうえで、個人与信リスク管理に関する基本方針の策定と、適切な信用リスク管理体制の構築を行います。

個人与信リスクは、住宅ローン、カードローン、投資用マンションローン、その他個人与信リスク管理が必要と認められる対顧客取引を管理の対象としています。当該対象与信は、与信審査部署が管理する審査基準に基づき、担当部署が審査を行います。また個人与信リスク所管部署では、実行後債権の信用状況をモニタリングしており、その結果について定期的に取締役会に報告しています。

貸倒引当金は償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。正常先及び要注意先（要管理先を除く）に相当する債権については、過去の一定期間における各々の債務者区分に応じた倒産確率等に基づく今後1年間の予想損失額について一般貸倒引当金を計上することとしています。要管理先に相当する債権については、過去の一定期間における倒産確率等に基づく今後3年間の予想損失額について一般貸倒引当金を計上することとしています。破綻懸念先に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対する今後3年間の予想損失額について個別貸倒引当金を計上することとしています。実質破綻先及び破綻先に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した全額について個別貸倒引当金を計上することとしています。なお、不動産担保に関しては、毎年1回評価の洗い替えを実施しています。すべての債権は、自己査定基準に基づき実施部署が資産査定を行っており、その査定結果により引当をしています。

(2) 市場与信リスク

「市場与信リスク」は、保有する有価証券の発行体の信用状況が変化することにより有価証券の時価が変動し、損失を被るリスク、及び市場取引における契約相手の財務状況の悪化等により、契約の履行が行われなくなることにより損失を被るリスクです。ソニー銀行において、当該リスクの所管部署は、リスクの測定、モニタリング、管理等に係る方策を講じる役割を担い、取締役会は、市場与信リスクの所在と性質、その測定・管理手法を認識したうえで、市場与信リスク管理に関する基本方針の策定と、適切な信用リスク管理体制の構築を行います。

市場与信リスクにおいては、有価証券取引、円・外貨資金取引、外国為替取引、金融派生商品取引（デリバティブ）、証券化商品、及びその他リスク管理が必要と認められる市場取引から発生するリスクを管理の対象としています。市場与信リスクの管理方法は、原則として与信限度額等の設定を行い、債務者格付、証券化格付に基づき限度額等の遵守状況をモニタリング、報告し、限度額等を超過する場合は経営陣に報告して必要な対応を検討します。また、リスク管理状況について、定期的に取締役会に報告しています。なお、与信審査部署が、債務者格付、証券化格付の付与を行うとともに、事業債等への投資枠の付与や証券化商品への投資可否判断において審査を行っています。

保有する有価証券については、ソニー銀行が定める自己査定基準や分類方法に従い、管理を行います。

(3) 法人与信リスク

「法人与信リスク」は、法人与信先の信用状況の悪化等により、与信に係る資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。ソニー銀行において、当該リスクの所管部署は、リスクの測定、モニタリング、管理等に係る方策を講じる役割を担い、取締役会は法人与信リスクの所在と性質及びその測定・管理手法を認識したうえで、法人与信リスク管理に関する基本方針の策定と、適切な信用リスク管理体制の構築を行います。

法人与信リスクは、シンジケートローン、貸付債権買取り及びローンパーティシペーションを管理の対象としています。当該対象与信は、与信審査部署が管理する審査基準に基づき、担当部署が審査を行います。また法人与信リスク所管部署では、与信限度額等の設定を行い、債務者格付に基づき限度額等の遵守状況や実行後債権の信用状況をモニタリングしており、その結果について定期的に取締役会に報告しています。

貸倒引当金は償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。正常先及び要注意先（要管理先を除く）に相当する債権については、過去の一定期間における各々の債務者区分に応じた倒産確率等に基づく今後1年間の予想損失額について一般貸倒引当金を計上することとしています。要管理先に相当する債権については、過去の一定期間における倒産確率等に基づく今後3年間の予想損失額について一般貸倒引当金を計上することとしています。破綻懸念先に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対する今後3年間の予想損失額について個別貸倒引当金を計上することとしています。実質破綻先及び破綻先に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した全額について個別貸倒引当金を計上することとしています。すべての債権は、自己査定基準に基づき実施部署が資産査定を行っており、その査定結果により引当をしています。

2 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて

(1) 使用する内部格付手法の種類

基礎的内部格付手法を採用しています。

(2) 内部格付手法の概要

ソニー銀行の内部格付手法では、信用リスク評価の統一的な基準として、事業法人等向けエクスポージャーに対しては「事業法人等向け内部格付制度」、リテール向けエクスポージャーに対しては「リテール向け内部格付制度」の各内部格付制度を導入しています。証券化エクスポージャーに対しては信用リスクの評価体系として「証券化格付」を導入しています。

「事業法人等向け内部格付制度」及び「リテール向け内部格付制度」の適切性を維持するため、年1回以上の頻度で検証を実施し、その結果を経営会議及びリスク管理委員会に報告しています。

① 内部格付制度

(i) 事業法人等向け内部格付制度

「事業法人等向け内部格付制度」は、「債務者格付」及び「案件格付」から構成されています。

債務者格付

「債務者格付」は、市場与信及び法人与信に係るすべての与信先を対象とし、定量面及び定性面の両面から総合的に勘案のうえ、与信先の信用力を格付で区分するものです。また、「債務者格付」は、自己査定における債務者区分と整合するものとなっています。

債務者格付と債務者区分の関係

債務者格付	債務者区分	デフォルト基準
S1		
S2		
A1		
A2		
A3		
B1		
B2	正常先	非デフォルト
B3		
C1		
C2		
C3		
C4		
C5		
D	要注意先	
E	要管理先	
F	破綻懸念先	デフォルト
G	実質破綻先	
H	破綻先	

案件格付

「案件格付」は、個々の案件に対し、保全の状況に応じてデフォルト時の損失可能性を勘案し評価するものです。

(ii) リテール向け内部格付制度

「リテール向け内部格付制度」は、商品ごと（住宅ローン、カードローン、投資用マンションローン）に個々の取引のリスク特性が同種のグループ（プール区分）に分類し、プール区分ごとにリスクを把握し、管理する制度です。

② 証券化格付

「証券化格付」は、個々の証券化商品に対し、定量面及び定性面の両面からリスク特性を確認のうえ、外部格付機関による評価を参照し格付で区分するものです。

③ パラメータ推計

内部格付制度においては、事業法人等向けエクスポージャーでは債務者格付ごとにPD（デフォルト確率）を、リテール向けエクスポージャーではプール区分ごとにPD、LGD（デフォルト時損失率）及びEAD（デフォルト時エクスポージャー）を推計しています。推計された各種パラメータ（PD・LGD・EAD等）は、与信判断や信用リスクの計量化、採算管理等、銀行内部の業務運営にも活用しています。

④ 内部格付制度の検証

内部格付制度の検証は、「事業法人等向け内部格付制度」、「リテール向け内部格付制度」及び「パラメータ推計」について、信用リスク管理部署が年1回以上の頻度で実施することにより、内部格付制度の正確性並びにその一貫性の確保及び適切な見直しを行うことを目的としています。

3 標準的手法が適用されるポートフォリオについて

ソニー銀行では、信用リスク・アセットの額の算出にあたり原則として基礎的内部格付手法を適用することとしていますが、金額が僅少であり、信用リスク管理の観点から重要性が低いと判断される一部の資産については例外的に標準的手法を適用しています。いずれも自己資本比率を算出するうえでは、重要な影響を与えるものではありません。

標準的手法を適用している持株会社グループの連結子会社としては、ソニー・ライフケア、ライフケアデザイン、クラウドライフ、ソニーフィナンシャルベンチャーズ及びSFV・GB 投資事業有限責任組合があります。

(1) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

ソニー銀行では、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の5つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは実施していません。

株式会社格付投資情報センター (R&I)、株式会社日本格付研究所 (JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス (Moody's)、S&Pグローバル・レーティング (S&P)、フィッチ・レーティングス (Fitch)。

(2) 内部格付手法のポートフォリオに分類する場合の基準

標準的手法が適用されるポートフォリオ（持株自己資本比率告示第34条から第54条まで及び第55条の2の規定に該当するエクスポージャーに限ります。）を内部格付手法のポートフォリオに分類する場合の基準は以下のとおりです。

信用リスク削減手法を用いる場合は、保証人が属する資産区分のエクスポージャーとして計算しています。

内部格付手法のポートフォリオ	標準的手法が適用されるポートフォリオ
(i) 事業法人向けエクスポージャー (特定貸付債権を除く)	第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー (第42条) 保険会社向けエクスポージャー (第42条の2) 法人等向けエクスポージャー (第43条) 適格中堅中小企業等向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャー (第45条) 劣後債権その他資本性証券のエクスポージャー (第48条の6)
(ii) ソブリン向けエクスポージャー	中央政府及び中央銀行向けエクスポージャー (第34条) 国際決済銀行等向けエクスポージャー (第35条) 我が国の地方公共団体向けエクスポージャー (第36条) 外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー (第37条) 国際開発銀行向けエクスポージャー (第38条第3項) 地方公共団体金融機構向けエクスポージャー (第38条の2) 我が国の政府関係機関向けエクスポージャー (第39条) 地方三公社向けエクスポージャー (第40条)
(iii) 金融機関等向けエクスポージャー	国際開発銀行向けエクスポージャー (第38条第1項) 金融機関向けエクスポージャー (第41条) 第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー (第42条) 保険会社向けエクスポージャー (第42条の2) 取立未済手形 (第51条)
(iv) 居住用不動産向けエクスポージャー	自己居住用不動産等向けエクスポージャー (第46条) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞エクスポージャー (第50条)
(v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	該当なし
(vi) その他リテール向けエクスポージャー	適格中堅中小企業等向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャー (第45条) 賃貸用不動産向けエクスポージャー (第47条) 延滞エクスポージャー (第49条)
(vii) 株式等エクスポージャー	株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー (第54条)
(viii) 特定貸付債権	該当なし
(ix) 購入債権	適格中堅中小企業等向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャー (第45条)

5 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

ソニー銀行における貸出エクスポージャーは、住宅ローン、カードローン、投資用マンションローンの個人向け貸出（ローン）、及びシンジケートローンを中心とした法人向け貸出であり、十分な分散が図られています。住宅ローンでは不動産担保を取得し保全を確保のうえ、さらに債権回収会社（サービサー）へ回収業務を委託することにより、回収の実効性を高めています。なお、住宅ローンでは、一部提携先の保証を取得しているものがありますが、過度の集中はありません。

有価証券の信用リスクを削減する手法として、クレジット・デリバティブを取扱う場合があります。なお、クレジット・デリバティブ取引は、内部格付に基づく与信限度額管理の枠組に含め、特定の提供者に偏ることのないように管理することとしています。また、派生商品取引について、法的に有効なネットティング契約を用いるにあたっては、ISDAマスター契約を締結するうえで、かかる法的有効性について確認を行っています。

6 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

ソニー銀行では、市場リスクの適切な管理を行うことを主な目的として、派生商品取引を取扱っています。派生商品取引には、市場の変動により損失を被る可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を被る可能性のある信用リスクが内包されています。

市場リスクへの対応は、日次で取引評価損益、及び市場リスク量の算出を行っています。ソニー銀行全体の市場リスク量は、予想最大損失額 (VaR) を用いて一元的に管理し、そのリスク量に限度額を設けることにより、リスク量が適切な範囲内に収まるように管理をしています。

また、信用リスクへの対応は、取引先の内部格付に基づく与信限度額管理の枠組に含め、管理を行っています。なお、金融機関を取引相手とする派生商品取引については、担保による保全（法令及び規制等で要請される証拠金授受を除く）及び引当金の算定は行っていません。また、万々ソニー銀行の信用力の悪化により、取引相手に対して担保の追加提供をする必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分に保有しており、影響は限定的であります。

なお、長期決済期間取引は該当ありません。

7 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要

ソニー銀行では、投資可能な証券化エクスポージャーの定義を明確にし、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報等を把握することで、適切なリスク管理に努める方針としています。

証券化エクスポージャーは市場リスク及び流動性リスクに加え、裏づけとなる原資産のデフォルト・リスクや回収リスク等の原資産のポートフォリオに関する信用リスクに晒されています。また、オリジネーターのリスクや商品のストラクチャーに関するリスクが存在します。

(2) 持株自己資本比率告示第226条第1項第1号から第4号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

ソニー銀行は、裏づけとなる資産内容、クレジット・イベントの内容等のストラクチャーの分析、原資産ポートフォリオの運営・管理を行うオリジネーター・マネジャー等の運用状況等について、案件ごとに分析を行っています。また、取引金融機関や格付機関等の外部機関から、包括的なリスク特性に係る情報や裏付資産のパフォーマンス情報等を継続的に入手し、構造上の特性を含め、定期的にモニタリングを行っています。なお、持株自己資本比率告示第1条第2号の2イ又はロの規定により再証券化取引から除かれる証券化エクスポージャーの保有はありません。

(3) 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

ソニー銀行は、信用リスク削減手法として証券化取引を用いていません。

(4) 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

ソニー銀行は、外部格付準拠方式を採用しています。

(5) 証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称

持株自己資本比率告示第16条に基づき、連結自己資本比率の算式にマーケット・リスク相当額を算入していないため、該当ありません。

(6) 持株会社グループが証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該持株会社グループが当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

持株会社グループによる当該取引はありません。

(7) 持株会社グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該持株会社グループが行った証券化取引（持株会社グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

保有はありません。

(8) 証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、金融商品会計基準等に準拠し、適切に会計処理を行っています。

(9) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

ソニー銀行では、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の5つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは実施していません。

株式会社格付投資情報センター (R&I)、株式会社日本格付研究所 (JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス (Moody's)、S&Pグローバル・レーティング (S&P)、フィッチ・レーティングス (Fitch)。

(10) 内部評価方式を用いている場合には、その概要

ソニー銀行は、内部評価方式を用いていません。

(11) 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

該当ありません。

8 CVAリスクに関する事項

- 1 CVAリスク相当額の算出に使用する手法（SA—CVA、完全なBA—CVA、限定的なBA—CVA又は簡便法）の名称及び各手法により算定される対象取引の概要
限定的なBA—CVAを採用しています。対象取引は、顧客の需要や資金運用・調達にて取組む金利・外為取引が大宗を占めています。
- 2 CVAリスクの特性及びCVAIに関するリスク管理体制の概要
CVAIについては、財務会計上の重要性がないため認識しておりません。

9 マーケット・リスクに関する事項

持株自己資本比率告示第16条に基づき、連結自己資本比率の算式にマーケット・リスク相当額を算入していないため、該当ありません。

10 オペレーショナル・リスクに関する事項

- 1 リスク管理の方針及び手続の概要
ソニー銀行では、事務管理上の不具合に関連して生じる過失、不正、トラブル等によってソニー銀行が有形無形の損失を被る「事務リスク」、システムに関連して生じるトラブル、損壊、不正利用、情報流出等によってソニー銀行が損失を被る「システムリスク」、業務委託先の業務管理や情報管理が不適切であること、委託契約の継続が困難になること等により損失を被る「業務委託リスク」、法令違反の行為又は契約上の問題等により損失を被る「法務リスク」、社会倫理性に反する行為、不公正な取引、不適切な情報開示等に基づき市場や顧客の間における会社の評判が悪化することにより損失を被る「風評リスク」、社員等における人事運営上の不公平、不公正、差別的行為から生じる損失、損害等により会社が損失を被る「人的リスク」を、オペレーショナル・リスクととらえています。各々のリスク所管部署は、リスクの測定、モニタリング、管理等に係る方策を講じる役割を担い、取締役会は、リスクの所在と性質、及びその測定・管理手法を認識したうえで、リスク管理に関する基本方針の策定と、適切なリスク管理体制の構築を行います。リスク所管部署は、所管するリスクのモニタリングを実施し、重大なリスクが顕在化した場合は経営陣に報告して必要な対応を検討します。また、リスク管理状況について、定期的に取り締役に報告しています。

2 BIの算出方法

持株自己資本比率告示第283条に従い、金利要素、役務要素及び金融商品要素を合計して算出しています。

3 ILMの算出方法

持株自己資本比率告示第284条第1項第4号に従い、保守的な見積値を使用しています。

4 オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、BIの算出から除外した事業部門の有無

該当ありません。

5 オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無

該当ありません。

11 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

持株会社グループにおいて、政策保有株式を保有しています。政策保有株式については、当社の制定する「政策保有株式に関するグループ基本方針」に基づいた適正な運用・管理を行っています。

12 金利リスクに関する事項

1 リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、金利が変動することによって、保有する資産や負債等の価値（現在価値）、貸出金や借入金の金利差等から得られる将来収益（金利収益）が変動するリスクです。ソニー銀行では、定期的な評価、計測を行い、適宜対策を講じる態勢としています。具体的には、金利感応度（BPV、GPS）分析、予想最大損失額（VaR）等を日次で計測し、モニタリングしています。また、 Δ EVEについては月次で計測し、リスク管理委員会及びALM委員会を通じて経営陣に報告しており、適切な金利リスクのコントロールに努めています。このほか、ソニー銀行では時価変動リスク、資金収益変動リスクの軽減を目的として、金利スワップ等のデリバティブ取引を行っています。

2 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクは、保有する資産や負債等の将来キャッシュ・フローを推定し計測しています。そのうち、流動性預金（普通預金等預金者の要求によって随時払い出される預金）の満期認識や、住宅ローンの期限前返済率及び定期預金の早期解約率の推定方法は、金利リスク計測に大きな影響を与えることがあります。

Δ EVE及び Δ NII計測時における主な前提は、以下のとおりです。

(i) 流動性預金の満期認識

当局が定める保守的な前提の反映により考慮しています。具体的には、基準日における流動性預金残高の50%相当額を、最長満期5年、平均満期2.5年のコア預金と認識し、金利リスクを計測しています。なお、流動性預金全体としては平均満期1.25年、最長満期5年になります。

(ii) 住宅ローンの期限前返済率の推定

住宅ローンは、ボーナス月や融資開始からの時間が経つにつれて繰上げ返済されやすくなる等、当初の返済予定とは異なった挙動を示す傾向があります。そのような商品については、季節性や取組からの経過期間、基準日時点の金利水準等を用いた統計モデルや過去の実績値等を利用して商品ごとに推定することにより、キャッシュ・フローを予測して金利リスクを計測しています。なお、これらの推計方法は定期的に検証・見直しを行っています。

(iii) 定期預金の早期解約率の推定

当局が定める保守的な前提の反映により考慮しています。なお、ベースラインの早期解約率は、過去の実績データを基に推定しています。

(iv) 複数の通貨の集計方法及びその前提

ソニー銀行で取扱う通貨のうち、重要性が大きい通貨を計測対象通貨としています。通貨ごとに算出した Δ EVE及び Δ NIIのうち、正となる通貨のみを単純合算しています。

(v) スプレッドに関する前提

Δ EVEの計算に用いるキャッシュ・フローには信用スプレッドを含めています。割引金利はリスクフリーレートを利用しています。また、 Δ NII計測時においては、商品ごとにフロアを設定しています。

(vi) 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

Δ EVEは基準値であるコア資本の20%以内に収まっています。

(vii) その他の目的で計測している金利リスクに関する事項

Δ EVEの計測に加えて、金利感応度（BPV、GPS）、予想最大損失額（VaR）等を日次で計測しています。VaRの計測方法はヒストリカル法を採用し、観測期間を250日、信頼区間を99%としています。また、自己資本の充実度の評価として定期的実施するストレス・テストにおいて、一定の金利ショックを想定したシナリオを適用して評価を行っています。

定量的な開示事項

1 その他金融機関等であって銀行持株会社の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ありません。

2 自己資本の充実度に関する事項

1 連結リスク・アセットの額及び連結所要自己資本の額

3月31日現在	2023		2024	
	リスク・アセットの額	所要自己資本の額	リスク・アセットの額	所要自己資本の額
標準的手法が適用されるエクスポージャー	31,194	2,495	13,654	1,092
内部格付手法に適さない資産および適用除外資産	31,194	2,495	13,654	1,092
段階的適用資産	—	—	—	—
内部格付手法が適用されるエクスポージャー	556,009	46,700	643,437	53,861
事業法人等向けエクスポージャー	69,691	5,647	109,571	8,869
事業法人向け（特定貸付債権を除く）	30,888	2,502	42,791	3,470
特定貸付債権	—	—	—	—
中堅中小企業向け	—	—	—	—
ソブリン向け	3,010	243	27,698	2,236
金融機関等向け	35,793	2,900	39,081	3,162
リテール向けエクスポージャー	270,404	23,779	315,900	27,554
居住用不動産向け	188,381	16,706	219,464	19,314
適格リボルビング型リテール向け	—	—	—	—
その他リテール向け	82,022	7,072	96,436	8,239
株式等エクスポージャー	158	12	—	—
投機的な非上場株式に対する投資に該当する株式等エクスポージャー	—	—	—	—
上記に該当しない株式等エクスポージャー	158	12	—	—
信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー	96,859	7,749	99,542	7,963
ルック・スルー方式（持株自己資本比率告示第145条第2項）	40,196	3,216	41,478	3,318
マナデート方式（持株自己資本比率告示第145条第7項）	56,662	4,533	54,594	4,367
蓋然性方式（持株自己資本比率告示第145条第10項第1号）	—	—	—	—
蓋然性方式（持株自己資本比率告示第145条第10項第2号）	—	—	3,469	277
フォールバック方式（持株自己資本比率告示第145条第11項）	—	—	—	—
証券化エクスポージャー	80,973	6,477	93,061	7,444
購入債権	390	31	86	7
その他資産等	37,532	3,002	25,274	2,021
CVAリスク相当額（限定的なBA-CVA）	3,403	272	2,719	217
中央清算機関関連エクスポージャー	30	2	21	1
リスク・ウェイト100%を適用するエクスポージャー	—	—	—	—
リスク・ウェイト250%を適用するエクスポージャー	406,046	32,483	408,925	32,714
リスク・ウェイト1250%を適用するエクスポージャー	—	—	—	—
調整項目に相当するエクスポージャー（△）	332,317	26,585	325,392	26,031
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	—	—	—	—
信用リスク 計（A）	664,366	55,369	743,366	61,855
オペレーショナル・リスク 計（B）	144,384	11,550	191,341	15,307
合計（A）+（B）	808,751	66,919	934,707	77,162

(注) 1. 信用リスクに対する所要自己資本の額は、「信用リスク・アセットの額×8%+期待損失額」により算出しています。ただし、証券化エクスポージャー及び標準的手法が適用されるエクスポージャーについては、「信用リスク・アセットの額×8%」により算出しています。
 2. CVAリスクに対するリスク・アセットの額は、「CVAリスク相当額÷8%」により算出しています。また、CVAリスクの所要自己資本の額は、「CVAリスク相当額÷8%×8%」により算出しています。
 3. オペレーショナル・リスクに対するリスク・アセットの額は、「オペレーショナル・リスク相当額÷8%」により算出しています。また、オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額は、「オペレーショナル・リスク相当額÷8%×8%」により算出しています。

2 オペレーショナル・リスクに関する事項

BI及びBICの額、ILM値

3月31日現在	BI及びBICについては百万円	
	2023	2024
BI	96,256	122,048
BIC	11,550	15,307
ILM	1	1

(注) ILMは、2023年3月期については、持株自己資本比率告示第284条第1項第3号に従い、1を用いています。また、2024年3月期については、持株自己資本比率告示第284条第1項第4号に従い、保守的な見積値を使用しています。

3 連結リスク・アセットの合計額及び連結所要自己資本額

3月31日現在	百万円	
	2023	2024
連結リスク・アセットの合計額	964,712	1,211,232
連結所要自己資本額（国内基準）（リスク・アセット額×4%）	38,588	48,449

3 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）に関する事項

1 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び主な種類別の内訳

・信用リスクに関するエクスポージャー及び延滞又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高（種類別、地域別、業種・取引相手別、残存期間別）

3月31日現在 種類別	百万円				
	2023			2024	
	うち貸出金	うち債券	うちデリバティブ	うち延滞 又はデフォルトした エクスポージャー	
標準的手法が適用されるポートフォリオ	42,931	—	—	—	2
内部格付手法が適用されるポートフォリオ	4,719,372	3,010,570	474,104	8,317	2,749
種類別計	4,762,303	3,010,570	474,104	8,317	2,751
地域別					
国内	4,613,841	3,010,570	332,660	8,317	2,751
国外	148,462	—	141,443	—	—
地域別計	4,762,303	3,010,570	474,104	8,317	2,751
業種別・取引相手別					
法人	423,743	3,250	259,339	8,270	2
ソブリン	1,314,150	—	214,764	—	—
個人	3,024,409	3,007,319	—	46	2,749
業種別・取引相手別計	4,762,303	3,010,570	474,104	8,317	2,751
残存期間別					
1年以下	1,255,705	1,672	72,977	1,755	2
1年超3年以下	156,323	5,911	148,037	2,374	18
3年超5年以下	180,235	9,980	167,695	2,409	14
5年超7年以下	92,266	19,070	71,781	1,415	42
7年超10年以下	56,010	46,747	8,899	364	112
10年超	2,917,965	2,913,220	4,712	—	2,500
期間の定めのないもの	103,795	13,969	—	—	61
残存期間別計	4,762,303	3,010,570	474,104	8,317	2,751

百万円

3月31日現在 種類別	2024				
	信用リスク・エクスポージャー			うち延滞 又はデフォルトした エクスポージャー	
	うち貸出金	うち債券	うちデリバティブ		
標準的手法が適用されるポートフォリオ	44,205	2,962	—	—	0
内部格付手法が適用されるポートフォリオ	5,413,259	3,463,491	594,187	7,836	2,387
種類別計	5,457,464	3,466,453	594,187	7,836	2,387
地域別					
国内	5,213,877	3,466,453	356,885	7,836	2,387
国外	243,586	—	237,302	—	—
地域別計	5,457,464	3,466,453	594,187	7,836	2,387
業種別・取引相手別					
法人	517,126	1,800	388,880	7,509	0
ソブリン	1,457,890	—	205,307	—	—
個人	3,482,447	3,464,653	—	326	2,387
業種別・取引相手別計	5,457,464	3,466,453	594,187	7,836	2,387
残存期間別					
1年以下	837,779	1,436	101,820	2,125	1
1年超3年以下	686,280	5,163	120,356	2,280	8
3年超5年以下	249,951	10,745	236,954	2,251	10
5年超7年以下	144,370	19,680	123,879	811	34
7年超10年以下	57,874	47,531	9,976	367	71
10年超	3,368,647	3,367,414	1,200	—	2,211
期間の定めのないもの	112,561	14,483	—	—	49
残存期間別計	5,457,464	3,466,453	594,187	7,836	2,387

(注) 1. 「信用リスク・エクスポージャー」には、株式等エクスポージャー、証券化エクスポージャー、信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及びCVAリスクに係るエクスポージャーを含んでいません。
 2. 「デフォルトしたエクスポージャー」には、内部格付手法を適用したエクスポージャーのうち、与信先の債務者区分が「要管理先」以下であるものを計上しています。
 3. 信用リスクに関するエクスポージャーについて、期末残高はその期のリスク・ポジションから大幅に乖離していません。

・ソニー銀行（単体）の貸出金の科目別・業務部門別期末残高

百万円

3月31日現在	2023			2024		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
手形貸付	—	—	—	—	—	—
証書貸付	2,985,968	9,854	2,995,823	3,435,448	12,722	3,448,171
当座貸越	13,908	14	13,922	14,424	9	14,434
割引手形	—	—	—	—	—	—
合計	2,999,877	9,869	3,009,746	3,449,873	12,731	3,462,605

・ソニー銀行（単体）の貸出金の残存期間別期末残高

百万円

3月31日現在	2023			2024		
	固定金利	変動金利	合計	固定金利	変動金利	合計
1年以下	139	1,531	1,671	99	1,333	1,433
1年超3年以下	1,774	4,134	5,909	1,728	3,432	5,161
3年超5年以下	5,124	4,850	9,975	4,133	6,606	10,740
5年超7年以下	8,646	10,413	19,060	7,287	12,358	19,645
7年超10年以下	21,117	25,582	46,699	17,883	29,624	47,508
10年超	799,094	2,113,413	2,912,507	560,357	2,803,325	3,363,682
期間の定めのないもの	—	13,922	13,922	—	14,434	14,434
合計	835,897	2,173,848	3,009,746	591,489	2,871,115	3,462,605

(注) 期間の定めのないものは、カードローンの残高になります。

・有価証券の種類別・業務部門別期末残高

百万円

3月31日現在	2023			2024		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
国債	128,808	—	128,808	121,655	—	121,655
地方債	20,889	—	20,889	15,045	—	15,045
社債	54,353	—	54,353	83,037	—	83,037
株式	26,471	—	26,471	30,026	—	30,026
その他	1,527	645,474	647,002	1,147	822,651	823,799
うち外国債券	—	638,918	638,918	—	815,305	815,305
その他の証券	1,527	6,556	8,084	1,147	7,346	8,493
合計	232,050	645,474	877,524	250,913	822,651	1,073,565

・有価証券の種類別・残存期間別期末残高

百万円

3月31日現在	2023							合計
	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	
国債	1,001	7,828	70,026	49,952	—	—	—	128,808
地方債	2,009	14,028	—	4,851	—	—	—	20,889
社債	3,511	23,696	23,147	3,997	—	—	—	54,353
株式	—	—	—	—	—	—	26,471	26,471
その他	69,372	100,118	72,612	14,838	122,977	258,998	8,084	647,002
うち外国債券	69,372	100,118	72,612	14,838	122,977	258,998	—	638,918
その他の証券	—	—	—	—	—	—	8,084	8,084
合計	75,894	145,672	165,786	73,638	122,977	258,998	34,555	877,524

百万円

3月31日現在	2024							合計
	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	
国債	4,301	3,500	79,361	34,493	—	—	—	121,655
地方債	5,310	8,634	1,100	—	—	—	—	15,045
社債	4,501	3,004	65,581	—	9,950	—	—	83,037
株式	—	—	—	—	—	—	30,026	30,026
その他	87,370	101,273	88,331	108,643	144,182	285,503	8,493	823,799
うち外国債券	87,370	101,273	88,331	108,643	144,182	285,503	—	815,305
その他の証券	—	—	—	—	—	—	8,493	8,493
合計	101,483	116,412	234,374	143,136	154,133	285,503	38,520	1,073,565

2 一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金並びに特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額

百万円

3月31日に終了した1年間	2023			2024		
	期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高
一般貸倒引当金	545	28	573	573	41	614
個別貸倒引当金	376	5	382	382	△49	333
法人	60	—	60	60	—	60
個人	315	5	321	321	△49	272
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	—
合計	921	33	955	955	△7	948

(注) 1. 個別貸倒引当金については、すべて国内業務から発生したものです。
 2. 一般貸倒引当金については、地域、業種別の算定を行っていません。

3 業種別の貸出金償却の額

該当ありません。

4 標準的手法が適用されるエクスポージャー

(1) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのうち持株自己資本比率告示第33条から第54条まで及び第55条の2の規定に該当するエクスポージャーに関する事項及びこれらのポートフォリオの区分ごとの内訳

2023						
報告区分	(1)信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオン・バランスシートのエクスポージャーの額	(2)CCFを適用する前及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額	(3)信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バランスシートのエクスポージャーの額	(4)CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額	(5)信用リスク・アセットの額	(5)に掲げる額を(3)及び(4)に掲げる額の合計額で除した割合
3月31日現在						
報告区分						
中央政府及び中央銀行向けエクスポージャー	461	—	461	—	—	0%
我が国の政府関係機関向けエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
金融機関等向けエクスポージャー	12,841	—	12,841	—	2,750	21%
法人等向けエクスポージャー	28,147	—	28,147	—	28,148	100%
取立未済手形	1,481	—	1,481	—	296	20%
合計	42,931	—	42,931	—	31,194	73%

2024						
報告区分	(1)信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオン・バランスシートのエクスポージャーの額	(2)CCFを適用する前及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額	(3)信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バランスシートのエクスポージャーの額	(4)CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額	(5)信用リスク・アセットの額	(5)に掲げる額を(3)及び(4)に掲げる額の合計額で除した割合
3月31日現在						
報告区分						
中央政府及び中央銀行向けエクスポージャー	17,389	—	17,389	—	—	0%
我が国の政府関係機関向けエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
金融機関等向けエクスポージャー	8,963	53	8,963	21	1,970	22%
法人等向けエクスポージャー	8,109	—	8,109	—	8,109	100%
法人等向けエクスポージャー	2,962	—	2,962	—	2,222	75%
取立未済手形	6,758	—	6,758	—	1,351	20%
合計	44,183	53	44,183	21	13,654	31%

(2) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのうち持株自己資本比率告示第33条から第54条まで及び第55条の2の規定に該当するエクスポージャーについて、ポートフォリオの区分ごとのCCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

2023								
報告区分	リスク・ウェイト							
3月31日現在	0%	10%	20%	30%	50%	100%	150%	250%
中央政府及び中央銀行向けエクスポージャー	461	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向けエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関等向けエクスポージャー	—	—	11,020	1,820	—	—	—	—
法人等向けエクスポージャー	—	—	—	—	—	28,145	2	—
取立未済手形	—	—	1,481	—	—	—	—	—
合計	461	—	12,502	1,820	—	28,145	2	—

2024								
報告区分	リスク・ウェイト							
3月31日現在	0%	10%	20%	30%	50%	75%	100%	150%
中央政府及び中央銀行向けエクスポージャー	17,389	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向けエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関等向けエクスポージャー	—	—	7,251	1,733	—	—	—	—
法人等向けエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	8,109	0
適格個人向けエクスポージャー	—	—	—	—	—	2,962	—	—
取立未済手形	—	—	6,758	—	—	—	—	—
合計	17,389	—	14,009	1,733	—	2,962	8,109	0

(3) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのうち持株自己資本比率告示第33条から第54条まで及び第55条の2の規定に該当するエクスポージャーについて、次に掲げる事項及びこれらの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

2023				
報告区分	(1)信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオン・バランスシートのエクスポージャーの額	(2)CCFを適用する前及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額	(3)CCFの加重平均値	(4)CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バランスシートのエクスポージャーの額及びオフ・バランス取引のエクスポージャーの額の合計額
3月31日現在				
0%	461	—	—	461
10%	—	—	—	—
20%	12,502	—	—	12,502
30%	1,820	—	—	1,820
50%	—	—	—	—
100%	28,145	—	—	28,145
150%	2	—	—	2
250%	—	—	—	—
合計	42,931	—	—	42,931

2024				
報告区分	(1)信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオン・バランスシートのエクスポージャーの額	(2)CCFを適用する前及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額	(3)CCFの加重平均値	(4)CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バランスシートのエクスポージャーの額及びオフ・バランス取引のエクスポージャーの額の合計額
3月31日現在				
0%	17,389	—	—	17,389
10%	—	—	—	—
20%	13,988	53	40%	14,009
30%	1,733	—	—	1,733
50%	—	—	—	—
75%	2,962	—	—	2,962
100%	8,109	—	—	8,109
150%	0	—	—	0
合計	44,183	53	40%	44,205

5 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権のリスク・ウェイト区分ごとの残高
該当ありません。

6 内部格付手法が適用されるポートフォリオに関する事項

(1) 事業法人向け、ソブリン向け、金融機関等向けエクスポージャーに係る債務者格付別パラメータ等

2023							百万円	
3月31日現在	債務者区分	PD 加重平均値	LGD 加重平均値	リスク・ ウェイト 加重平均値	EAD		コミットメント未引出額 掛目 加重平均値	
					オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
債務者格付								
事業法人向け		0.05%	42.22%	21.23%	143,965	1,538		
上位格付	正常先	0.05%	42.27%	22.09%	120,640	—		
中位格付	正常先	0.06%	41.97%	17.05%	23,324	1,538		
下位格付	要注意先	—	—	—	—	—		
デフォルト	要管理先以下	—	—	—	—	—		
ソブリン向け		0.00%	45.00%	0.23%	801,412	514,148		
上位格付	正常先	0.00%	45.00%	0.23%	801,412	514,148		
中位格付	正常先	—	—	—	—	—		
下位格付	要注意先	—	—	—	—	—		
デフォルト	要管理先以下	—	—	—	—	—		
金融機関等向け		0.05%	45.00%	21.83%	151,413	12,573		
上位格付	正常先	0.05%	45.00%	21.90%	138,044	12,573		
中位格付	正常先	0.05%	45.00%	21.03%	13,369	—		
下位格付	要注意先	—	—	—	—	—		
デフォルト	要管理先以下	—	—	—	—	—		

2024							百万円	
3月31日現在	債務者区分	PD 加重平均値	LGD 加重平均値	リスク・ ウェイト 加重平均値	EAD		コミットメント未引出額 掛目 加重平均値	
					オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
債務者格付								
事業法人向け		0.06%	40.97%	22.00%	194,039	448		
上位格付	正常先	0.05%	40.82%	23.08%	161,309	—		
中位格付	正常先	0.11%	41.74%	16.74%	32,729	448		
下位格付	要注意先	—	—	—	—	—		
デフォルト	要管理先以下	—	—	—	—	—		
ソブリン向け		0.00%	45.00%	1.82%	961,309	558,250		
上位格付	正常先	0.00%	45.00%	1.82%	961,309	558,250		
中位格付	正常先	—	—	—	—	—		
下位格付	要注意先	—	—	—	—	—		
デフォルト	要管理先以下	—	—	—	—	—		
金融機関等向け		0.05%	45.00%	24.43%	148,493	11,508		
上位格付	正常先	0.05%	45.00%	24.33%	137,407	11,508		
中位格付	正常先	0.05%	45.00%	25.72%	11,086	—		
下位格付	要注意先	—	—	—	—	—		
デフォルト	要管理先以下	—	—	—	—	—		

(注) 1. 「上位格付」とはS格とA格、「中位格付」とはB格とC格、「下位格付」とはD格、「デフォルト」とは格付区分E格以下としています。
2. パラメータ推計値やリスク・ウェイトには、信用リスク削減手法の効果を勘案しています。
3. オフ・バランス資産項目のEADは、CCF(与信換算掛目)適用後の数値を使用しています。

(2) 居住用不動産向け、適格リボルビング型リテール向け及びその他リテール向けエクスポージャーに係るプール区分別パラメータ等

2023								百万円	
3月31日現在	プール区分	PD 加重平均値	LGD 加重平均値	Eldefault 加重平均値	リスク・ ウェイト 加重平均値	EAD		コミットメント未引出額 掛目 加重平均値	
						オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
居住用不動産向けエクスポージャー		0.37%	19.52%	—	8.10%	2,178,217	—	—	
非延滞		0.24%	19.51%	—	8.03%	2,175,000	—	—	
延滞		53.68%	21.28%	—	83.41%	568	—	—	
デフォルト		100.00%	22.63%	18.99%	48.23%	2,649	—	—	
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー		—	—	—	—	—	—	—	
非延滞		—	—	—	—	—	—	—	
延滞		—	—	—	—	—	—	—	
デフォルト		—	—	—	—	—	—	—	
その他リテール向けエクスポージャー(事業性)		0.16%	30.00%	—	8.99%	815,134	—	—	
非延滞		0.13%	30.00%	—	9.00%	814,859	—	—	
延滞		100.00%	30.00%	—	0.00%	236	—	—	
デフォルト		100.00%	30.00%	30.00%	0.00%	39	—	—	
その他リテール向けエクスポージャー(非事業性)		7.44%	100.00%	—	134.31%	13,969	17,011	20,001	
非延滞		7.14%	100.00%	—	134.25%	13,838	17,001	19,968	
延滞		49.90%	100.00%	—	258.40%	79	1	22	
デフォルト		100.00%	100.00%	—	0.00%	52	9	11	

2024								百万円	
3月31日現在	プール区分	PD 加重平均値	LGD 加重平均値	Eldefault 加重平均値	リスク・ ウェイト 加重平均値	EAD		コミットメント未引出額 掛目 加重平均値	
						オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
居住用不動産向けエクスポージャー		0.35%	19.69%	—	8.89%	2,469,559	—	—	
非延滞		0.24%	19.68%	—	8.83%	2,466,798	—	—	
延滞		56.20%	21.29%	—	97.64%	461	—	—	
デフォルト		100.00%	23.62%	19.73%	48.66%	2,299	—	—	
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー		—	—	—	—	—	—	—	
非延滞		—	—	—	—	—	—	—	
延滞		—	—	—	—	—	—	—	
デフォルト		—	—	—	—	—	—	—	
その他リテール向けエクスポージャー(事業性)		0.14%	30.00%	—	9.00%	977,648	—	—	
非延滞		0.13%	30.00%	—	9.00%	977,507	—	—	
延滞		100.00%	30.00%	—	0.00%	103	—	—	
デフォルト		100.00%	30.00%	30.00%	0.00%	38	—	—	
その他リテール向けエクスポージャー(非事業性)		9.28%	100.00%	—	145.70%	14,483	17,436	20,869	
非延滞		9.01%	100.00%	—	145.56%	14,336	17,428	20,827	
延滞		49.52%	100.00%	—	258.97%	104	1	30	
デフォルト		100.00%	100.00%	—	0.00%	43	7	12	

(注) オフ・バランス資産項目のEADは、CCF(与信換算掛目)適用後の数値を使用しています。

7 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析

3月31日に終了した1年間	百万円	
	2023	2024
事業法人向け	—	—
ソブリン向け	—	—
金融機関等向け	—	—
居住用不動産向け	335	279
適格リボルビング型リテール向け	—	—
その他リテール向け	22	18
合計	357	298

(注) 資産区分毎の損失額の実績値は、以下を合計した額としています。
 ・部分直接償却額、個別貸倒引当金及び要管理先に対する一般貸倒引当金の期末残高
 ・過去1年間に発生した直接償却額及び貸出債権売却等による損失

(要因分析)
 居住用不動産向けエクスポージャーにおいてデフォルトの新規発生が抑制されたことを主因として、2023年度の損失額の実績値は前年比減少しました。

8 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

3月31日に終了した1年間	百万円			
	2023		2024	
	損失額の推計値 (A)	損失額の実績値 (B)	損失額の推計値 (A)	損失額の実績値 (B)
事業法人向け	40	—	32	—
ソブリン向け	3	—	3	—
金融機関等向け	40	—	37	—
居住用不動産向け	1,664	335	1,636	279
適格リボルビング型リテール向け	—	—	—	—
その他リテール向け	294	22	511	18
合計	2,043	357	2,219	298

4 信用リスク削減手法に関する事項

・信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

3月31日現在	百万円			
	2023		クレジット・デリバティブ	
	適格金融資産担保	適格資産担保	保証	
標準的手法が適用されるポートフォリオ	—	—	—	—
内部格付手法が適用されるポートフォリオ	621,515	—	52,441	—
事業法人向け	120,441	—	5,153	—
ソブリン向け	403,900	—	24,119	—
金融機関等向け	97,174	—	2,046	—
居住用不動産向け	—	—	—	—
適格リボルビング型リテール向け	—	—	—	—
その他リテール向け	—	—	21,123	—
合計	621,515	—	52,441	—

3月31日現在	百万円			
	2024		クレジット・デリバティブ	
	適格金融資産担保	適格資産担保	保証	
標準的手法が適用されるポートフォリオ	—	—	—	—
内部格付手法が適用されるポートフォリオ	706,139	—	55,237	—
事業法人向け	55,671	—	5,932	—
ソブリン向け	463,900	—	24,500	—
金融機関等向け	186,568	—	2,155	—
居住用不動産向け	—	—	—	—
適格リボルビング型リテール向け	—	—	—	—
その他リテール向け	—	—	22,650	—
合計	706,139	—	55,237	—

(注) 1. エクスポージャーの額については、信用リスク削減手法の効果が勘案された額を記載しています。また、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上調調整を行っている場合は、当該上調調整額に相当する額を減額した額を記載しています。
 2. 適格資産担保(不動産、債権担保、その他資産)、貸出金と自行預金の相殺については、信用リスク削減手法の効果を勘案していません。
 3. SA-CCRに用いられた計数については、金融庁が公表している「自己資本比率規制に関するQ&A」(以下「告示Q&A」)に従って記載しています。

5 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

1 与信相当額の算出に用いる方式

SA-CCRを使用しています。

2 与信相当額

	百万円	
3月31日現在	2023	2024
グロス再構築コストの額	2,115	1,383
担保の額（現金）	11,886	14,781
ネットの与信相当額（担保による信用リスク削減効果勘案後）	8,317	7,836

(注) 1. グロス再構築コストは、0を下回らないものに限っています。
 2. 派生商品取引において、担保による信用リスク削減手法を実施しています。
 3. 与信相当額の算出にSA-CCRを用いているため、告示Q&Aに従い、担保による信用リスク削減効果を勘案する前の与信相当額については記載を省略しています。

3 クレジット・デリバティブの想定元本額

	百万円	
3月31日現在	2023	2024
クレジット・デリバティブの想定元本額		
プロテクションの購入	—	—
プロテクションの提供	—	—

(注) 信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブを用いていません。

6 証券化エクスポージャーに関する事項

1 オリジネーターである場合の信用リスク・アセット算出対象となる証券化エクスポージャー

(1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳

資産譲渡型証券化取引に係る原資産の額

	百万円	
3月31日現在	2023	2024
投資用マンションローン	—	9,248
合計	—	9,248

合成型証券化取引に係る原資産の額

該当ありません。

(2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳

	百万円			
	2023		2024	
3月31日現在	延滞エクスポージャー	総損失	延滞エクスポージャー	総損失
投資用マンションローン	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(3) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳

該当ありません。

(4) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略

(1) と同じです。

(5) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

該当ありません。

(6) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

該当ありません。

(7) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額
 該当ありません。

(8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳
 該当ありません。

(9) 持株自己資本比率告示第226条並びに第226条の4第1項第1号及び第2号の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
 該当ありません。

(10) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーに関する事項
 該当ありません。

(11) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
 該当ありません。

2 投資家である場合の信用リスク・アセット算出対象となる証券化エクスポージャー

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

	百万円	
3月31日現在	2023	2024
証券化エクスポージャーの額	405,103	465,337
法人等向け	334,527	382,690
中小企業等・個人向け	25,928	15,152
抵当権付住宅ローン	44,648	67,495

(注) 再証券化エクスポージャーに該当するエクスポージャーは保有していません。

(2) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額及び所要自己資本の額

	百万円			
	2023		2024	
3月31日現在	エクスポージャー残高	所要自己資本の額	エクスポージャー残高	所要自己資本の額
リスク・ウェイト区分				
20%以下	405,103	6,477	465,337	7,444
20%超50%以下	—	—	—	—
50%超100%以下	—	—	—	—
100%超250%以下	—	—	—	—
250%超650%以下	—	—	—	—
650%超1250%未満	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
合計	405,103	6,477	465,337	7,444

(注) 1. 再証券化エクスポージャーに該当するエクスポージャーは保有していません。
 2. 所要自己資本の額は、「信用リスク・アセットの額×8%」により算出しています。

(3) 持株自己資本比率告示第226条並びに第226条の4第1項第1号及び第2号の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
 該当ありません。

(4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
 該当ありません。

3 オリジネーターである場合のマーケット・リスク相当額算出対象となる証券化エクスポージャー

該当ありません。

4 投資家である場合のマーケット・リスク相当額算出対象となる証券化エクスポージャー

該当ありません。

7 CVAリスクに関する事項

Kreducedの算式における取引先共通の要素及び取引先固有の要素の額並びにCVAリスク相当額を8%で除して得た額

	2023		2024	
	構成要素の額	BA-CVAによるリスク・アセットの額 (CVAリスク相当額を8%で除して得た額)	構成要素の額	BA-CVAによるリスク・アセットの額 (CVAリスク相当額を8%で除して得た額)
3月31日現在				
CVAリスクのうち取引先共通の要素	665		569	
CVAリスクのうち取引先固有の要素	293		203	
合計		3,403		2,719

(注) CVAリスク相当額の算出については、限定的なBA-CVAを使用しています。

8 マーケット・リスクに関する事項

該当ありません。

9 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

1 連結貸借対照表計上額及び時価

	2023		2024	
	連結貸借対照表 計上額	時価	連結貸借対照表 計上額	時価
3月31日現在				
区分				
上場している出資等又は株式等エクスポージャー	—	—	—	—
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	63	—	—	—

2 売却及び償却に伴う損益の額

該当ありません。

3 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

4 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

5 株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額

	2023		2024	
	2023	2024	2023	2024
3月31日現在				
区分				
投機的な非上場株式に対する投資に該当する株式等エクスポージャー (リスク・ウェイト400%)	—	—	—	—
上記に該当しない株式等エクスポージャー (リスク・ウェイト250%)	63	—	—	—
合計	63	—	—	—

10 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの区分ごとの額

	2023		2024	
	2023	2024	2023	2024
3月31日現在				
区分				
ルック・スルー方式 (持株自己資本比率告示第145条第2項)	23,895	26,150	—	—
マンドート方式 (持株自己資本比率告示第145条第7項)	26,072	27,999	—	—
蓋然性方式 (持株自己資本比率告示第145条第10項第1号)	—	—	—	—
蓋然性方式 (持株自己資本比率告示第145条第10項第2号)	—	867	—	—
フォールバック方式 (持株自己資本比率告示第145条第11項)	—	—	—	—
合計	49,967	55,017	—	—

(注) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーはありません。

11 金利リスクに関する事項

IRRBB 1：金利リスク

	△EVE		△NII	
	イ	ロ	ハ	ニ
3月31日現在				
上方パラレルシフト	7,772	204	8,226	8,451
下方パラレルシフト	10,483	5,375	5,857	9,756
スティープ化	3,997	747	—	—
フラット化	—	—	—	—
短期金利上昇	—	—	—	—
短期金利低下	—	—	—	—
最大値	10,483	5,375	8,226	9,756
	ホ		ヘ	
	2024		2023	
自己資本の額	222,754		196,995	

(注) 1. 定性的な開示事項の、12.金利リスクに関する事項 (P.91)に記載の算定手法に基づいて、金利ショックに対する経済価値及び算出基準日から12カ月を経過する日までの間の金利収益の減少額を計測しています。
2. 連結の範囲については、金利リスク計測における重要性を鑑み、諸係数は当社及びソニー銀行単体を計測対象としています。

(前事業年度末の開示からの変動に関する説明)

△EVEは、固定金利の貸出金残高の減少を主因に、最大値は前事業年度末対比で増加し、10,483百万円となりました。
△NIIは、上方パラレルシフトの金利シナリオで最大となり、最大値は8,226百万円となりました。なお、定期預金残高増加を主因に、前事業年度末対比で△NIIの最大値の金利シナリオは変化しました。

12 内部格付手法と標準的手法の比較に関する事項

(1) 信用リスク (リスク・ウェイトのみなし計算及び信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー、証券化エクスポージャー、持株自己資本比率告示第六章の二に規定するCVAリスク並びに中央清算機関関連エクスポージャーを除く。)に関する次に掲げる事項

	2023				
	①内部格付手法が適用されるポートフォリオ (1)信用リスク・アセットの額	②標準的手法が適用されるポートフォリオ (2)①に標準的手法を適用し算出した信用リスク・アセットの額	③信用リスク・アセットの額 (3)信用リスク・アセットの額	④標準的手法を適用し算出した信用リスク・アセットの額 (4)標準的手法を適用し算出した信用リスク・アセットの額	
3月31日現在					
事業法人向けエクスポージャー (特定貸付債権を除く)	30,888	70,627	28,148	59,036	98,775
ソブリン向けエクスポージャー	3,010	2,257	—	3,010	2,257
金融機関等向けエクスポージャー	35,793	47,699	3,046	38,839	50,746
居住用不動産向けエクスポージャー	188,381	967,869	—	188,381	967,869
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	—	—	—	—	—
その他リテール向けエクスポージャー	82,022	411,515	—	82,022	411,515
株式等エクスポージャー	158	158	—	158	158
特定貸付債権	—	—	—	—	—
購入債権	390	860	—	390	860
合計	340,644	1,500,988	31,194	371,839	1,532,182

	2024				
	①内部格付手法が適用されるポートフォリオ (1)信用リスク・アセットの額	②標準的手法が適用されるポートフォリオ (2)①に標準的手法を適用し算出した信用リスク・アセットの額	③信用リスク・アセットの額 (3)信用リスク・アセットの額	④標準的手法を適用し算出した信用リスク・アセットの額 (4)標準的手法を適用し算出した信用リスク・アセットの額	
3月31日現在					
事業法人向けエクスポージャー (特定貸付債権を除く)	42,791	79,783	8,109	50,901	87,892
ソブリン向けエクスポージャー	27,698	2,484	—	27,698	2,484
金融機関等向けエクスポージャー	39,081	42,739	3,322	42,403	46,061
居住用不動産向けエクスポージャー	219,464	1,116,003	—	219,464	1,116,003
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	—	—	—	—	—
その他リテール向けエクスポージャー	96,436	492,950	—	96,436	492,950
株式等エクスポージャー	—	—	—	—	—
特定貸付債権	—	—	—	—	—
購入債権	86	240	2,222	2,308	2,462
合計	425,559	1,734,201	13,654	439,213	1,747,855

■ その他財務データ

■ ソニーフィナンシャルグループ（連結）

(2) 証券化エクスポージャーに関する事項

3月31日現在	百万円	
	2023	2024
(1) 信用リスク・アセットの額	80,973	93,061
(2) 銀行を標準的手法採用行とみなして 持株自己資本比率告示第六章に定めるところにより判定された手法により算出した信用リスク・アセットの額	80,973	93,061

保険業法、銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権の状況

3月31日現在	百万円	
	2023	2024
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	547	443
危険債権額	642	641
要管理債権額	1,545	1,286
三月以上延滞債権額	—	—
貸出条件緩和債権額	1,545	1,286
小計額	2,735	2,371
正常債権額	3,880,525	4,182,381
合計額	3,883,261	4,184,752

連結ソルベンシー・マージン比率

3月31日現在	百万円	
	2023	2024
(A) 連結ソルベンシー・マージン総額	1,645,916	1,647,090
資本金等の額	623,820	661,434
価格変動準備金	63,562	67,622
危険準備金	193,989	188,210
異常危険準備金	41,052	40,974
一般貸倒引当金	573	615
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益(税効果控除前)×90%(マイナスの場合100%)	△47,269	△101,527
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	60,119	65,337
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額(税効果控除前)	3,371	4,141
繰延税金資産の不算入額	—	—
配当準備金未割当部分	178	125
税効果相当額(不算入額控除後)	105,629	105,565
負債性資本調達手段、保険料積立金等余剰部分等	600,918	615,212
少額短期保険業者に係るマージン総額	—	—
控除項目	30	620
(B) 連結リスクの合計額 $\sqrt{[(R_1^2 + R_5^2) + R_6 + R_9]^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4 + R_6$	207,785	225,175
保険リスク相当額 (R ₁)	25,528	26,202
一般保険リスク相当額 (R ₅)	16,572	17,268
巨大災害リスク相当額 (R ₆)	2,700	3,200
第三分野保険の保険リスク相当額 (R ₉)	8,215	7,846
少額短期保険業者の保険リスク相当額 (R ₉)	—	—
予定利率リスク相当額 (R ₂)	43,822	50,228
最低保証リスク相当額 (R ₇)	18,515	14,352
資産運用リスク相当額 (R ₃)	128,484	142,610
経営管理リスク相当額 (R ₄)	10,386	11,103
連結ソルベンシー・マージン比率 (A) / {(1/2) × (B)}	1,584.2%	1,462.9%

(注) 1. 上記は、保険業法施行規則第210条の11の3、第210条の11の4及び平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しています。
2. 最低保証リスク相当額は、標準的方式を用いて算出しています。

■ ソニー生命 (単体)

保険業法に基づく債権の状況

3月31日現在	百万円	
	2023	2024
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	6	7
危険債権額	—	—
要管理債権額	—	—
三月以上延滞債権額	—	—
貸付条件緩和債権額	—	—
小計額	6	7
正常債権額	866,347	718,909
合計額	866,353	718,916

■ ソニー損保

保険業法に基づく債権の状況

保険業法に基づく債権は一切ありません。

■ ソニー銀行 (単体)

銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権の状況

3月31日現在	百万円	
	2023	2024
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	541	436
危険債権額	628	627
要管理債権額	1,545	1,286
三月以上延滞債権額	—	—
貸出条件緩和債権額	1,545	1,286
小計額	2,714	2,350
正常債権額	3,014,145	3,463,439
合計額	3,016,860	3,465,789

以下は、平成24年（2012年）3月29日金融庁告示第21号（銀行法施行規則第19条の2第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、銀行等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件）に従い記載しています。

1. 当社（グループ）の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

(1) 「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」及び「対象従業員等」（合わせて「対象役職員」）の範囲については、以下のとおりであります。

①「対象役員」の範囲

対象役員は、当社の取締役及び監査役です。なお、社外取締役を除き、業務執行を行わない取締役及び監査役に対しては、報酬を支給しません。

②「対象従業員等」の範囲

当社では、対象役員以外の当社の役員及び従業員並びに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当社及びその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としています。なお、当社の対象役員以外の役員及び従業員並びに主要な連結子法人等の役職員で、対象従業員等に該当するものはいません。

(a) 「主要な連結子法人等」の範囲

主要な連結子法人等の範囲は、ソニー銀行、ソニー・ライフケア、ライフケアデザイン、プラウドライフ、及びソニーフィナンシャルベンチャーズです。

(b) 「高額の報酬等を受ける者」の範囲

当社では、対象役員のうち、従業員を兼務しており、従業員として賃金を支給されている者はいません。当社又は主要な連結子法人等から対象役員が1年間に受領する報酬等の平均額を上回る報酬等を受ける者を、「高額の報酬等を受ける者」として選定しています。平均額の算出には、業務執行取締役の想定年間報酬を使用しています。期中退任した業務執行取締役については、期中退任しなかったと仮定した場合に1年間に受領する報酬等を算定しています。

(c) 「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者」の範囲

その者が通常行う取引や管理する事項が、当社、当社グループ、主要な連結子法人等の業務に相当程度の影響を与え、又は取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

(2) 対象役職員の報酬等の決定について

対象役員の報酬等の決定について

当社の業務執行取締役及び社外取締役の個人別報酬等の額については、取締役会からの諮問を受け、社外取締役を委員長とする報酬等諮問委員会が審議を行い、報酬等諮問委員会から答申を受けた取締役会において代表取締役社長 兼 CEOに個人別報酬等の具体的な内容の決定を委任する旨の決議を行い、代表取締役社長 兼 CEOが当該答申に基づき決定します。報酬等諮問委員会は、当社取締役及び執行役員の報酬等について審議しています。なお、社外取締役を除き、業務執行を行わない取締役に対しては、原則として報酬を支給しないものとしています。

また監査役の個別報酬等については、株主総会で定められた限度額の範囲内で、監査役の協議により決定します。

(3) 報酬委員会等の会議の開催回数

	2024年3月期開催回数
報酬等諮問委員会	9回

2. 当社（グループ）の対象役職員の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

「対象役員」の報酬等に関する方針

報酬決定方針

当社では「取締役の報酬等の決定に関する方針」「監査役の報酬等の決定に関する方針」を定めています。また、「報酬等諮問委員会規則」を定め、審議機関として「報酬等諮問委員会」を設けています。

基本方針

- 業務執行取締役の報酬は、グループ全体の業績及び企業価値向上に対する適切なインセンティブとして機能させることを目的として、固定部分、業績連動部分、中長期インセンティブ部分のバランスを勘案し、決定します。
- 業務執行を行わない取締役（社外取締役を除く）に対しては、原則として報酬は支給しません。
- 社外取締役については、役割に応じた固定報酬を支給します。監査役については、常勤監査役・非常勤監査役の役割に応じた固定報酬を支給します。

プロセス

- 業務執行取締役及び社外取締役の個人別報酬等の額については、取締役会の諮問を受け、社外取締役を議長とする報酬等諮問委員会が審議を行い、報酬等諮問委員会から答申を受けた取締役会において代表取締役社長 兼 CEOに個人別報酬等の具体的な内容の決定を委任する旨の決議を行い、代表取締役社長 兼 CEOが当該答申に基づき決定します。これらの決定権限を委任した理由は、当社を取巻く環境並びに当社の経営状況等を最も熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためです。
- 監査役の個人別報酬等については、監査役の協議により決定します。

報酬体系

●業務執行取締役：役位に応じた固定部分と、SFG全体の業績及び職務に応じた業績連動部分、中長期インセンティブ部分と
しています。

(固定部分) 役位や職責等に応じて水準を決定し、固定額を毎月、現金で支給します。固定部分は、役職序列が上がるにつれ年間報酬額に占める割合が逓減し、業績連動部分及び中長期インセンティブ部分の割合が逓増します。

(業績連動部分) 係る指標として、すべてのステークホルダーの期待・信頼に応え、SFGの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現すべく、外部報酬コンサルタント等の客観的・専門的な助言を参考に、報酬等諮問委員会での審議を経て、当社グループ連結業績数値である定量指標及び定性指標を使用しています。基準額(100%)に対して、定量指標は0~200%、定性指標は0~150%の範囲で変動します。総報酬に占める業績連動部分の比率は20~25%程度を目安とし、毎年、一定時期に現金で支給します。報酬等諮問委員会では、指標に基づく業績連動部分の計算結果を確認し、業務執行取締役の個人別報酬等の額を取締役に答申します。

業績連動部分に係る指標

	指標	ウェイト 代表取締役	計画	実績
定量	連結IFRS 営業利益 対計画比	24%	1,800億円	1,735億円
	連結IFRS ROE 対計画比	16%	12.0%	11.2%
定性	SFG定性 ・グループ経営力の強化 ・グループシナジーの推進 ・サステナビリティ ・グループガバナンスの強化	20%	-	-
	子会社定性(生命・損保・銀行・介護)	20%	-	-
	グループサステナビリティ	20%	-	-

(注) 定量指標の実績は、業績連動報酬評価用の一部調整しています。

(中長期インセンティブ部分) 中期業績に連動して決定する「インセンティブプラン」と「譲渡制限付株式ユニット」で構成されます。「インセンティブプラン」は、基準額に対し、当社グループ中期経営計画の定量・定性指標の達成状況を基に、0~200%の範囲で決定し、中期経営計画期間終了後に現金で支給します。「譲渡制限付株式ユニット」は、取得時から一定期間経過後に権利確定の上でソニーグループ(株)株式を交付するもので、毎年、一定時期に役位・職責に応じて付与します。譲渡制限期間及び譲渡制限が解除される要件や付与対象者並びに付与数などの具体的内容については、報酬等諮問委員会での審議し、取締役会に答申します。総報酬に占めるこれら中長期インセンティブ部分の比率は20~35%程度とします。なお、上記報酬とは別に、ソニーグループの業績向上に対する貢献意欲を高め、以って業績を向上させることを目的として、ソニーグループ(株)ストック・オプション(新株予約権)を役位・職責に応じてソニーグループ(株)より付与することがあります。

中長期インセンティブプランに係る指標

	指標	ウェイト	計画
定量	連結IFRS 営業利益(2020年度~2023年度)	30%	年平均成長率+5%以上 ^{*1}
	連結IFRS ROE	40%	8%以上 ^{*2}
定性	グループ経営力強化	6%	-
	グループシナジー	6%	-
	グループサステナビリティ&ESG	6%	-
	グループ顧客満足度	6%	-
	グループDX推進	6%	-

(注) *1 起点となる2020年度は、一時的要因除く米国会計基準ベース。
*2 IFRS ROEは、2023年度よりIFRS第17号(保険契約)を適用予定。

- 社外取締役：役割に応じた固定額としています。
- 監査役：常勤監査役・非常勤監査役の役割に応じた固定額としています。

報酬構成のイメージ (%)

■：固定部分 ■：業績連動部分 ■：中長期インセンティブ部分

代表取締役



取締役(代表取締役を除く)



社外取締役



報酬等諮問委員会では、報酬等の全体の水準が、SFGの財務の健全性の現状及び将来の見通しと整合的であり、将来の自己資本の十分性に重要な影響を及ぼさないことを確認しています。加えて、報酬体系の運用状況の監視を通じ、報酬額が短期的な収益獲得に過度に連動し、過度の成果主義を反映するといった問題が生じていないことなどについても確認しています。

3. 当社(グループ)の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性及び報酬等と業績の連動に関する事項

対象役員の報酬等の決定にあたっては、株主総会で役員全体の報酬総額が決議されたうえで、決定される仕組みになっています。対象役員の報酬等のうち業績連動報酬に係る指標としては、グループ各社の主要業績数値の対計画比を使用しています。報酬等諮問委員会では、指標に基づく業績連動部分の計算結果を確認し、業務執行取締役の個人別報酬等の額を取締役に答申します。なお、報酬等諮問委員会では、報酬等の全体の水準がSFGの財務の健全性の現状及び将来の見通しと整合的であり、将来の自己資本の十分性に重要な影響を及ぼさないことを確認するとともに、報酬体系の運用状況の監視を通じ、報酬額が短期的な収益獲得に過度に連動し、過度の成果主義を反映するといった問題が生じていないことなどについても確認しています。

4. 当社(グループ)の対象役職員の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		金銭報酬		非金銭報酬等	
		固定報酬	業績連動報酬		
取締役 (社外取締役を除く)	234	74	129	30	3
社外取締役	33	33	-	-	3
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-	-
社外監査役	34	34	-	-	3
計	302	142	129	30	9

- (注) 1. 報酬等とは、報酬、賞与其他その職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益をいいます。
2. 報酬等の種類とは、金銭報酬(固定報酬、業績連動報酬)、非金銭報酬(株式報酬)及び賞与等をいいます。
3. 上記の支給人数及び報酬等には、2023年6月23日開催の第19回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名と監査役1名を含んでいます。なお、当年度末現在の支給人数は、取締役3名及び監査役2名であり、当社は社外取締役を除き、業務執行を行わない取締役に対しては、原則として報酬を支給していません。
4. 業績連動報酬には、当社グループ連結業績に連動する年次業績連動報酬と当社グループ中期経営計画に連動するインセンティブプランを含んでいます。インセンティブプランは、中期経営計画最終年度の業績目標の達成度に応じて支給額が決定するもので、1年毎に費用計上する必要があり、合理的な見積もりによって当該年度に計上した額を記載しています。実際の支給額は、中期経営計画期間終了後に確定します。
5. 非金銭報酬等には、ソニーグループ(株)株式による譲渡制限付株式ユニットの費用計上額(業務執行取締役1名に対し報酬30百万円)が含まれています。
6. 上記のほか、当社取締役の一部に対し、ソニーグループ(株)より、同社のインセンティブ制度に基づきストック・オプションが付与されています。
7. 2024年1月10日付の株主総会において、上記の報酬とは別に、代表取締役 遠藤俊英に対する報酬等として、2024年7月1日を割当日として、ストックオプションとして新株予約権を発行することが決議されています。

5. 当社(グループ)の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

報酬等諮問委員会での審議を踏まえ、2024年1月10日付の株主総会において、上記「報酬体系」に記載の報酬等と別枠で、当社の業績と割当対象者の受ける利益とを連動させることにより、当社グループの業績向上に対する貢献意欲を高め、以って業績を向上させることを目的として、代表取締役 遠藤俊英に対して、2024年7月1日付で、ストックオプションとして新株予約権を発行しています。当該新株予約権の詳細は、有価証券報告書「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」(https://www.sonyfg.co.jp/ja/financial_info/yuho/)をご覧ください。

あ行

異常危険準備金

保険業法施行規則により、異常災害による損害のてん補に充てるため、損害保険会社が毎決算期に収入保険料を基礎として計算した金額を積み立てることとされている責任準備金のひとつです。損害保険会社の担保する危険が広範囲であるという特性から、地震、台風などの異常災害発生による巨額の保険金支払いが必要な場合に備えて、積立を複数事業年度にわたり累積的に行い、異常災害が発生した年度に取崩すという仕組みが設けられています。

一般勘定

特別勘定を除いた財産を経理する勘定で、ここでは一定の予定利率を保険契約者に保証し、生命保険会社が資産運用のリスクを負っています。

役員取引等収支

役員とはサービスのことで、役員を提供することで得られる銀行振込手数料、投信販売手数料などの収益から、役員提供に係る費用を差し引いたものです。

か行

外貨建保険

保険料が外貨建で運用される保険です。ソニー生命では、米ドル建保険を取扱っており、保険契約者は、米ドル建の保険料を円に換算して払い込み、保険金などは円または米ドルのいずれかを選択して受け取ることができます。

解約返戻金

保険契約が解約などにより解除された場合、保険契約者に払い戻す金額です。解約返戻金の有無や額は、保険の種類、保険期間、経過年数などによって異なります。

価格変動準備金

保険会社が保有する株式・債券などの価格変動による損失に備えるため、あらかじめ積み立てる準備金です。

危険準備金

保険リスク、予定利率リスクなどの将来発生が見込まれる危険に備えるための準備金です。

基礎的内部格付手法

自己資本比率の算定における信用リスク・アセットの額を算出する手法には、標準的手法と内部格付手法があります。標準的手法は、当局設定のリスク・ウェイトを使用して信用リスク・アセットの額を算出する手法です。内部格付手法は、高度なリスク管理を行っている金融機関が内部で推計したデフォルト率などを利用して信用リスク・アセットの額を算出する手法であり、一部デフォルト時の損失率などについて当局設定値を用いる基礎的内部格付手法と、いずれも自社推計値を用いる先進的内部格付手法があります。

業務粗利益

銀行本来の業務の収支である「資金運用収支」「役員取引等収支」「特定取引収支」および「その他業務収支」の4つの合計です。粗利益（売上高－仕入れ）に相当するもので、銀行が本来の業務でどれくらいの利益を上げているかの指標となります。

契約者配当準備金

保険業法施行規則により、契約者への配当財源として積み立てることとされている準備金のことをいいます。

個人年金保険

払い込まれた保険料から積み立てられた資金を原資として、契約時に定めた一定の年齢から年金を受け取れる保険で、年金を受け取る期間、年金の形態、保険料の払込方法、年金受取開始日前の死亡保障により、いろいろなタイプがあります。

コンバインド・レシオ

正味損害率と正味事業費率の合算値で、損害保険会社の保険本業での収益力を示す指標です。一般的にこの値が低いほど収益性が高いといわれています。

さ行

再保険

保険会社が、自己の引受けた保険のうち、保険契約のリスクを分散するために国内外の再保険引受会社と結ぶ保険契約のことです。

事業費率

収入保険料に対する事業費の割合で、保険会社の経営効率化を示す指標として用いられます。事業費は保険の募集や維持管理、保険金などの支払いのために使用する費用です。

資金運用収支

業務粗利益の4つの収支の中でもっとも大きなウェイトを占めるのが資金運用収支です。銀行では一般的に、個人などから集まった預金やインターバンクで市場調達した資金を、個人・法人向けの貸出や有価証券運用に充てています。資金運用収支は、貸出金などから受け取った利息の合計額（「資金運用収益」）と預金などに支払った利息の合計額（「資金調達費用」）の差、つまり利息の収支です。利息の収支ということは、金利が変動することによる影響（例えば、預金金利は上がって貸出金利が変わらなければ、そこから得られる利息の収支は減少します）や、預金や貸出金の残高による影響を受けます。

自己資本比率

自己資本を総資産で割った比率で、信用リスク・アセット（総資産のうち、万が一の場合に貸倒れの可能性がある資産）などに対して資本金などの自己資本がどれくらいあるかを示す指標のことです。多額の貸出金の回収ができないというような場合には、自己資本を取り崩して処理をすることとなる可能性もあります。自己資本が大幅に減ってしまうと、銀行の経営が困難となってきます。自己資本比率規制とは、自己資本比率を一定水準以上に保つことによって銀行経営の健全性を確保しようとするもので、自己資本比率は銀行経営の健全性を示す重要な指標のひとつとなっています。海外に営業拠点を持つ銀行に対しては、その健全性を確保する国際的な統一ルールとして8%以上の自己資本比率を、海外に営業拠点を持たない銀行では、日本では4%以上の自己資本比率が求められています。

支払備金

支払義務が発生している保険金、返戻金その他の給付金のうち、決算期末時点で保険金支払額が未確定のものや保険金が未払いのものについて、その保険金の見込額や未払額を積み立てる準備金のことをいいます。

正味収入保険料

保険契約者から直接受け取った保険料（元受正味保険料）から再保険料を加減（支払再正味保険料を控除し、受再正味保険料を加える）した額をいいます。

生前給付保険

被保険者が三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）など所定の状態になったとき、一括して保険金をお支払いする保険です。

責任準備金

保険会社が将来の保険金・年金・給付金の支払いなどの保険契約上の保険会社が負う債務に備え、保険料や運用収益などを財源として、あらかじめ積み立てておく準備金です。

その他業務収支

銀行の本来の業務のうち「資金運用収支」「役員取引等収支」「特定取引収支」以外の業務をいいます。例えば、ドルなどの外貨を売買する業務です。この場合、外貨をある金額で仕入れ、それより高く売れた場合は仕入れを上回った分が収益（「その他業務収益」）に、安く売った場合は仕入れを下回った分が費用（「その他業務費用」）になります。

ソルベンシー・マージン

ソルベンシー・マージンとは「支払余力」という意味です。保険会社は、将来の保険金などの支払いに備えて責任準備金を積み立てているため、通常予測できる範囲のリスクについては十分対応できます。しかし、大災害や株の大暴落など環境の変化によって、予想外の出来事が起こる場合があります。そのような通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」をどの程度有しているかを判断するための行政監督上の指標のひとつが「ソルベンシー・マージン比率」です。

損害調査費

保険会社が保険事故の調査などに要した人件費・物件費などの費用をいいます。

損害率

収入保険料に対する支払った保険金の割合をいいます。保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられます。正味損害率は正味支払保険金に損害調査費を加えて正味収入保険料で除した割合をいいます。

た行

定期保険

契約時に定めた保険期間内に被保険者が死亡または高度障害状態になったときに保険金をお支払いする保険です。

デュレーション

対象となる資産（運用資産）や負債（保険契約債務）の将来キャッシュ・フロー（利息収入、元本償還、保険料受取、保険金・配当金支払いなど）の現在価値が、金利変動によってどの程度影響を受けるかという感応度を示す指標です。さまざまな種類・計算方法のデュレーションがありますが、対象キャッシュ・フローの加重平均残存期間で表す方法が比較的多く用いられます。

特別勘定

変額保険や変額年金保険など、運用成果を直接契約者に還元するために、会社の有する他の財産とは区分して運用される勘定のことです。

な行

年換算保険料

保険料の支払い方法には、月払い、年払い、一時払いなどがあります。そうした支払方法の違いを調整し、契約期間中に平均して支払うと仮定した場合に、生命保険会社が保険契約から1年間にどのくらいの保険料収入を得ているかを示すもので、経営指標のひとつです。

は行

変額保険

株式や債券を中心に資産を運用し、運用の実績によって保険金や解約返戻金が増減する生命保険で、資産運用リスクは保険契約者が負います。なお、基本保険金額は運用実績にかかわらず最低保証されま

保険契約準備金

保険契約に基づく保険金支払いなどの責任を果たすために、保険業法において保険会社が将来の保険金などの支払いに備えて積み立てることが義務づけられている準備金で、貸借対照表の負債の部に記載されます。保険契約準備金には、「支払備金」「責任準備金」などがあります。

保険引受利益

保険引受収益（正味収入保険料など）から、保険引受費用（正味支払保険金や損害調査費など）と保険引受に係る営業費および一般管理費を控除し、その他収支（自賠責保険などに係る法人税相当額など）を加減したものをいいます。

保険料

保険契約者が保険契約に基づいて保険会社に支払う金銭のことです。保険契約の申し込みをしても、保険料の支払いがなければ保障・補償されません。

保有契約高

個々の保険契約者に対して生命保険会社が保障する金額の総合計額です。契約者から払い込まれた保険料の総合計額（保険料収入）とは異なります。

ま行

元受正味保険料

元受保険料から元受解約返戻金および元受その他返戻金を控除したものです。

や行

予定利率

保険会社は資産運用による一定の収益をあらかじめ見込んで、その分だけ保険料を割り引いています。その割引率を予定利率といいます。

A

ALM (Asset Liability Management)

資産と負債の特性を勘案して総合的に把握・管理することで、資産価値から負債価値を控除した純資産価値を最大化・安定化させるための手法です。

E

E.I. (アード・インカード) ^{そんがいつ} 損害率

支払備金・普通責任準備金の繰入・戻入を加味し、当期発生ベースでの損害率を示す指標で、以下の式で算出します。
 E.I.損害率 = (正味支払保険金 + 支払備金繰入額 + 損害調査費) ÷ 既経過保険料 [除く地震保険、自賠責保険]

ERM (Enterprise Risk Management)

企業が直面するリスクを一元的に把握・管理し、企業全体の視点からリスクの最適化を図ることにより、企業の戦略目標を達成し、企業価値の持続的向上を目指す手法です。

ESR (Economic Solvency Ratio)

リスクに対して十分な資本を確保しているかを示す健全性指標のひとつです。ソニー生命では、経済価値ベースの資本をリスク量で除して算出しています。

EV (Embedded Value)

生命保険事業の企業価値を示す指標のひとつで、「修正純資産」(貸借対照表の純資産の部に必要な修正を加えたもの)と「保有契約価値」(保有契約から将来見込まれる利益の現在価値)から構成されます。一般的な生命保険契約は、契約初期には経費が多くかかるため損失が発生しますが、保険期間を通じ回収する仕組みであるため、現行の法定会計による単年度の決算情報だけでは業績を正確に評価できません。そのため、ソニー生命では法定会計による財務情報を補足し企業価値を多面的に評価する指標として、EVを開示しています。

金融市場で取引される金融商品の価格と整合的に評価したEVを経済価値ベースのEVといいます。ソニー生命は2023年度決算より、経済価値ベースで評価したEVを開示しています。詳細は、ソニー生命の公表資料をご参照ください。

M

MDRT (Million Dollar Round Table)

世界70の国と地域で会員を有する、卓越した生命保険と金融サービスの専門家による国際的かつ独立した組織です。MDRT会員は、卓越した商品知識を持ち、厳しい倫理基準を満たしています。優れた顧客サービスを提供することで、ビジネスと地域社会のリーダーとして、また生命保険と金融サービスの専門家として世界中で認知されています。

R

ROEV (Return on Embedded Value)

生命保険会社の企業価値を示す指標であるEV (エンベディッド・バリュー) の増加額を生保会計の特殊性を考慮した利益とみなし、企業価値の成長性を測定する指標です。コアROEVは、運用利回りや割引率の変動などによる影響を除いたEVの成長率を指します。

保険業法施行規則第210条の10の2

保険持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

1. 経営の組織 (保険持株会社の子会社等 (法第271条の25第1項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。) の経営管理に係る体制を含む。)	46
2. 資本金の額及び発行済株式の総数	46
3. 持株数の多い順に10以上の株主に関する次に掲げる事項	
(1)氏名 (株主が法人その他の団体である場合には、その名称)	46
(2)各株主の持株数	46
(3)発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合	46
4. 取締役及び監査役	
(監査等委員会設置会社においては取締役、指名委員会等設置会社においては取締役及び執行役) の氏名及び役職名	36~37
5. 会計参与設置会社においては、会計参与の氏名又は名称	該当なし
6. 会計監査人の氏名又は名称	50

保険持株会社及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項

1. 保険持株会社及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	46、48
2. 保険持株会社の子会社等に関する次に掲げる事項	
(1)名称	47
(2)主たる営業所又は事業所の所在地	47
(3)資本金又は出資金の額	47
(4)事業の内容	47
(5)設立年月日	47
(6)保険持株会社が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	47
(7)保険持株会社の子会社等以外の子会社等が保有する当該子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	47

保険持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

1. 直近の営業又は事業年度における事業の概況	48
2. 直近の5連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
(1)経常収益又はこれに相当するもの	49
(2)経常利益若しくは経常損失又はこれらに相当するもの	49
(3)親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失	49
(4)包括利益	49
(5)純資産額	49
(6)総資産額	49
(7)保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率	49

保険持株会社及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

1. 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書 (これらに類する事項を含む。5.において同じ。)	50~56
2. 保険持株会社及びその子会社等の有する債権のうち次に掲げるものの額及び(1)から(4)までに掲げるものの合計額	
(1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	107~108
(2)危険債権額	107~108
(3)三月以上延滞債権額	107~108
(4)貸付条件緩和債権額	107~108
(5)正常債権額	107~108
3. 保険金等の支払能力の充実の状況 (法第271条の28の2各号に掲げる額に係る細目として別表に掲げる額を含む。) 及び保険持株会社の子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況 (法第130条各号に掲げる額を含む。)	49、107
4. 連結財務諸表規則第十五条の二第一項に規定するセグメント情報又はこれに相当するもの	80~82
5. 保険持株会社が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2 (公認会計士又は監査法人による監査証明) の規定に基づき公認会計士又は監査法人の証明を受けている場合には、その旨	50

事業年度の末日において、当該保険持株会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該保険持株会社の経営に重要な影響を及ぼす事象 (以下「重要事象等」という。) が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容 該当なし

特例企業会計基準等適用法人等においては、その採用する企業会計の基準 該当なし

銀行法施行規則第34条の26

銀行持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

1. 経営の組織 (銀行持株会社の子会社等 (法第52条の25に規定する子会社等 (法第52条の29第1項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。) をいう。以下同じ。) の経営管理に係る体制を含む。)	46
2. 資本金及び発行済株式の総数	46
3. 持株数の多い順に10以上の株主に関する次に掲げる事項	
(1)氏名 (株主が法人その他の団体である場合には、その名称)	46
(2)各株主の持株数	46
(3)発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合	46
4. 取締役及び監査役	
(監査等委員会設置会社においては取締役、指名委員会等設置会社においては取締役及び執行役) の氏名及び役職名	36~37
5. 会計参与設置会社においては、会計参与の氏名又は名称	該当なし
6. 会計監査人の氏名又は名称	50

銀行持株会社及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項

1. 銀行持株会社及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	46、48
2. 銀行持株会社の子会社等に関する次に掲げる事項	
(1)名称	47
(2)主たる営業所又は事務所所在地	47
(3)資本金又は出資金	47
(4)事業の内容	47
(5)設立年月日	47
(6)銀行持株会社が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	47
(7)銀行持株会社の子会社等以外の子会社等が保有する当該子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	47

銀行持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

1. 直近の中間事業年度又は事業年度における事業の概況	48
2. 直近の3中間連結会計年度及び2連結会計年度又は直近の5連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
(1)経常収益又はこれに相当するもの	49
(2)経常利益若しくは経常損失又はこれらに相当するもの	49
(3)親会社株主に帰属する中間純利益若しくは親会社株主に帰属する中間純損失又は親会社株主に帰属する当期純利益若しくは親会社株主に帰属する当期純損失	49
(4)包括利益	49
(5)純資産額	49
(6)総資産額	49
(7)連結自己資本比率	49

銀行持株会社及びその子会社等の直近の2中間連結会計年度又は2連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

1. 中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書又は連結株主資本等変動計算書 (これらに類する事項を含む。7.において同じ。)	50~56
2. 銀行持株会社及びその子会社等の有する債権のうち次に掲げるものの額及び(1)から(4)までに掲げるものの合計額	
(1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	107~108
(2)危険債権額	107~108
(3)三月以上延滞債権額	107~108
(4)貸出条件緩和債権額	107~108
(5)正常債権額	107~108
3. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	83~106
4. 経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項 (3.に掲げる事項を除く。)	該当なし
5. 連結財務諸表規則第15条の2第1項に規定するセグメント情報又はこれに相当するもの	80~82
6. 法第52条の28第1項の規定により作成した書面 (同条第2項の規定により作成された電磁的記録を含む。) について会社法第396条第1項による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	50
7. 銀行持株会社が中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書又は連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	50
8. 連結自己資本比率及び連結レバレッジ比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	該当なし

報酬等 (報酬、賞その他の職務執行の対価として銀行持株会社若しくはその子会社等から受ける財産上の利益又は労働基準法第11条に規定する賃金をいう。) に関する事項であって、銀行持株会社及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの 109~111

事業年度の末日において、当該銀行持株会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該銀行持株会社の経営に重要な影響を及ぼす事象 (以下「重要事象等」という。) が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容 該当なし

特例企業会計基準等適用法人等においては、その採用する企業会計の基準 該当なし



ソニーフィナンシャルグループ



この印刷製品は、環境に配慮した
資材と工場で製造されています。



本誌は、FSC®認証紙を使用し、植物油インキで印刷しています。